

第5回 新しい農村政策の在り方に関する検討会

日 時：令和2年10月13日（火）10:00～12:30

場 所：農林水産省第3特別会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 事

（1）農村における所得と雇用機会の確保に向けて
（農村をめぐる事情と検討課題）

（2）その他

3 閉 会

【配布資料】

資 料 1 農村における所得と雇用機会の確保に向けて
（農村をめぐる事情と検討課題）
（農林水産省）

資 料 2 島根県における「半農半X」の取組と
その実績をふまえた今後の取組方向
（島根県農業経営課 課長 田中 千之氏）

参考資料1 農村政策を中心とした戦後農政の流れ

参考資料2 地域づくり人材の育成の仕組み等の方向性

参考資料3 これまでの検討会における地域づくり人材の育成に
関する主な御意見及び対応方向

参考資料4 令和3年度農林水産関係予算概算要求について

農村における所得と雇用機会の確保に向けて (農村をめぐる事情と検討課題)

令和2年10月13日

農村振興局



目次

1 農村をめぐる事情

1－（１）人口減少社会

日本の総人口の推移	5
都市部の一極集中の状況	6
高齢化・人口減少の状況	7
人口減少の影響	10
農業協同組合出先機関及び営農指導員の減少状況	12
中山間地域の役割	13
中山間地域農業の課題	14

1－（２）田園回帰の高まり

田園回帰の高まり	16
定住先での過ごし方	19
二地域居住（デュアルライフ）への関心	20
関係人口の定義	21
関係人口の実態	22
関係人口の創出・拡大・関係の深化の事例	23
農村への移住の条件	24
大都市と小都市・町村の消費支出の比較	25
農業と様々な仕事を組み合わせた暮らしについてのアンケート調査	26

1－（３）新型コロナウイルスの影響

新型コロナウイルス感染症への対応	34
コロナ禍におけるテレワークの利用状況	35
地方移住への関心の更なる高まり	38
都市圏のオフィス需要の変化	40
ワーケーション導入への関心	41
ワーケーション拡大に向けた取組	42
農業を活用した多様な働き方について（JA系統による労働力支援スキーム）	43

2 検討課題

検討事項（案）	45
---------	----

農村における所得と雇用機会の確保に向けた基本的考え方（案）	46
-------------------------------	----

2－（１）複合経営等による農業所得の安定・向上

検討の方向性①（案）	48
中山間地域における農業所得の安定・向上（経営モデルの検討）	49
複合経営による所得の確保	50
いわゆる半農半Xの実践	51
（参考）本格的営農でない農への関わりに対する地方自治体の支援例	52

2－（２）農村発イノベーションの推進

検討の方向性②（案）	54
農村発イノベーションによる所得と雇用機会の確保	55
農村発イノベーションの事例	56

2－（３）農業経営と農村発イノベーションに取り組む事業体

検討の方向性③（案）	58
農業経営と農村発イノベーションに取り組む事業体のイメージ	59
特定地域づくり事業協同組合制度の概要	60
農業経営と農村発イノベーションに取り組む事業体の事例	61

（参考）新たな食料・農業・農村基本計画

新たな基本計画における農村の振興に関する施策の概要	66
食料・農業・農村基本計画抜粋	67

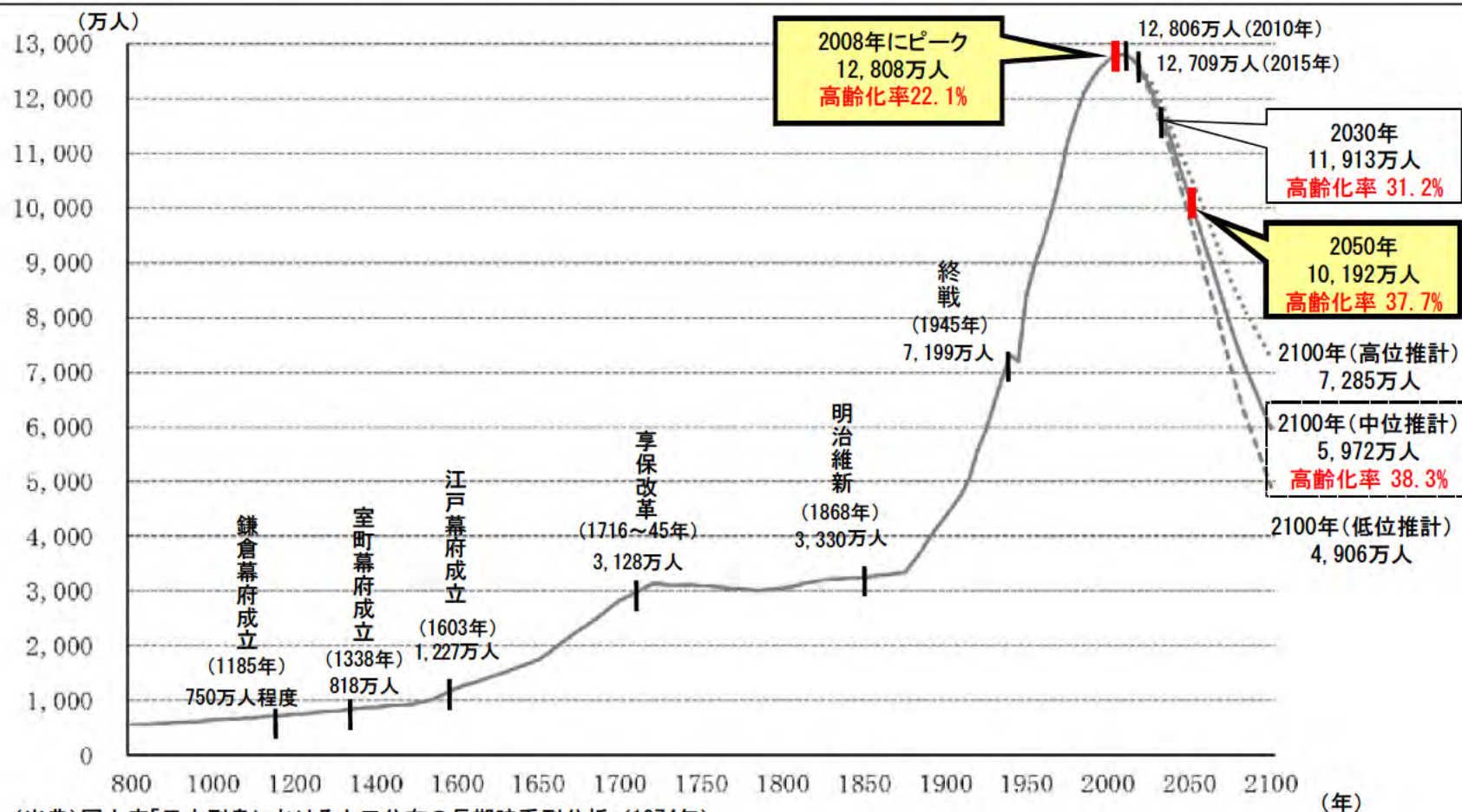
1 農村をめぐる事情

1 - (1) 人口減少社会

日本の総人口の推移

(第1回検討会資料より)

○日本の総人口は、今後100年間で100年前の水準に戻っていく可能性。この変化は千年単位で見ても類を見ない、極めて急激な減少。



(出典) 国土庁「日本列島における人口分布の長期時系列分析」(1974年)

(注) ただし、1920年からは、総務省「国勢調査」、「人口推計年報」、「平成17年及び22年国勢調査結果による補間補正人口」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」により追加。

都市部の一極集中の状況

(第1回検討会資料より)

- 高度経済成長期には、地方圏の人口が三大都市圏に流入。
- 1980年頃にかけて、人口流入は沈静化したが、その後バブル期にかけて東京圏に人口が流入。
- バブル崩壊後は、東京圏が一時的に転出超過となったが、2000年代以降は東京圏のみ再び転入超過の傾向が続く。

三大都市圏・地方圏の人口移動の推移



(出典)総務省「住民基本台帳人口移動報告」を基に農林水産省で作成。

(注)地域区分の定義

東京圏:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
大阪圏:京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

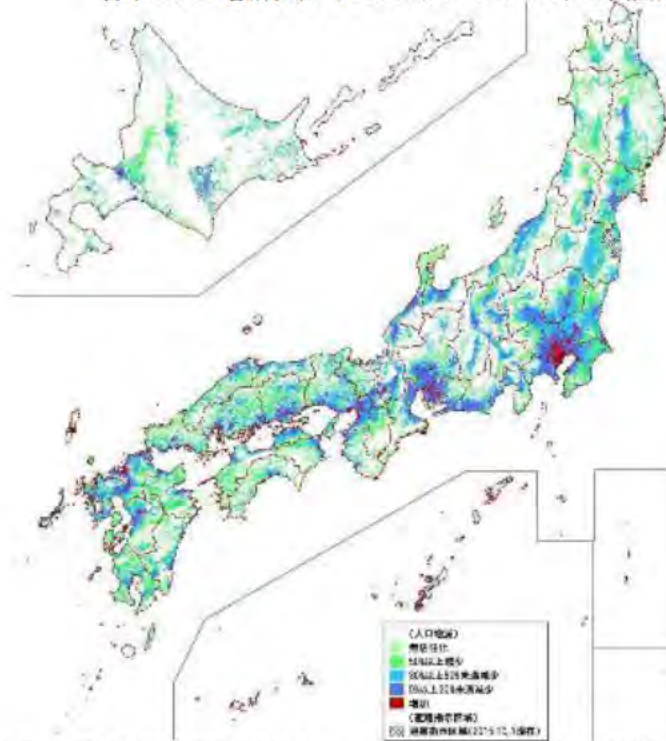
名古屋圏:岐阜県、愛知県、三重県
地方圏:東京圏、名古屋圏、大阪圏以外の地域

高齢化・人口減少の状況①

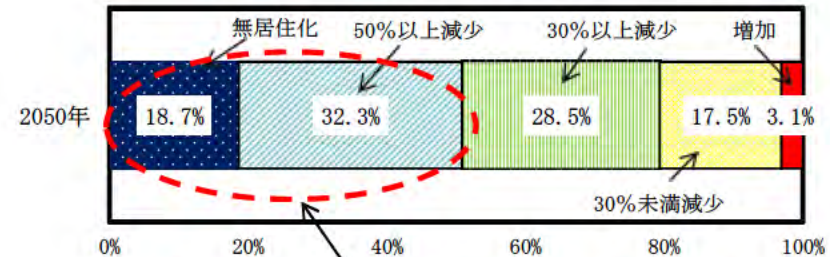
(第1回検討会資料より)

- 2050年には、全国の約半数の地域で人口が50%以上減少。
- 沖縄県等一部地域を除き、人口の増加がみられる地域は都市部に限られる。
- 人口規模が小さい市区町村ほど人口減少率が高くなる傾向があり、特に2015年時点の人口が1万人未満の市区町村に居住する人口は、およそ半分に減少する可能性。

将来の人口増減状況（1kmメッシュベース、全国図）

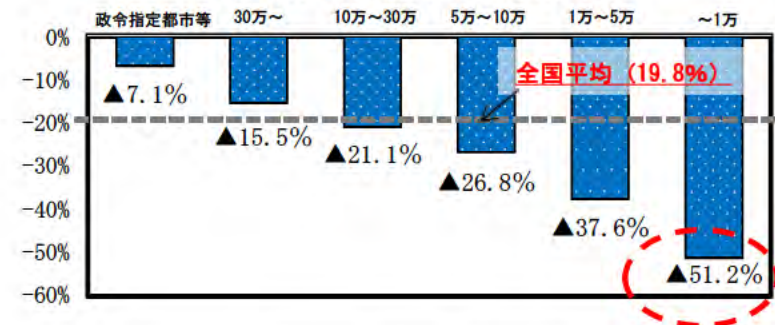


人口増減割合別の地点数（1kmメッシュベース）



全国の約半数の地域（有人メッシュの51%）で人口が半減

市区町村の人口規模別の人口減少率



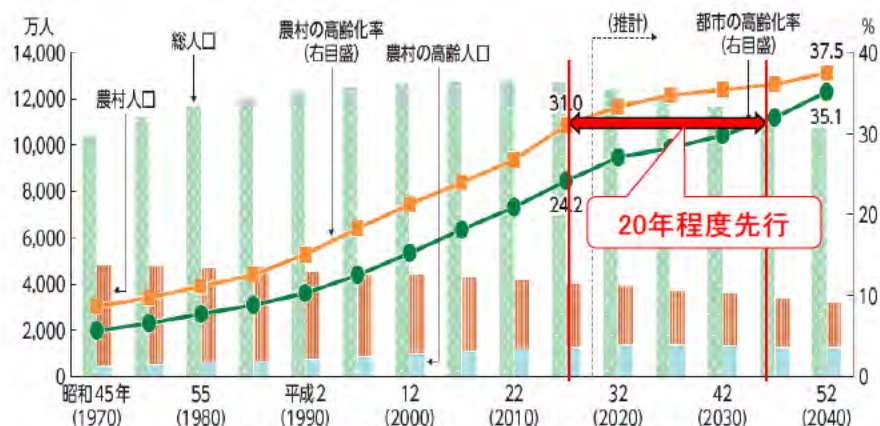
- (備考) 1. 総務省「平成27年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」等より、国土交通省国土政策局作成。
 2. 左図については、平成27年国勢調査時点（平成27年10月1日現在）における避難指示区域を黒塗り（斜線）で示している。

高齢化・人口減少の状況②

(第1回検討会資料より)

- 農山漁村における高齢化・人口減少は、都市に先駆けて進行。
- 人口減少は、農村の平地～山間になるほど顕著となり、特に山間地域においては、2045年には2015年から半減すると見込まれる。

【農村・都市部の人口と高齢化率】

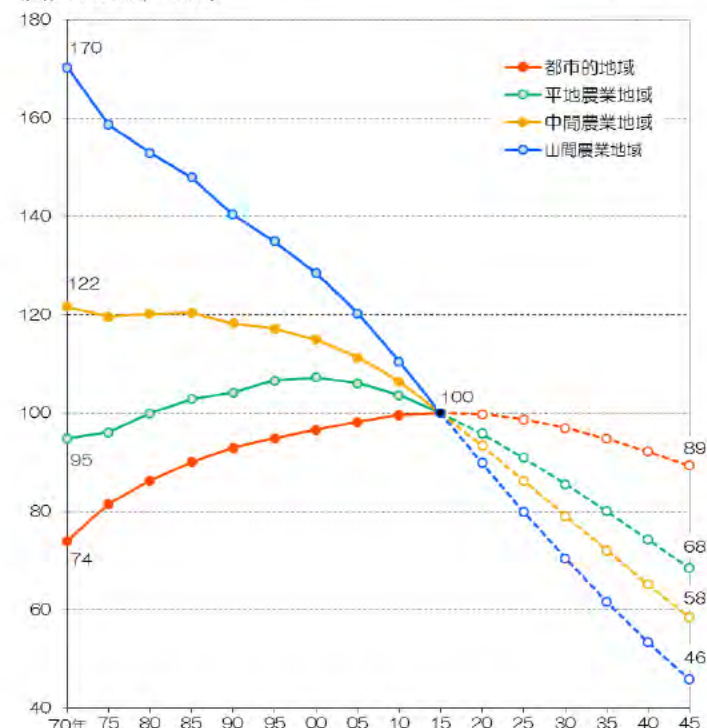


資料:総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来人口推計(2013年3月推計)」を基に農林水産省で推計。

注:ここでは、国勢調査における人口集中地区(DID)を都市、それ以外を農村とした。
なお、高齢化率とは、人口に占める65歳以上の高齢者の割合。

【農業地域類型別の人口推移と将来予測】

(指数:2015年=100)



注1) 国勢調査の組替集計による。なお、令和2年以降(点線部分)はコーホート分析による推計値である。

2) 農業地域類型は平成12年時点の市町村を基準とし、平成19年4月改定のコードを用いて集計した。

出典:農林水産政策研究所「農村地域人口と農業集落の将来予測」(2019年8月)

高齢化・人口減少の状況③

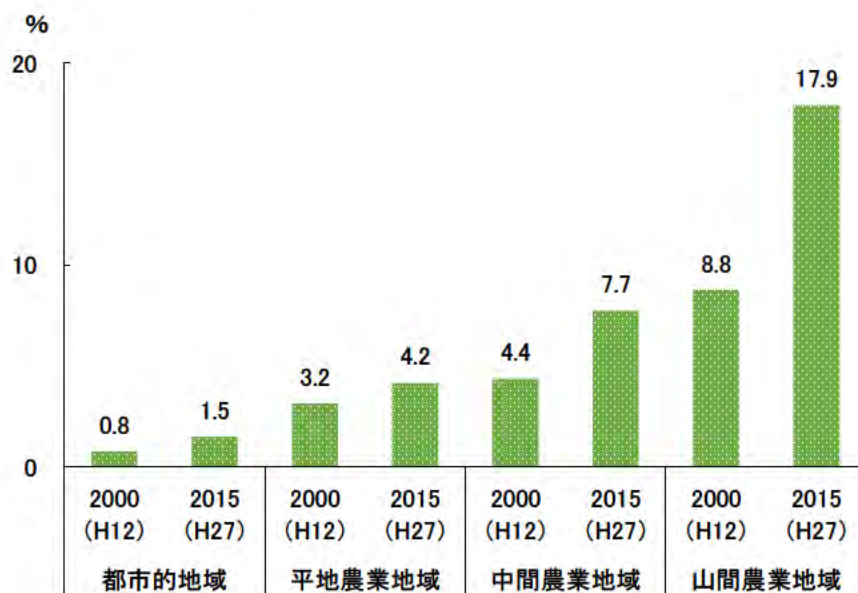
(第1回検討会資料より)

- 高齢化・人口減少の進行により、総戸数が9戸以下の農業集落の割合も増加。
- 農業集落に占める農家の割合は低下してきており、混住化が進展。

【農業集落】

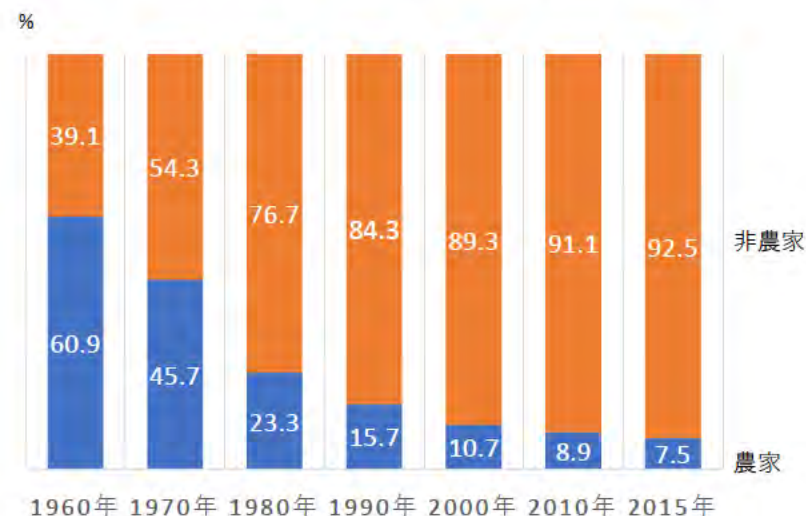
市区町村の区域の一部において、農業上形成されている地域社会のこと。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位。

【総戸数が9戸以下の農業集落の割合】



資料：農林水産省「農林業センサス」

【1農業集落当たりの農家率】



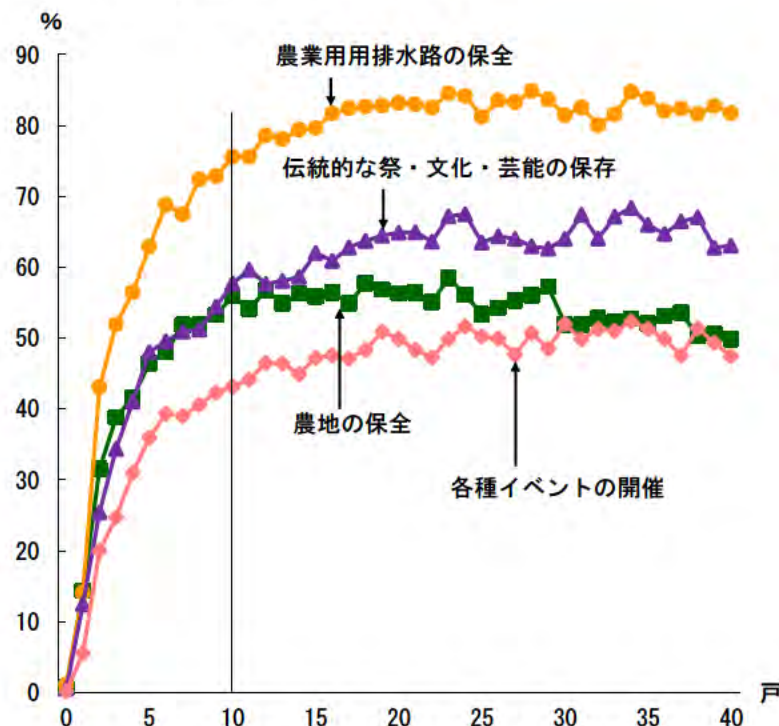
資料：農林水産省「農林業センサス」

人口減少の影響①

(第1回検討会資料より)

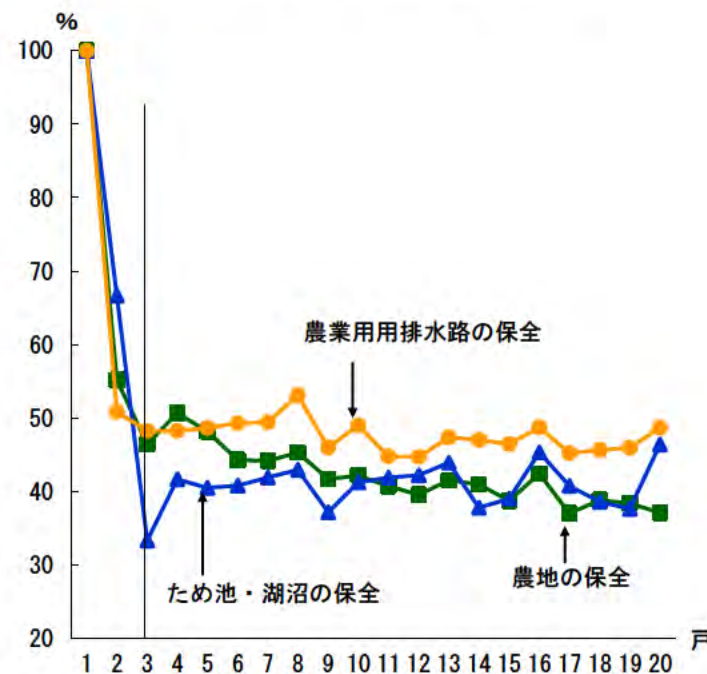
- 総戸数が10戸を下回る農業集落では、集落活動の実施率が急激に低下する傾向。
- 総戸数が3戸を下回ると、他の集落との共同保全活動を通して機能維持を図る傾向。

【集落活動の実施率と総戸数の関係】



資料：農林水産政策研究所「日本農業・農業構造の展開過程-2015年農林業センサスの総合分析-」（2018年12月）

【地域資源の共同保全率と総戸数の関係】



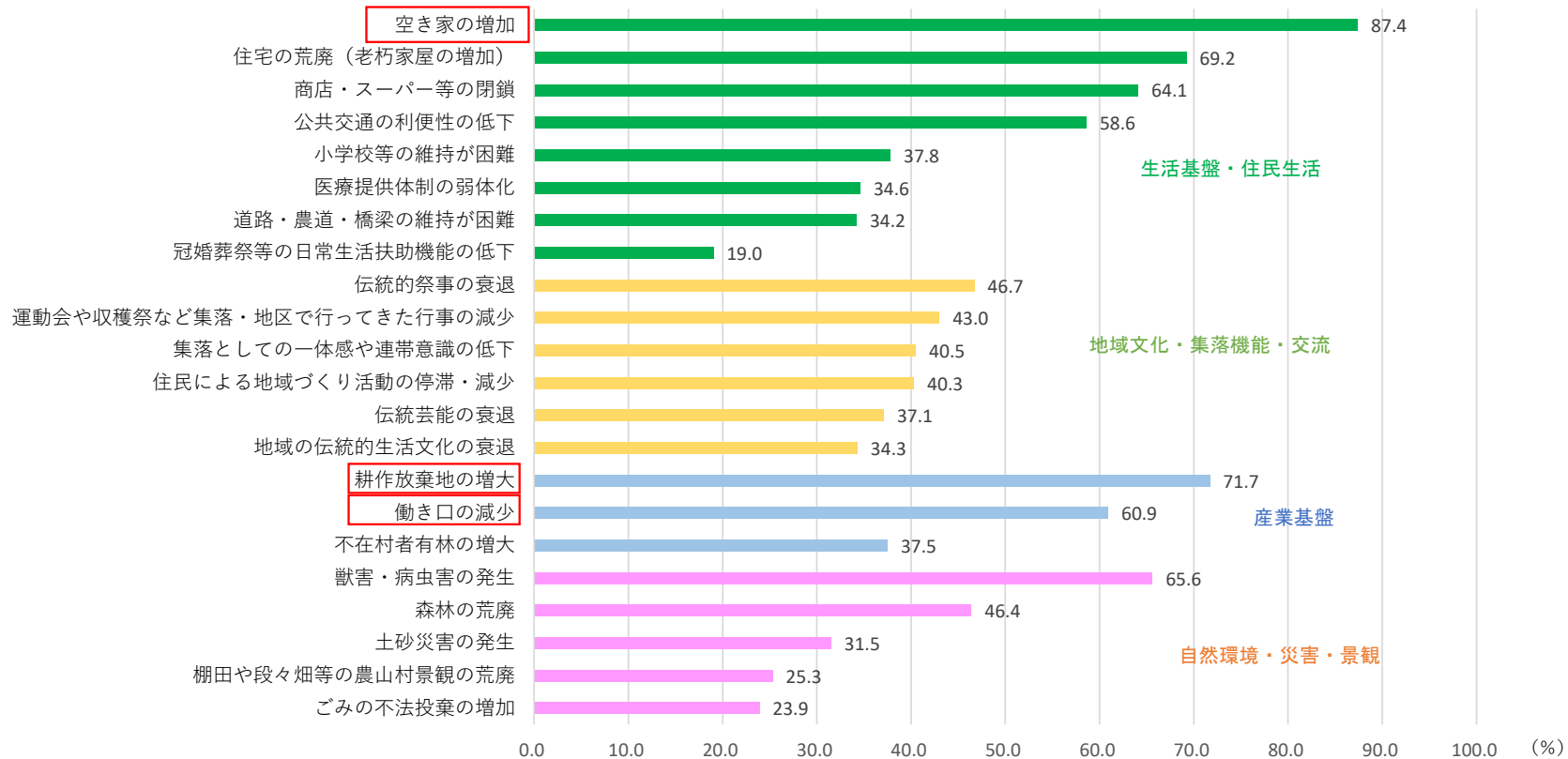
資料：農林水産政策研究所「日本農業・農業構造の展開過程-2015年農林業センサスの総合分析-」（2018年12月）

人口減少の影響②

(第1回検討会資料より)

○過疎地域集落では、空き家の増加、耕作放棄地の増大、働き口の減少などの問題が発生。

【集落で発生している課題(複数回答)】

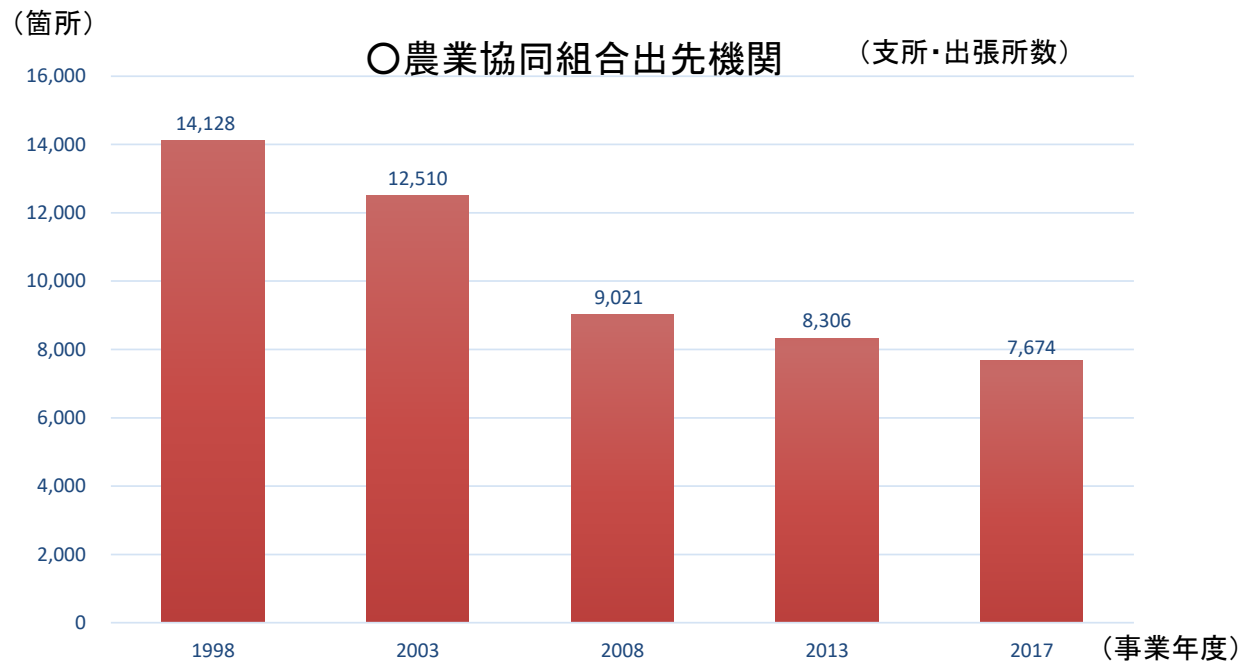


資料：総務省「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査報告書」(2020年3月公表)を基に農林水産省で作成

農業協同組合出先機関の減少状況

(第1回検討会資料より作成)

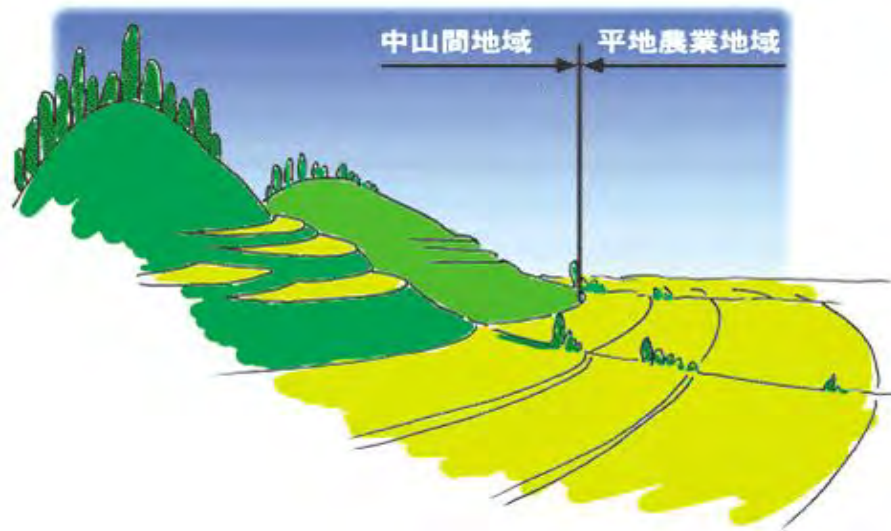
- 農業協同組合の出先機関(支所・出張所)は、1998年(平成10年)～2017年(平成29年)の20年間で半数近く減少。



(出典) 農林水産省「総合農協統計表」より作成

中山間地域の役割

- 中山間地域の人口は全国の約1割であるが、総土地面積の約7割、農業産出額と耕地面積の約4割を占めるなど、我が国農業・農村の中で重要な役割を果たしている。



【参考】

農林統計に用いる農業地域類型（要約）

中間農業地域	平地農業地域と山間農業地域との中間的な地域であり、林野率は主に50%～80%で、耕地は傾斜地が多い旧市区町村
山間農業地域	林野率が80%以上、かつ、耕地率が10%未満の旧市区町村

注1：DID（人口集中地区。Densely Inhabited District）：人口密度約4,000人/km²以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地域。

注2：旧市区町村：昭和25年2月1日時点の市区町村。

中山間地域の主要指標（平成27年）

区分	単位	全国 (A)	中山間地域 (B)	割合 (B/A)
①人口	万人	12,709	※ 1,420	※ 11.2%
②総土地面積	千ha	37,797	27,409	72.5%
③耕地面積	千ha	4,496	1,841	40.9%
④林野面積	千ha	24,802	21,742	87.7%
⑤総農家数	千戸	2,155	953	44.2%
⑥販売農家数	千戸	1,330	566	42.6%
⑦農業産出額	億円	88,631	※ 36,138	※ 40.3%
⑧農業集落数	集落	138,256	73,759	53.3%
⑨第1次産業 就業者数	千人	2,222 （1次産業 全産業 = 3.8%）	※ 861 （1次産業 全産業 = 12.5%）	※ 38.6%

※「①人口」、「③耕地面積」、「⑦農業産出額」、「⑨第1次産業就業者数」の中山間地域の値は、農林水産省地域振興課が独自に推計

資料：農林水産省「2015年農林業センサス」（組替集計）（②、④、⑤、⑥、⑧）

農林水産省「耕地及び作付面積統計」（③の全国の値）

農林水産省「生産農業所得統計」（⑦の全国の値）

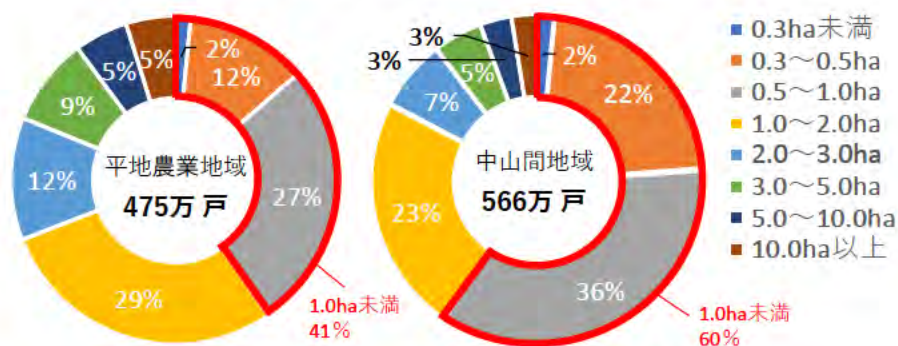
総務省「平成27年国勢調査」（①、⑨）

中山間地域農業の課題

- 中山間地域は、経営耕地面積規模が1.0ha以下の農家が約6割で、平地（約4割）に比べ規模が小さい。
また、販売金額規模が50万円以下の農家は約5割で、平地（約3割）に比べて割合が高い。

○ 小規模な農業経営

経営耕地面積規模別農家数の割合（販売農家）

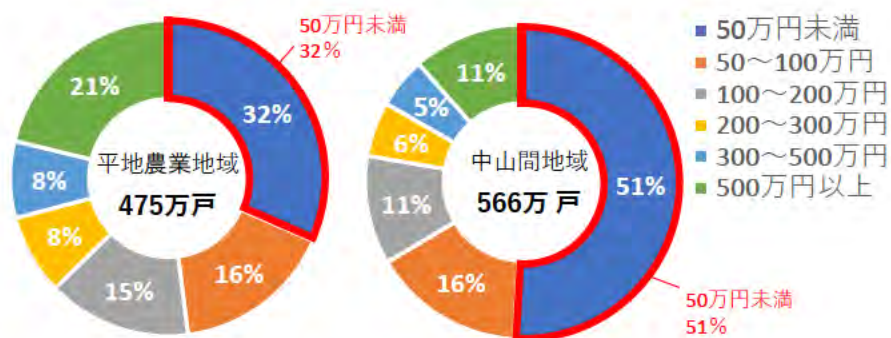


資料：農林水産省「2015年農林業センサス」

注1：農業地域類型区分は、平成29年12月改定のものを使用。

注2：四捨五入の関係で合計が100%にならない場合がある。

農産物販売金額規模別農家数の割合（販売農家）



資料：農林水産省「2015年農林業センサス」

注1：農業地域類型区分は、平成29年12月改定のものを使用。

注2：四捨五入の関係で合計が100%にならない場合がある。

※販売農家

経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家

※農家

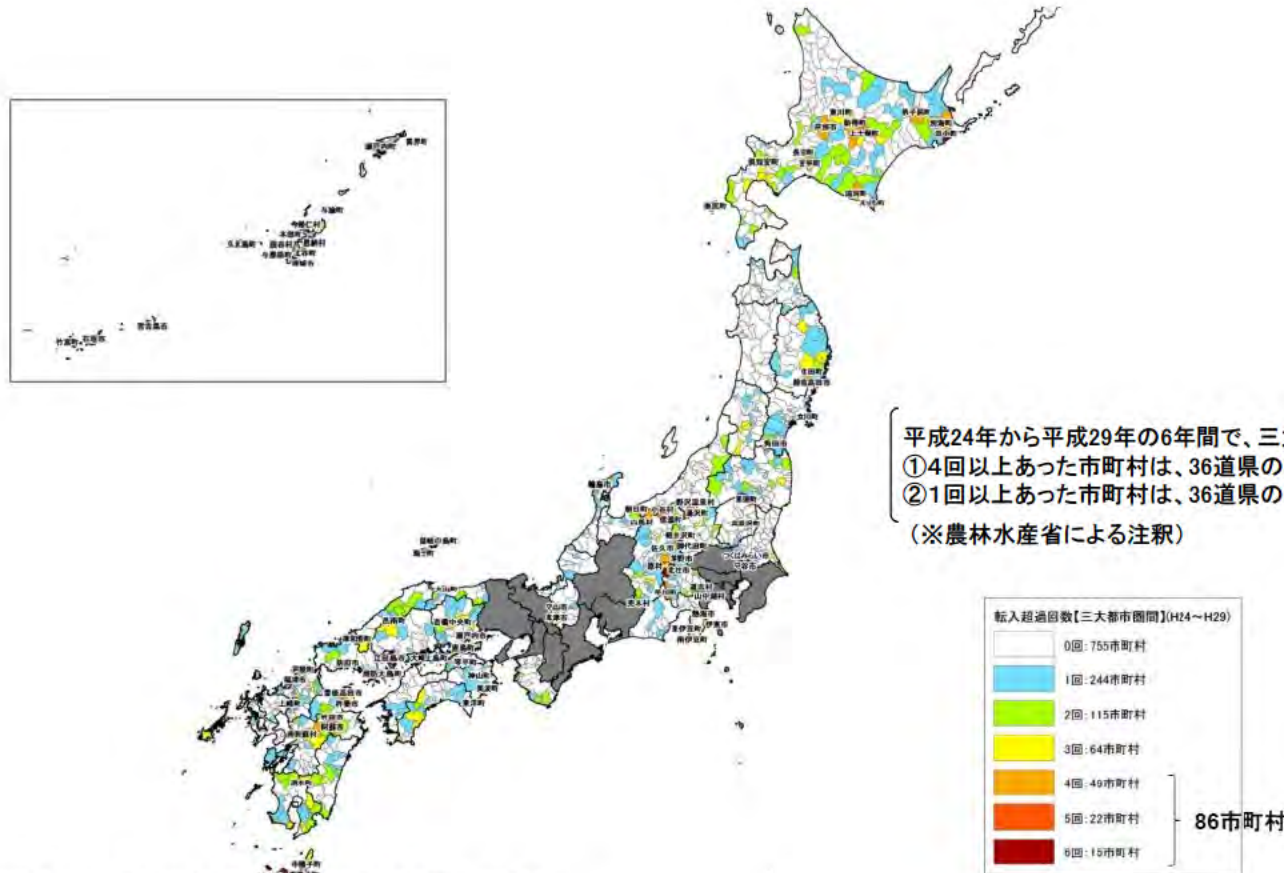
経営耕地面積が10a以上又は農産物販売金額が15万円以上の世帯

1 - (2) 田園回帰の高まり

田園回帰の高まり①

(第1回検討会資料より)

- 近年、三大都市圏からの転入が転出を上回っている市町村が、北海道から沖縄まで全国的にみられるようになっており、このような田園回帰の動きは全国的に広がってきている。



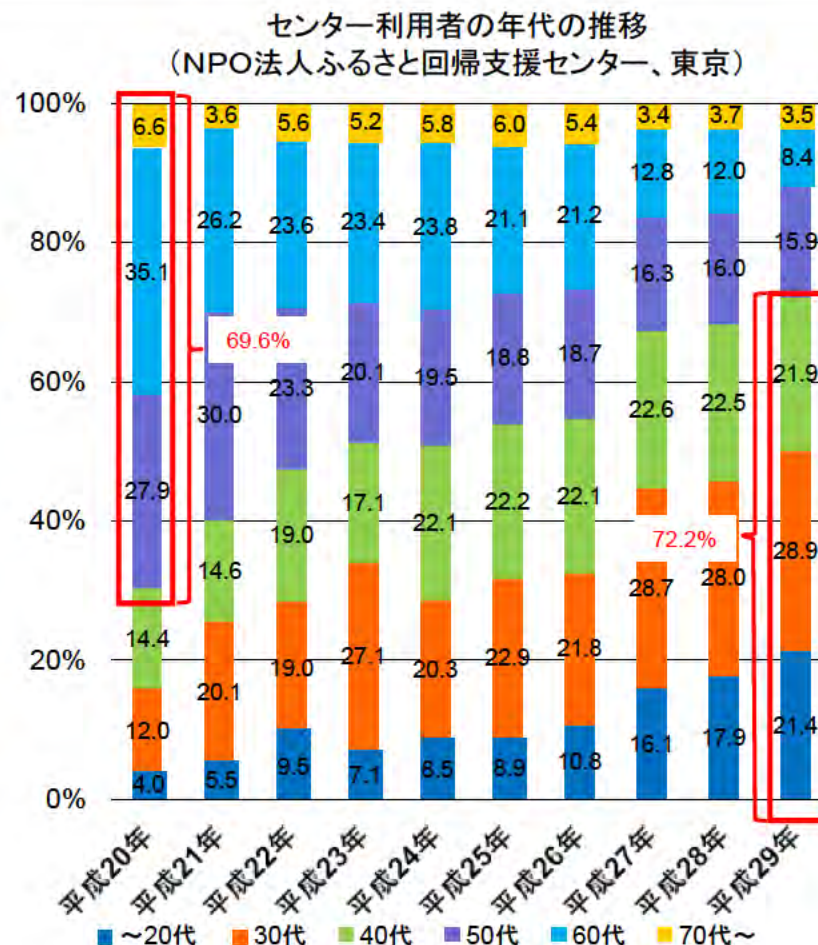
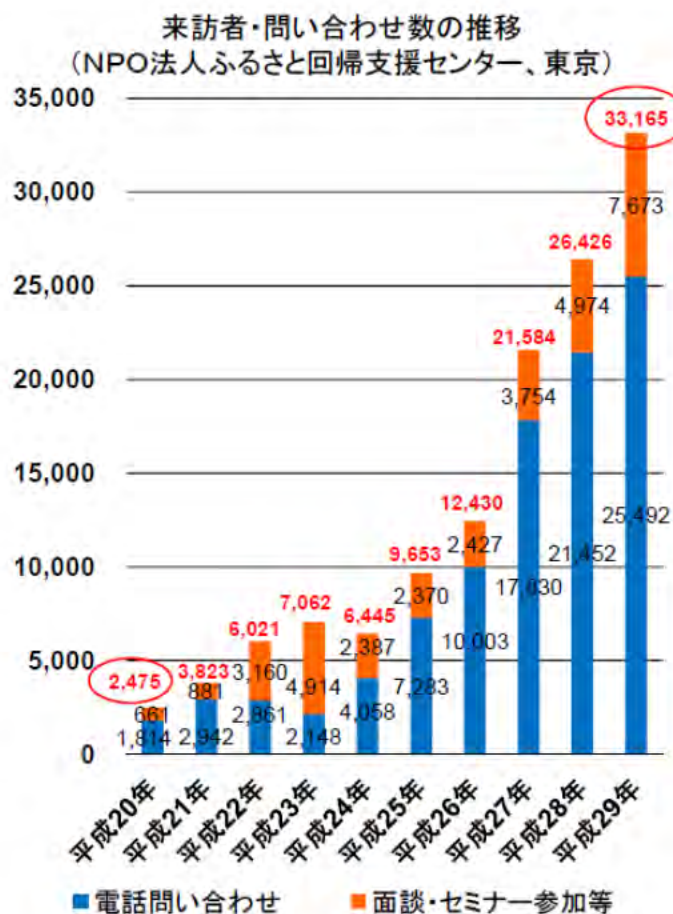
平成24年から平成29年の6年間で、三大都市圏(11都府県)からの転入超過が
 ①4回以上あった市町村は、36道県のうち、26道県の86市町村
 ②1回以上あった市町村は、36道県のうち、35道県の509市町村
 (※農林水産省による注釈)

(注1) 三大都市圏からの転入超過回数が4回以上の市町村をラベル表示。
 (注2) 「調査していないため該当数値がない」データが含まれていることに留意。
 (注3) 凡例の転入超過回数別の市町村数は三大都市圏を除く。
 (出典) 総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告(H24～H29)」をもとに国土政策局で作成

田園回帰の高まり②

(第1回検討会資料より)

- 地方への移住を考える人々が近年増加しており、その内訳として、20代から40代の若年層が占める割合も増加している。

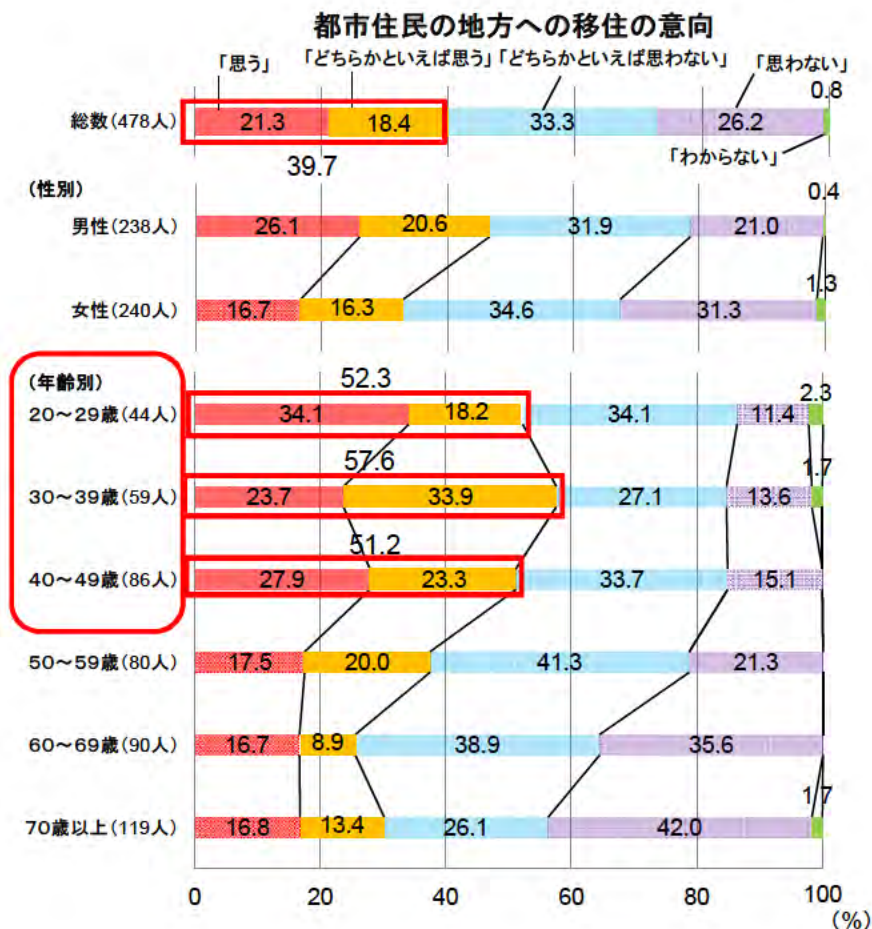


(出典)NPO法人ふるさと回帰支援センター提供資料

田園回帰の高まり③

(第1回検討会資料より)

- 都市に住む人の4割が「地方に移住してもよいと思う」又は「どちらかといえば思う」と考えており、年齢別にみると、20～40歳代でそれぞれ半数を超えている。



(出典)平成29年12月過疎問題懇談会資料

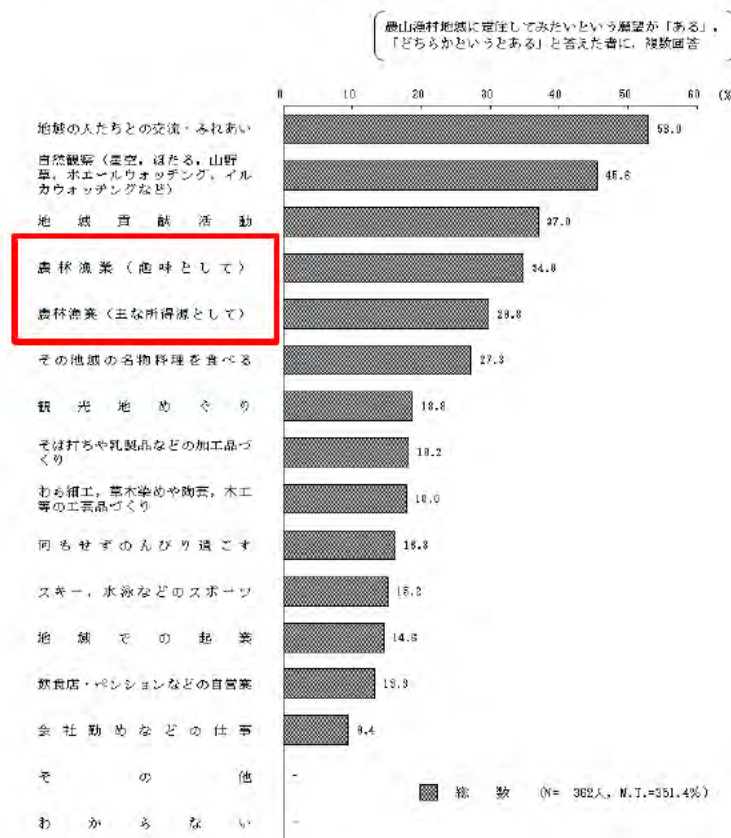
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/02gyousei10_04000053.html

定住先での過ごし方

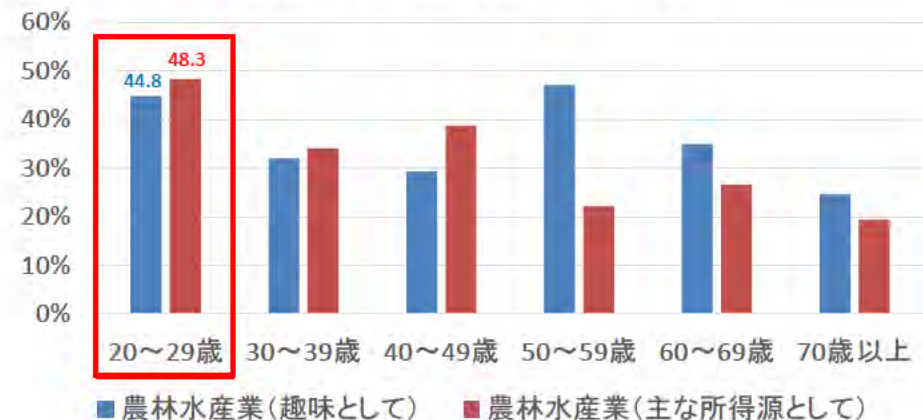
(第1回検討会資料より)

- 定住先での過ごし方について、農林漁業(趣味として)が34.8%、農林漁業(主な所得源として)が29.8%と、何らかの形で農と関わりたいと考えている者が多い。
- 年齢別にみると、20～29歳の若い世代が、農との関わりを強く求めていることが窺える。

図17 農山漁村地域に定住して過ごしたいこと



農山漁村地域に定住して過ごしたいこと(年齢別)



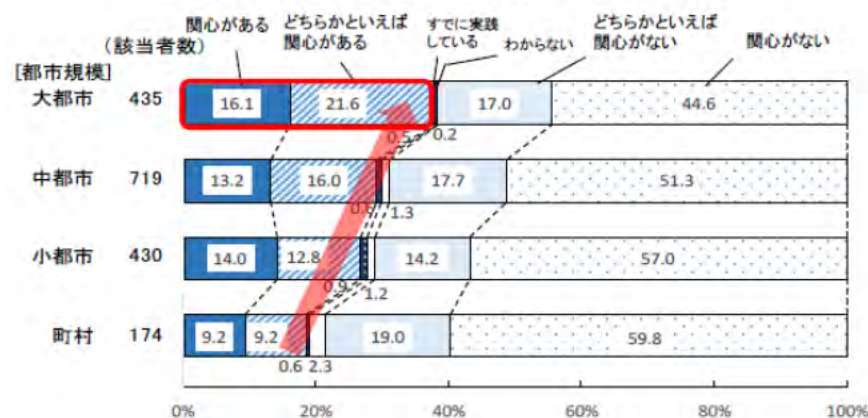
(出典)内閣府「農山漁村に関する世論調査」(2014年6月)

二地域居住（デュアルライフ）への関心

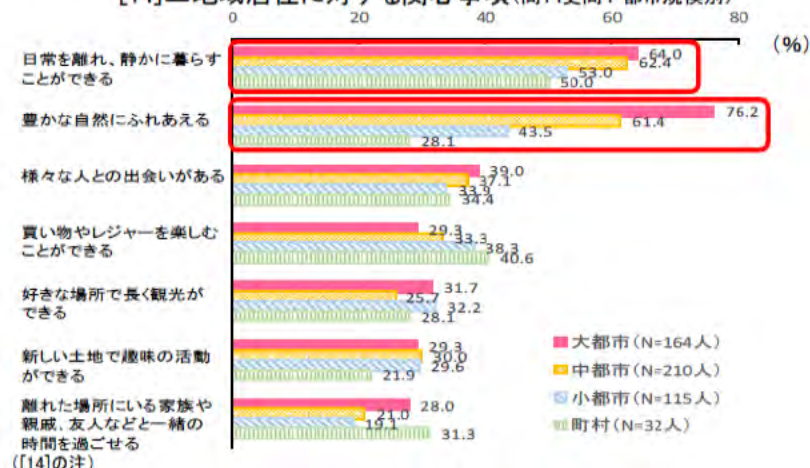
（第1回検討会資料より）

- 移住への関心だけでなく、二地域居住（デュアルライフ）に対する関心も大都市になるほど高い。
- 関心事項として、「日常を離れ、静かに暮らすことができる」、「豊かな自然にふれあえる」ことが大多数であり、農村地域へのニーズが高いことが窺える。

[13]二地域居住に対する関心（問14 都市規模別）



[14]二地域居住に対する関心事項（問14更問1 都市規模別）



- （[14]の注）
1. [13]で「関心がある」「どちらかといえば関心がある」と答えた者に、複数回答。
 2. 複数回答。回答割合が高かった上位7位までの関心事項を記載。それ以下の関心事項は記載を省略。

（出典）国土形成計画の推進に関する世論調査（平成27（2015）年10月、国土交通省）
<http://www.mlit.go.jp/common/001106577.pdf>

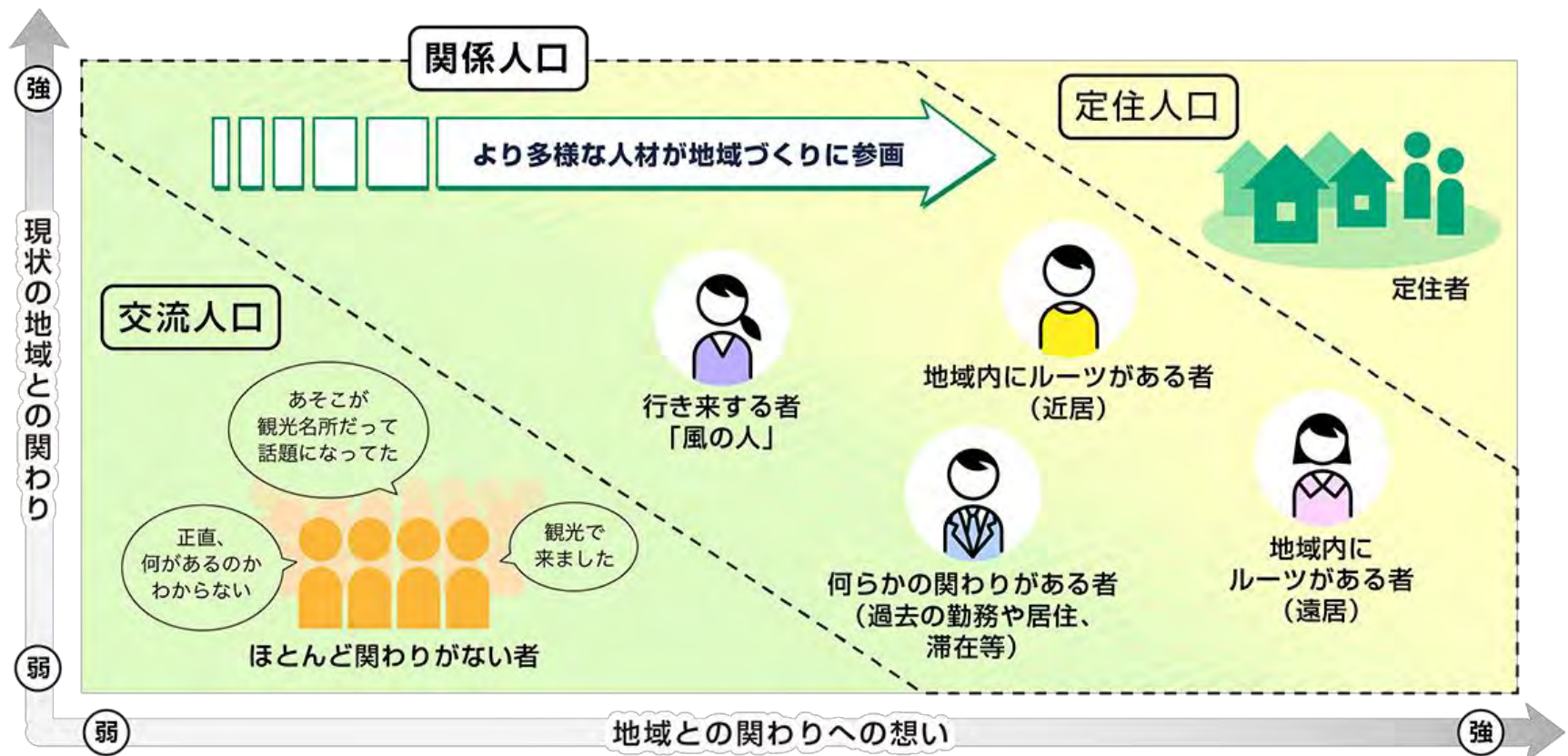
関係人口の定義

(第1回検討会資料より)

○「関係人口」とは、

- ・移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々のこと。(総務省)
- ・地域に関わってくれる人口のこと。自分でお気に入りの地域に週末ごとに通ってくれたり、頻繁に通わなくても何らかの形でその地域を応援してくれるような人たち。(『ソトコト』編集長 指出一正氏)

【関係人口・交流人口・定住人口の関係図】



(出典)総務省関係人口ポータルサイト

関係人口の実態

(第1回検討会資料より)

○ 三大都市圏の18歳以上の居住者(約4,678万人)のうち、約2割強(約1,080万人)が関係人口として、日常生活圏、通勤圏等以外の特定の地域を訪問している。

【三大都市圏居住者の日常生活圏、通勤圏以外の地域との関わりの状況】

推計の概要

○三大都市圏に居住する約3万人に対してインターネットアンケートを実施(18歳から99歳の男女、28,466人が有効回答)
○調査対象地域の18歳以上の人口(約4,678万人)に基づき、男女比率及び年齢構成を踏まえて拡大推計を実施

用語の定義

【関係人口(訪問系)】

日常生活圏、通勤圏、業務上の支社・営業所訪問等以外に定期的・継続的に関わりがある地域があり、かつ、訪問している人(地縁・血縁先の訪問(帰省を含む)を主な目的としている人を除く)

【大分類】・地域における過ごし方に応じて分類

直接寄与型

産業の創出、地域づくりプロジェクトの企画・運営、協力、地域づくり・ボランティア活動への参加等

【就労型】

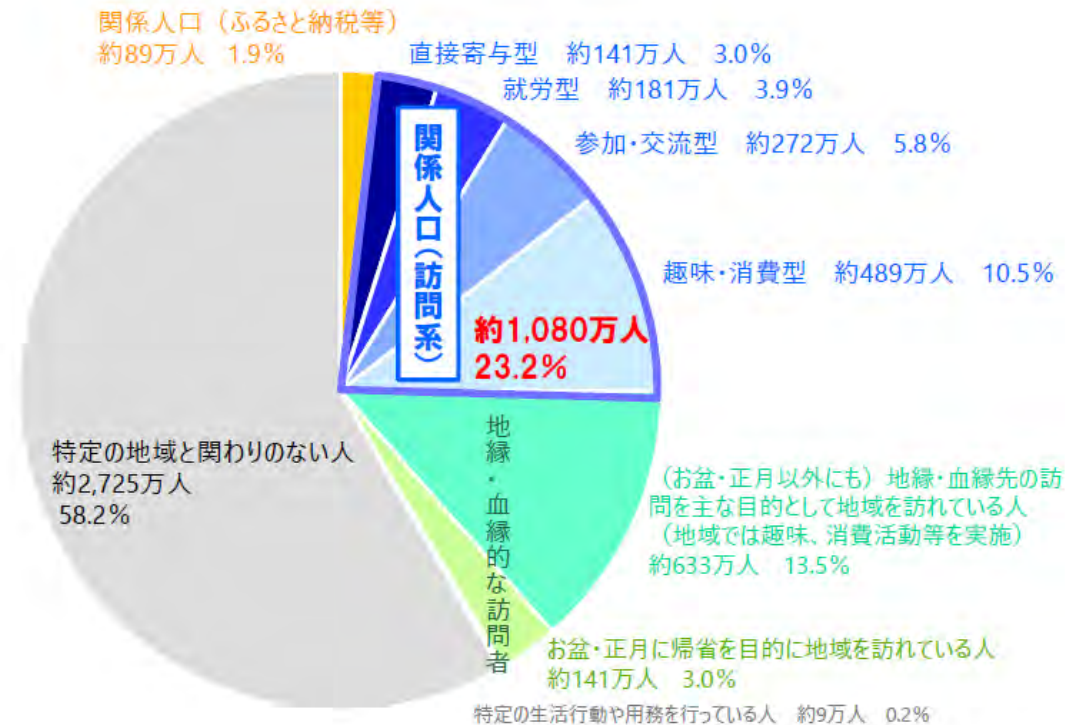
地域においてテレワーク及び副業の実施、地元企業等における労働、農林水産業への従事

【参加・交流型】

地域の人の人との交流やイベント、体験プログラム等に参加

【趣味・消費型】

地縁・血縁先以外で、地域での飲食や趣味活動等を実施(他の活動をしていない)



(出典)国土交通省報道資料、「地域との関わりについてのアンケート」(国土交通省、令和元年9月実施)
(三大都市圏の関係人口、人数ベース)

関係人口の創出・拡大・関係の深化の事例

(第1回検討会資料より)

(事例1)「食べもの付きの情報誌」の発行 (東北地方各県)

- NPO法人東北開墾は「東北食べる通信」を発行し、生産者の人となりや仕事への思い入れなどを食べものとセットで消費者に届けることで、食べものづくりの背景や価値を伝え、生産者との交流や直接会う機会も提供している。
- さらに、個別の生産者を継続的に支えることができる「東北食べる通信CSA※サービス」を提供するなど、生産者と消費者の距離を徐々に縮めながら、都市と地方がかき混った新たなコミュニティを生み出す仕組みを構築している。

※CSA=Community Supported Agriculture (地域支援型農業)



「東北食べる通信」

(出典) 東北食べる通信HPより

(事例2) 棚田オーナーとの関係 の深化 (福岡県うきは市)

- 福岡県うきは市葛籠集落^{つづら}では、棚田オーナー制度に取り組んでおり、中山間地域等直接支払を活用し、田植え・稲刈りの農作業体験等を実施している。
- これまでの交流活動が、地域住民と棚田オーナー等との関係を深化させており、平成24年7月九州北部豪雨で甚大な被害が出た際には、棚田オーナー等が被災農地等の復旧・保全作業等を実施するなどの貢献を果たした。



つづら棚田 (棚田百選)

(出典) 福岡県うきは市HPより

(事例3) 教育旅行の受入拡大 (沖縄県伊江村)

- 民家生活体験や島独自の漁業体験プログラム等、伊江島の魅力ある体験プログラムを開発し、旅行会社とも連携した、農家・漁家民泊により、修学旅行等の受入れを行っている。
- 修学旅行後に受入家族との交流やリピーターとして島を訪れる子供も多く、島内で就職し、島に定住する者も出てきている。

【これまでの実績】

- ・年間民泊受入人数
317人→44,370人
- ・年間受入学校数
3校→300校以上
- ・民泊受入家庭
22戸→213戸

(平成15年度
→平成30年度実績)



食事づくりの体験プログラム



教育旅行の見送り

(出典) 食料・農業・農村政策審議会企画部会提出資料 (2019年12月9日)

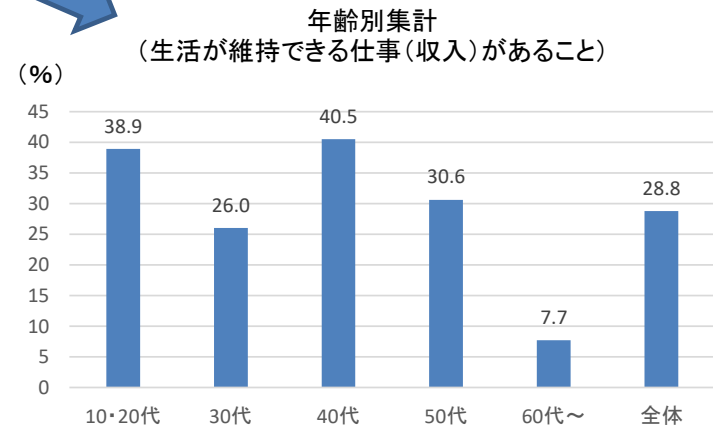
農村への移住の条件

- 自ら希望して農村に移住した者が移住する際、重視した条件のうち、「生活が維持できる仕事(収入)」を選択した移住者の割合は、28.8%と最も高い。
- 「生活が維持できる仕事(収入)」を選択した移住者を年齢別に集計すると、60代以上を除き、10～50代の全ての世代で重視する傾向がみられる。

【農村へ移住する際重視した条件】(複数選択可)

(N = 271)

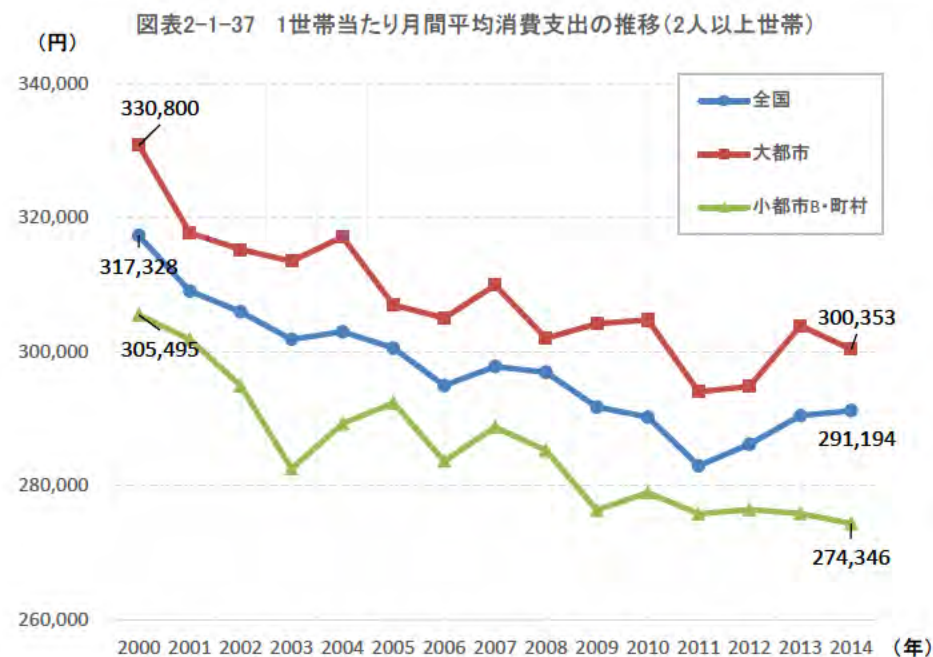
	項目	割合(%)
1	生活が維持できる仕事(収入)があること	28.8
2	買い物や娯楽などの日常生活に必要なサービスや生活なサービスや生活関連施設があること	19.2
3	病院や診療所、介護施設など医療・福祉の環境が整っていること	16.6
4	居住に必要な家屋や土地を安く入手できること	18.8
5	居住に必要な空き家や賃貸住宅の斡旋・仲介が受けられること	10.3
6	大がかりな改修等をしなくてもすぐに住める家があること	17.3
7	子育てに必要な保育・教育施設や環境が整っていること	14.4
8	バスや鉄道など生活していく上で必要な公共交通が確保されていること	8.1
9	都市部とのアクセスが確保されていること	5.9
10	文化イベントや趣味の場などが充実していること	5.9
11	移住に必要な費用の補助や奨励金などの自治体の支援があること	7.7
12	居住地の検討に必要な情報が入手できること	4.4
13	何年か行き来して知り合いができた、生活していける目途が立っていること	11.8
14	移住に先立ち、色々なことを相談できるサポート体制が整っていること	2.6
15	本格的に移住する前に試しに移住体験ができるツアーや短期滞在制度があること	1.5
16	移住後の暮らしをサポートしてくれる相談体制が整っていること	4.1
17	移住先の地域に同世代の住民がいること	8.9
18	過去に大きな災害がなく、災害が少ない地域であること	10.3
19	その他	5.2
20	特になし	8.5
	無回答	18.8



(出典) 総務省「第2回「田園回帰」に関する調査研究会資料」より作成 (2018年1月)

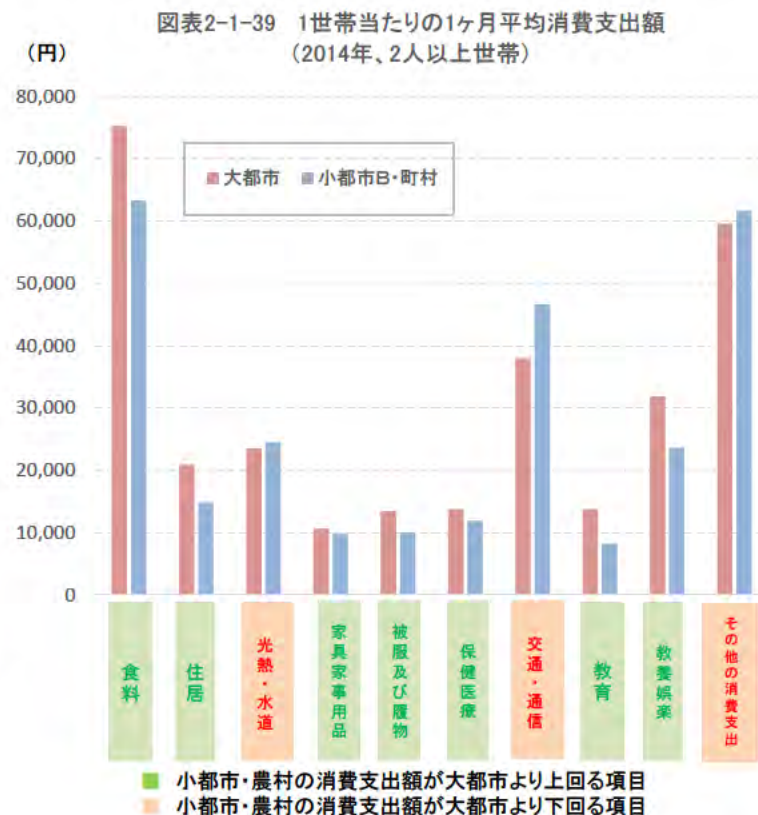
大都市と小都市・町村の消費支出の比較

- 1世帯当たりの月間平均消費支出を比較すると、小都市（人口5万人未満の市）・町村は、大都市のおよそ9割。
- 項目別でみると、小都市・町村においては、光熱・水道、交通・通信が大都市を上回り、それ以外は大都市を下回る。



(注) 1 大都市：政令指定都市及び東京都区部 小都市B：人口5万人未満の市
2 2000～2007年の小都市B・町村は別々に算出されており、それぞれの値を調査世帯数でウエイト付けして算出

資料)総務省「家計調査」



資料)総務省「家計調査」

(出典)国土交通省「国土交通白書2015」(2015年)より作成

農業と様々な仕事を組み合わせた暮らしについてのアンケート調査

○令和2年7月29日から8月24日まで、農業を含むマルチワークの実践者を対象としたWEBアンケートを農村振興局が実施し、145件の回答を得た。

調査の概要

(1) 調査目的

農業と様々な仕事を組み合わせ暮らしている方の実態を把握することにより、ポストコロナも見据えた、農村地域での新たなライフスタイルの実現及び十分な所得の確保に向けた新しい働き方の検討に活用する。

(2) 対象者

農業(※1)を含むマルチワーク(※2)を行っている方

※1 自家消費等のみの農業や、農業法人等で働いている方も含む。

※2 マルチワークとは、個人単位で複数の仕事に従事している働き方を指す。

(3) 調査方法

webサイトにアンケートを掲載し、回答を募集

(4) 調査実施期間

令和2年7月29日(水)～8月24日(月)

(5) 回答数

145件

(6) 回答者の基本情報

性別：男性(82.1%)、女性(17.9%)

年齢：20代(4.8%)、30代(17.9%)、40代(31.0%)、50代(27.6%)、60代以上(18.6%)

居住地：都市的地域(41%)、平地農業地域(15%)、中間農業地域(30%)、山間農業地域(14%)

居住理由：幼少期より定住(32.4%)、親元からの独立(15.9%)、Uターン(15.2%)、Iターン(18.6%)

転勤(U・Iターン除く)(4.1%)、その他(13.8%)

農業と様々な仕事を組み合わせた暮らしについてのアンケート調査

①農業以外の仕事に従事することについて、農業に従事する上でどのようなメリット又はデメリットにつながっていると感じていますか？(回答数115)

【主な意見（メリット）】収入の確保・安定化、他分野の情報入手、ネットワークの構築

【主な意見（デメリット）】農外の仕事と農作業とのスケジュール調整

回答者の意見の概要	年代・性別	居住地	年間所得（半農）	年間所得（半X）
○現金収入があることにより、 <u>農業が不振だった場合でも蓄えはある程度確保できる。</u>	35歳男性	山間農業地域	50～100万円	50～100万円
○農業経営に対する <u>視野の広がり</u> や、 <u>人脈などビジネスにつながるネットワーク</u> が作れる <u>メリット</u> が大きい。	36歳男性	都市的地域	150～200万円	①700～1,000万円 ②150～200万円
○六次産業化事業として進めることができる。	41歳男性	平地農業地域	100～150万円	①150～200万円 ②15～50万円 ③100～150万円等
○農業は天候によって作業が左右されるが、天候によって会社を休むことはできないので、 <u>収穫時期を逃したり思うように農作業ができない場合がある。</u>	55歳女性	都市的地域	15万円未満	300～400万円
○農業外の仕事の都合により、 <u>農作業の時間が短縮される</u> ことや、 <u>休日が少ない</u> ことはデメリット。	31歳女性	中間農業地域	200～300万円	150～200万円
○ <u>農業と仕事が重なる時期があるため</u> 、その時期のやりくりが大変。	35歳男性（再掲）	山間農業地域	50～100万円	50～100万円

農業と様々な仕事を組み合わせた暮らしについてのアンケート調査

②マルチワークの1つとして農業を組み合わせることについて、どのような魅力を感じていますか？（回答数110）

【主な意見】生活の充実、自給、地域や人との交流

回答者の意見の概要	年代・性別	居住地	年間所得（半農）	年間所得（半X）
○農業により得られる様々なメリット（食の自給による満足感、子どもへの教育、人脈の広がり、リフレッシュ・リラックス・運動による精神的・身体的な健康など）でQOLが格段に向上する	39歳男性	都市的地域	15万円未満	400～500万円
○地域に暮らす上で、 <u>地域の方々と同じ目線や話題で語れるところに満足感を感じる。あとは食べるもの（米）に困らないという安心感。同時に<u>食べるものを作る充実感</u>にもつながっていると思う。</u>	47歳男性	中間農業地域	15～50万円	①50～100万円 ②50～100万円
○自然に触れることによる <u>生活の充実感</u> が増したり、 <u>農業を通じた人との交流</u> などに <u>魅力</u> がある。「自分の農作物や加工品」を手土産などに出来ることも価値が大きい。また、食への関心が高まることで健康についても意識が向くようになる	36歳男性	都市的地域	150～200万円	①700～1,000万円 ②150～200万円

③農業を含むマルチワークに関し、新たに改善や挑戦をしようと思っていること（回答数97）

【主な意見】効率化、事業拡大、6次産業化

回答者の意見の概要	年代・性別	居住地	年間所得（半農）	年間所得（半X）
○作業の機械化を積極的にやりたい。農地の規模拡大集積及び大区画化を進めたい。	49歳男性	中間農業地域	400～500万円	400～500万円
○農村独自の農村ブランド化で生鮮食品で外れた規格外品を商品化して収益を上げる。農業資材などの卸業社と協力して農家に安定供給を図る。	24歳男性	中間農業地域	0	100～150万円

農業と様々な仕事を組み合わせた暮らしについてのアンケート調査

④農業を含むマルチワークを行う上で、あるいは、新たな改善や挑戦を行おうとする上で、支障となっていることや、環境として望んでいること(回答数97)

【主な意見（支障となっていること）】 認定農業者でないと講習等が受けられない、農地の確保

【主な意見（望んでいること）】 マルチワークから本格参入するモデル、農地の貸借・売買の円滑化

回答者の意見の概要	年代・性別	居住地	年間所得（半農）	年間所得（半x）
○農業をより本格的に行いたい、認定農業者でないと受けられない講習などがたくさんあり、ステップアップができない。	34歳男性	中間農業地域	15～50万円	①400～500万円 ②400～500万円 ③15～50万円
○農業経営を拡大しようとする時に、条件の合う農地を見つけることが難しい。	36歳男性	都市的地域	150～200万円	①700～1,000万円 ②150～200万円
○マルチワークから徐々に農業に本格参入するモデルを新たに示していただけるとありがたい。	34歳男性 (再掲)	中間農業地域	15～50万円	①400～500万円 ②400～500万円 ③15～50万円
○もっと農地の賃借・売買のハードルを下げる（情報量の増加や手続の簡素化）ことはできないか。	36歳男性 (再掲)	都市的地域	150～200万円	①700～1,000万円 ②150～200万円

⑤農業を含むマルチワークに関心を持つ人の裾野の拡大や、実践者の支援のために必要な政策(回答数92)

【主な意見】 農業参入への入口の拡大、実践者情報の充実、農業の技術指導、受入先への助成

回答者の意見の概要	年代・性別	居住地	年間所得（半農）	年間所得（半x）
○農業者の生活の実態が見えづらく、農業と関わりのない人たちが参入するための参考情報が少なすぎる。また、マルチワーク前提で人を受け入れられる農業法人も少なく、そうすると個人がリスクを取っての就農を果たす必要があるため、ハードルが上がる。もっとカジュアルに農業参入できる仕組みが必要。	36歳男性	都市的地域	150～200万円	①700～1,000万円 ②150～200万円
○実践者の情報をみることが出来るサイトなどがあればよい。	30歳女性	中間農業地域	100～150万円	100～150万円
○農業を追加する人、新たな取り組みする農業者。どちらも受け入れたり、指導してくれる場があつてのこと。受け入れる側にも助成金があればいいと思う。	47歳男性	都市的地域	1,000万円以上	15～50万円

農業と様々な仕事を組み合わせた暮らしについてのアンケート調査

⑥「農業を含むマルチワーク」について、どのような愛称をつけたいと思うか

- 【主な意見】
- フリースタイルアグリ
 - お百姓（2件）
 - プラスワン農業
 - 農マルワーク
 - 農and fan
 - マルチ農民
 - マルチアグリ（2件）
 - マルチファーマー（2件）
 - 半農半X（4件）

⑦その他の御意見

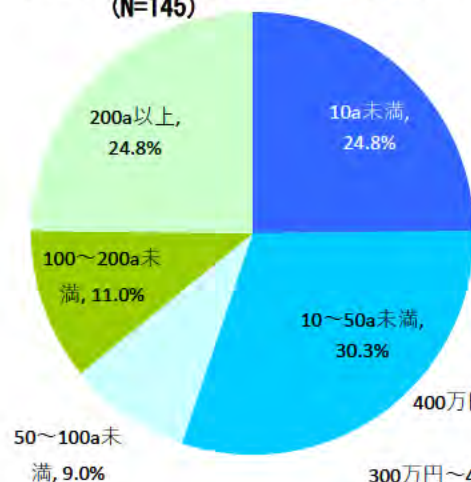
【主な意見】 農業が赤字、農業参入の労力やリスクが収入に見合わない、個人生産者にとって販売が支障

回答者の意見の例	年代・性別	居住地	年間所得（半農）	年間所得（半x）
○そもそも農業が赤字なので他の仕事をしないと成り立たない。	42歳男性	中間農業地域	15万円未満	①200～300万円 ②15～50万円
○魅力的な仕事なので本当はもう少し農業に時間を割きたいが、あまりに時間と収入、リスクのバランスが合わないので、農業に割く時間が増やせない。	36歳男性	中間農業地域	15～50万円	①100～150万円 ②100～150万円 ③50～100万円他
○農業者に準ずるような制度があれば、ちょっとやってみたいと思っている人は、挑戦すると思う。脱サラして最初からリスクを負うやり方以外の方法を、もっと法整備から考えてみてほしい。	40歳女性	都市的地域	0	①200～300万円 ②15万円未満
○農産物の販売が個人生産者にとっては支障となる。インターネット販売が容易に開始できるような環境整備があれば良い。	53歳男性	平地農業地域	50～100万円	500～700万円

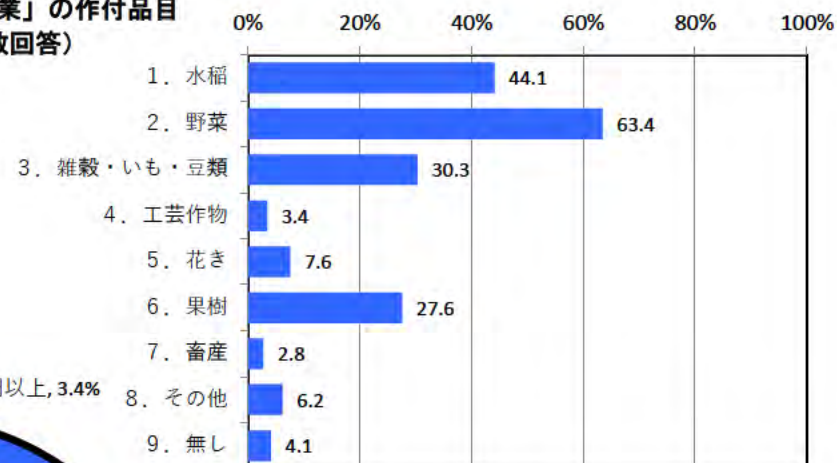
農業と様々な仕事を組み合わせた暮らしについてのアンケート調査（自ら営む農業について）

○自ら営む農業の年間所得について、400万円未満がおよそ90%占めており、無し（農業法人等の雇用のみか自家消費のみ）との回答も30%弱。

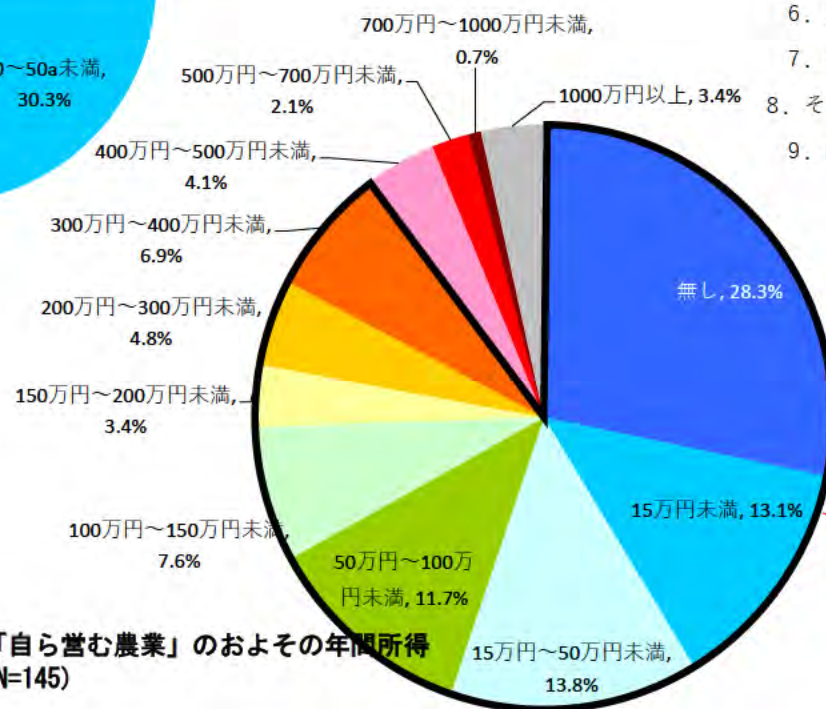
【表1】「自ら営む農業」の経営面積
(N=145)



【表2】「自ら営む農業」の作付品目
(N=145)（複数回答）



【表3】「自ら営む農業」のおよその年間所得
(N=145)



自ら営む農業の年間所得
「400万円未満」：89.6%

農業と様々な仕事を組み合わせた暮らしについてのアンケート調査（自ら営む農業以外の仕事について）

- 自ら営む農業以外の仕事の数について、1つとの回答が最も多い（約7割）が、2つ以上との回答者も約3割。
- 自ら営む農業以外の仕事のうち、最も所得の多い仕事の年間所得について、60%強が400万円未満と回答。

【表4】自ら営む農業以外の仕事の数（N=145）

仕事の数	人数
1	100
2	27
3	10
4	3
5	3
6	1
7	0
8	1

自ら営む農業
以外の仕事
が1つの者
⇒100名(69.0%)

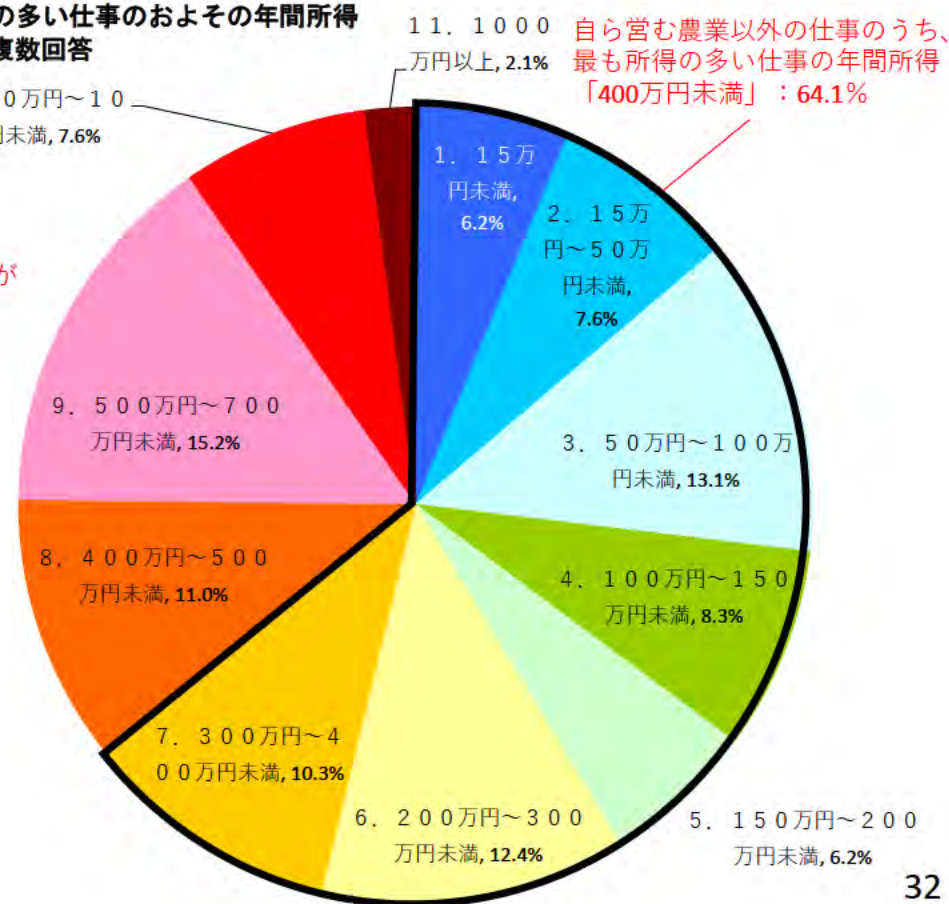
自ら営む農業以外の仕事
が複数（2つ以上）の者
⇒45名(31.0%)

職業、勤務先の例

- ・会社員
- ・公務員
- ・福祉施設
- ・観光農園
- ・直売所
- ・民泊、ゲストハウス
- ・執筆業
- ・会社経営
- ・無人ヘリオペレーター
- ・手芸作家
- ・芸術家

等

【表5】自ら営む農業以外の仕事のうち、
最も所得の多い仕事のおよその年間所得
（N=145※複数回答）



1－（3） 新型コロナウイルスの影響

新型コロナウイルス感染症への対応

(第1回検討会資料より)

「新しい生活様式」の実践例 (2020年(令和2年)5月4日 新型コロナウイルス感染症専門家会議提出)

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本: ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
- ☐ 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ☐ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える。シャワーを浴びる
- ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒 ☐ 咳エチケットの徹底 ☐ こまめに換気
- ☐ 身体的距離の確保 ☐ 「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- ☐ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びに座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ☐ 多人数での会食は避けて
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差出勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 名刺交換はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

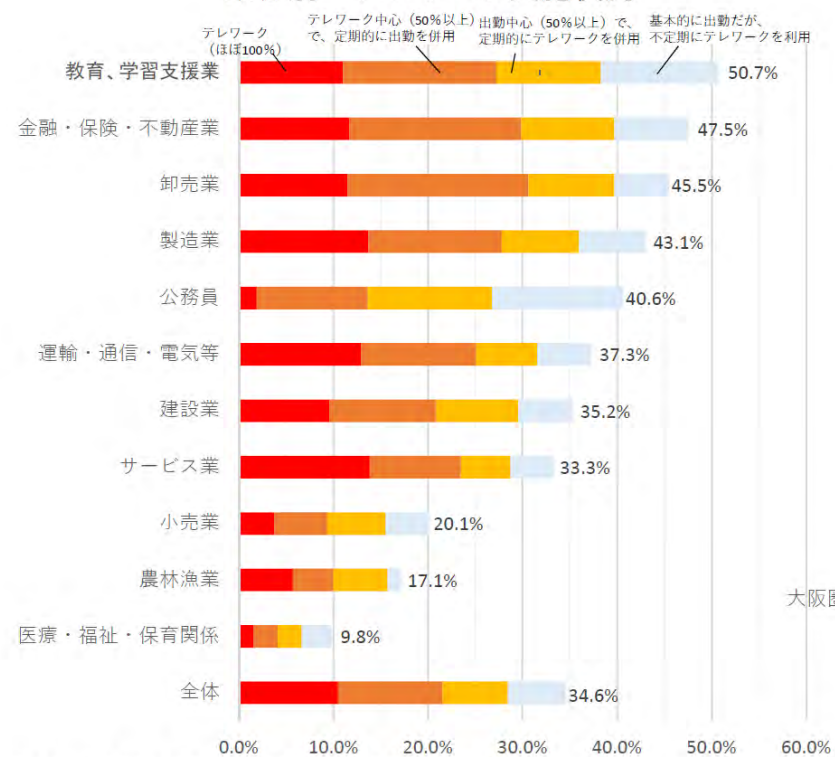
コロナ禍におけるテレワークの利用状況①（業種・雇用形態・地域別）

○ テレワークの実施率は、業種別、雇用形態別、地域別で大きく異なる。

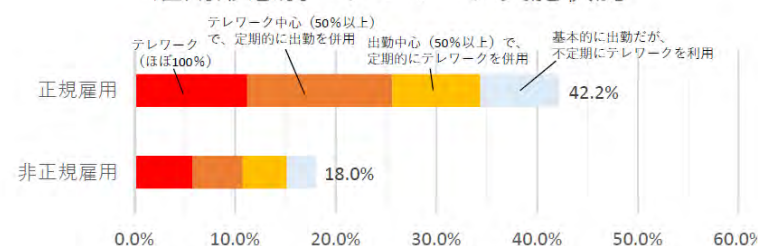
◆質問：今回の感染症の影響下において、経験した働き方を全て回答してください。

回答者割合	テレワーク (ほぼ100%)	テレワーク中心 (50%以上)	定期的にテレワーク (出勤中心： 50%以上)	基本的に出勤 (不定期にテレワーク)	週4日、週3日などの 勤務日制限	時差出勤やフレックス タイムによる勤務	特別休暇取得など による勤務時間縮減	その他	いずれも実施していない
全体	10.5%	11.0%	6.9%	6.1%	11.2%	9.3%	12.6%	3.5%	41.0%

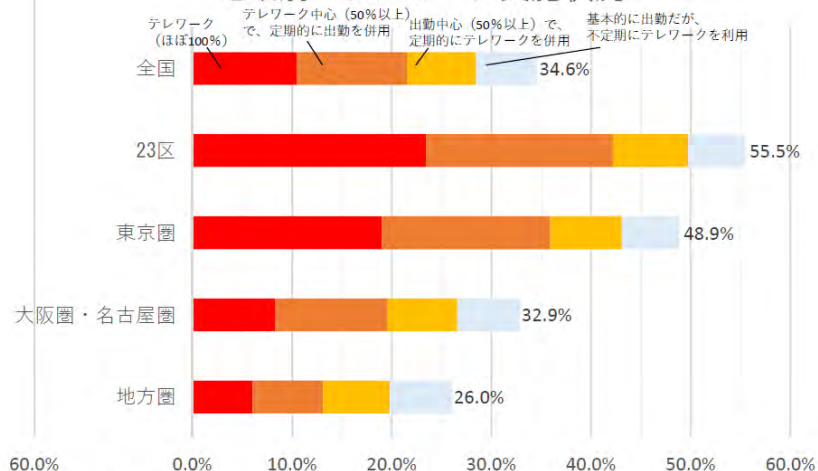
業種別 テレワーク実施状況



雇用形態別 テレワーク実施状況



地域別 テレワーク実施状況



(備考) ・東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
・大阪圏：大阪府、京都府、兵庫県、奈良県

・名古屋圏：愛知県、三重県、岐阜県
・地方圏：三大都市圏以外の北海道と36県

15

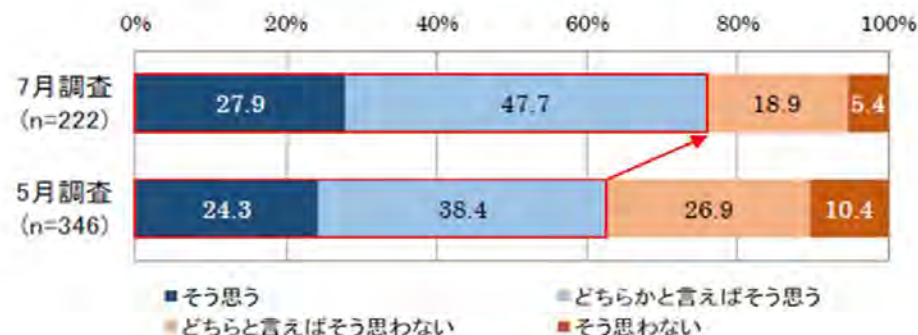
(出典) 内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(令和2年6月21日)資料

35

コロナ禍におけるテレワークの利用状況②（テレワーク継続の意向と課題）

- 今後、新型コロナウイルス禍が終息した後も、テレワークを希望する割合は、増加傾向にある。

■ 今後コロナ禍が終息した場合のテレワーク利用の希望について



■ 調査概要

調査対象：20歳以上のわが国の雇用者（就業者から自営業者、家族従業者等を除く）
1,100名。

※株式会社クロス・マーケティングのモニターを利用。総務省「労働力調査」の結果に基づいて、性・年代別にサンプルを割り当てて回収。

調査期間：2020年7月6日(月)～7日(火)

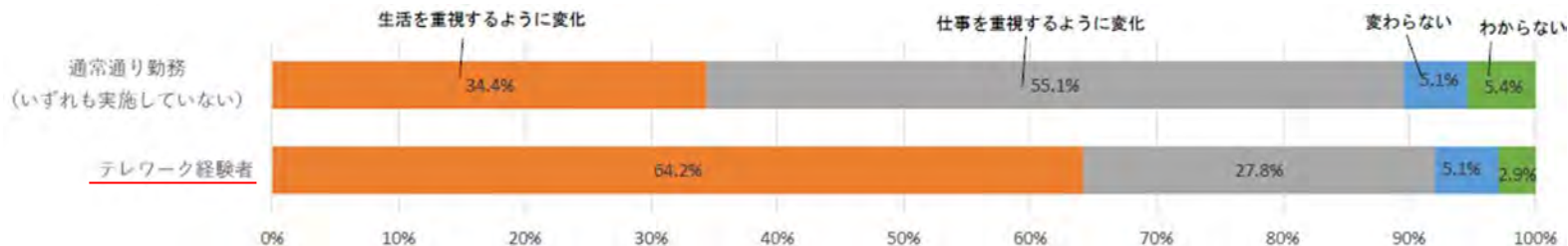
※本調査は本年5月11～13日に実施した調査の継続調査であり、主要設問は前回調査を踏襲する一方、一部の設問を新設・削除している。サンプル数及び性・年代別の割り当て方法は前回調査と同じである。

（出典）日本生産性本部「第2回働く人の意識に関する調査 調査結果レポート」

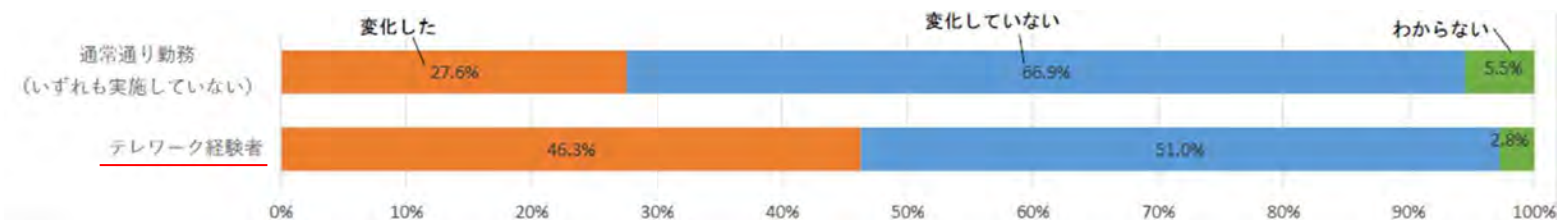
コロナ禍におけるテレワークの利用状況③（テレワークによる意識変化）

○ テレワーク経験者は、ワークライフバランス、地方移住、職業選択・副業等に関する意識が変化した割合が高い。

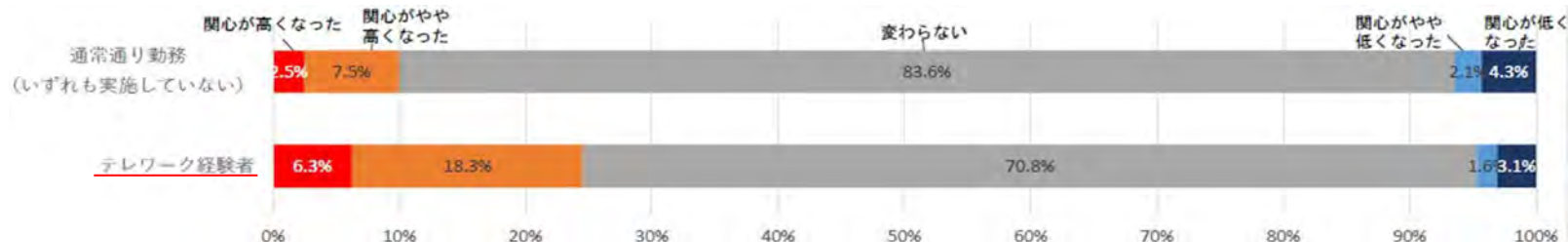
◆ 質問：今回の感染症拡大前に比べて、ご自身の「仕事と生活のどちらを重視したいか」という意識に変化はありましたか。



◆ 質問：今回の感染症の影響下において、地方移住への関心に変化はありましたか。



◆ 質問：今回の感染症拡大前に比べて、職業選択、副業等の希望は変化しましたか。

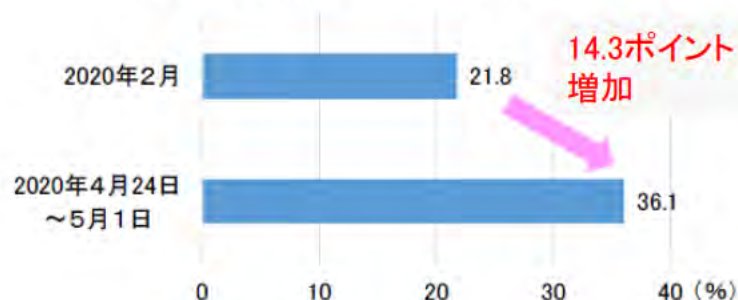


（出典）内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」（令和2年6月21日）資料

地方移住への関心の更なる高まり①

- 20歳代のU・Iターンや地方での転職希望について、2020年4～5月時点では、同年2月時点と比較すると14.3ポイント増加。主な理由として、「都市部で働くことにリスクを感じた」「テレワークで場所を選ばず仕事ができる」といったことが挙げられている。

図6 20代のU・Iターンや地方での転職希望
～2月と比べて地方での転職希望者が増加～



Uターンや地方での転職を希望する理由(20代)
(回答割合が高い順)

- 地元に戻りたいから
- 都市部で働くことにリスクを感じたから
- 地元に貢献する仕事をしたいと思ったから
- テレワークで場所を選ばず仕事ができることが分かったから

(備考) 学情「Re就活」ウェブ調査により作成。調査対象者は20代専門転職サイト「Re就活」へのサイト来訪者。有効回答数361名。転職を希望する理由は上位4つを記載。

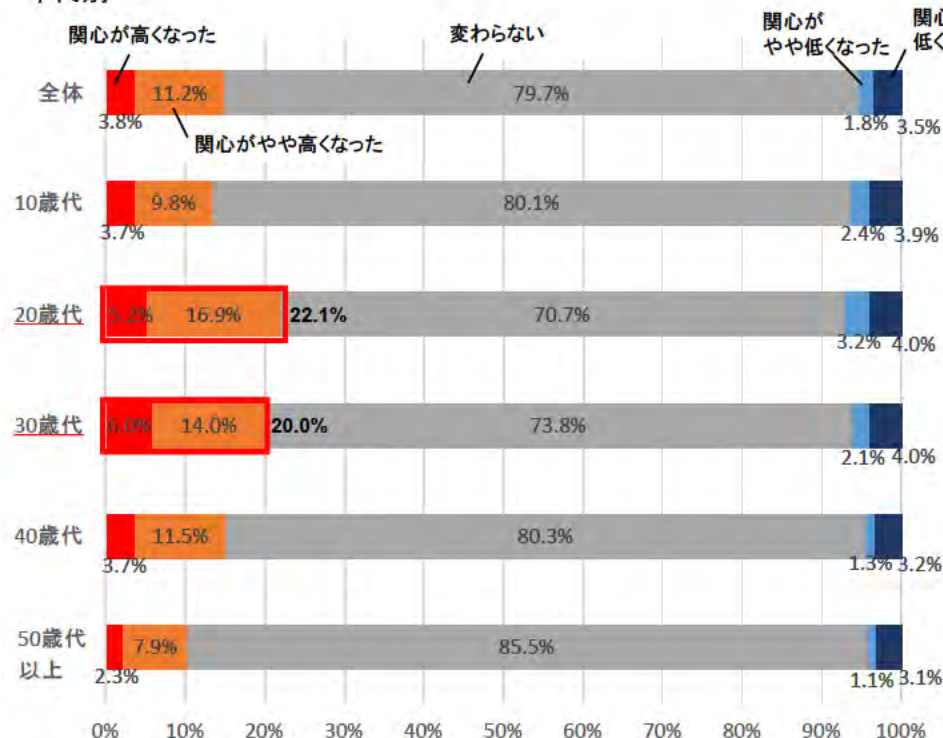
(出典) 内閣府「経済財政諮問会議」(令和2年5月29日) 資料

地方移住への関心の更なる高まり②

○ 三大都市圏居住者のうち、年代別では20～30歳代、地域別では東京都23区に住む人の地方移住への関心が高まっている。

◆質問：今回の感染症の影響下において、地方移住への関心に変化はありましたか。（対象：三大都市圏居住者）

年代別



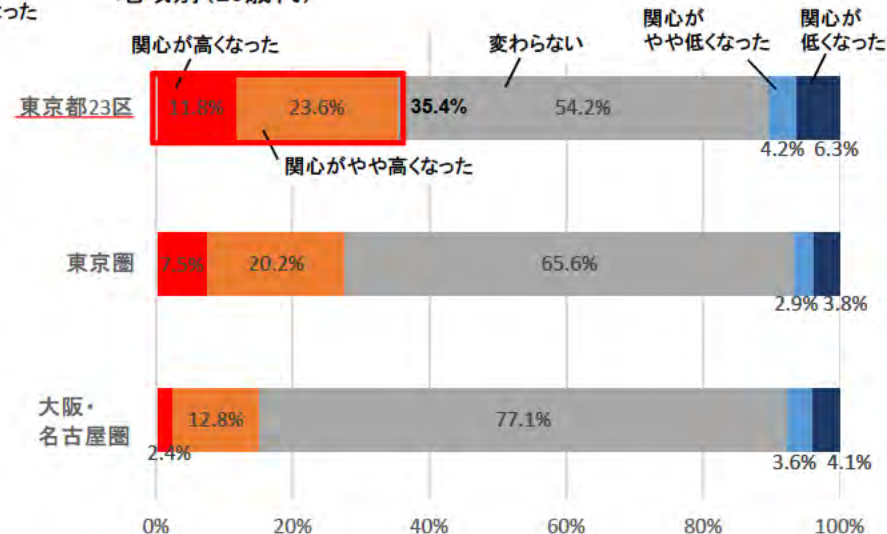
備考：三大都市圏とは、東京圏、名古屋圏、大阪圏の1都2府7県

○ 東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

○ 名古屋圏：愛知県、三重県、岐阜県

○ 大阪圏：大阪府、京都府、兵庫県、奈良県

地域別（20歳代）



■ 調査概要

○ 調査方法：インターネット調査（国内居住のインターネットパネル登録モニター）

○ 回収数：10,128

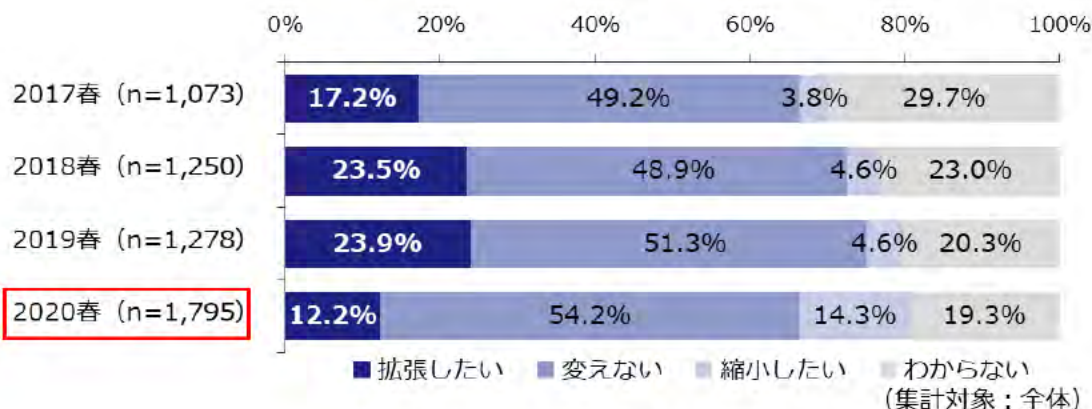
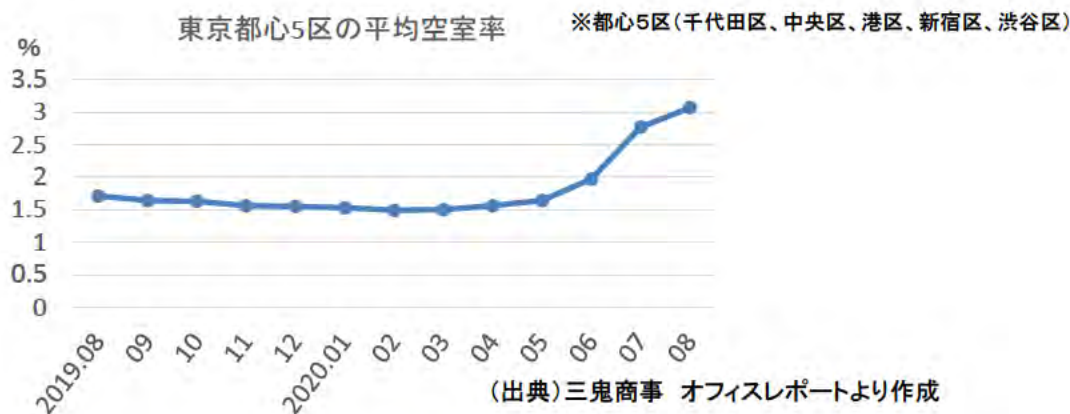
○ 調査期間：5月25日～6月5日

（5月25日～29日に半数を回収し、6月1日～5日に残りの半数を回収）

（出典）内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」（令和2年6月21日）資料

都市圏のオフィス需要の変化

- コロナ禍で在宅勤務が拡大したことに伴い、東京都心ではオフィスの空室率が増加。
- 今後2～3年程度先までにオフィス面積を「縮小したい」と考える企業は昨年から約10ポイント増え14.3%と、「拡張したい」企業12.2%を上回り、2016年秋の調査開始以降初めて縮小意向が拡張意向を上回った。

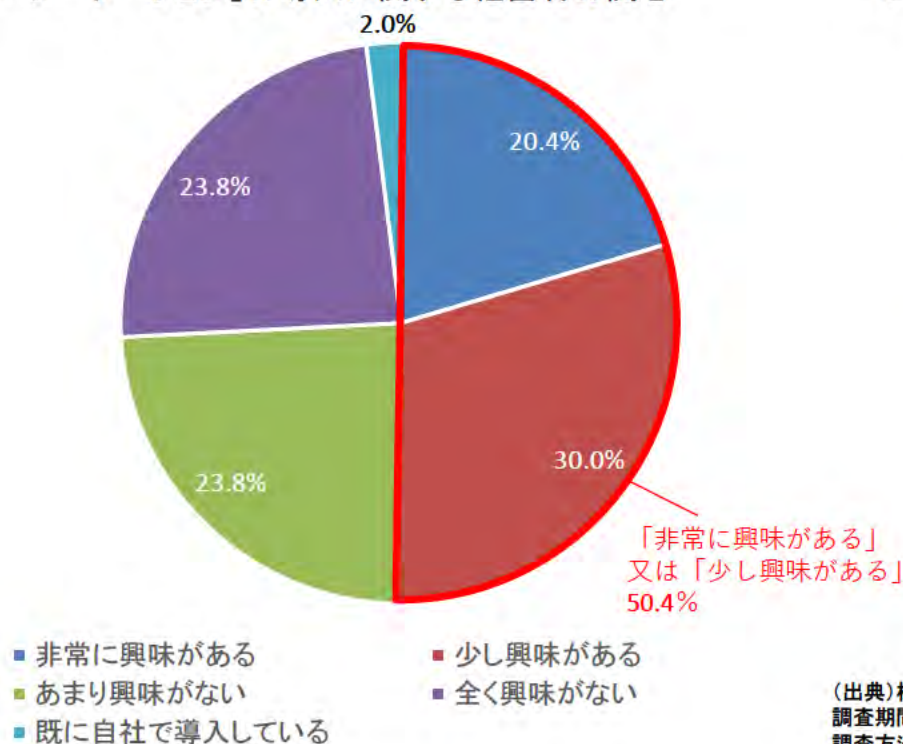


(出典)ザイマックス総研 大都市圏オフィス需要調査2020春(6月実施)

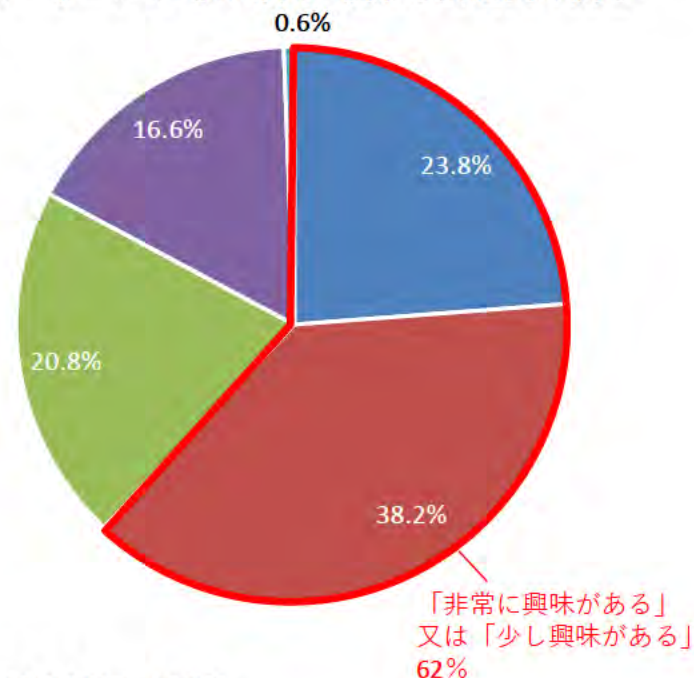
ワーケーション導入への関心

- 「ワーケーション」とは、国内外のリゾート地や帰省先など、休暇中の旅先で仕事をするテレワークのこと(国土交通省「国土交通白書2018」より)。
- 経営者の半数以上が「自社での導入に興味がある」、テレワークを実践する会社員のうち6割以上が「ワーケーションの取組に興味がある」と回答。

○「ワーケーション」の導入に関する経営者の関心



○「ワーケーション」の導入に関する会社員の関心



(出典)株式会社日本旅行による調査
調査期間:2020年8月13日~8月18日
調査方法:インターネット調査
有効回答:テレワーク導入企業の会社員332名,テレワーク導入企業の経営者323名
※「ワーケーション」とは、リゾート地や地方等の普段の職場とは異なる場所で働きながら休暇取得等を行う仕組み

ワーケーション拡大に向けた取組

○ コロナの影響を受け、農泊、森林サービス、国立・国定公園等を活用し、各省がワーケーション拡大に向けた施策を推進。

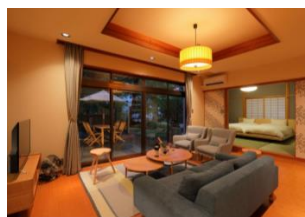
【農泊によるワーケーションの推進（農林水産省）】

農泊地域におけるワーケーション事例 <蔵王農泊振興協議会（宮城県蔵王町）>

- ・1棟貸し宿泊施設は、無線LANを完備し、ワーケーションに適した宿泊施設。
- ・コロナ禍の状況の中で、これまでワーケーション目的で6組を受入。（R2年4月～R2年8月）
- ・宿泊者は、長期滞在し、レジャーを楽しみつつ、リモートワークを実施。



外観



内装（仕事場）

【森林サービス産業によるワーケーションの推進（林野庁）】

長野県信濃町での取組事例

森林セラピーなどを取り入れたプログラム等により、「働き方改革」などの企業の経営課題解決を支援する貸切型のリモートワーク施設（施設名：ノマドワークセンター）が2019年5月にオープン



画像引用元：「信濃町ノマドワークセンター」公式サイト

【国立・国定公園、温泉地でのワーケーションの推進（環境省）】

①キャンプ場でのワーケーションの実施



キャンプ場でのワーケーション



子供向けプログラム

②旅館等でのワーケーションの実施



南紀白浜（白浜町）



鉄輪温泉
（別府市）



鳴子温泉郷
（大崎市）

◆国立・国定公園、国民保養温泉地のキャンプ場・旅館・ホテル等の事業者、DMO、地域協議会等に対し、以下について支援する。

- ①ワーケーションツアー等の企画、実施
- ②子供向けプログラムの企画・実施
- ③プロモーションの実施
- ④ワーケーションのためのWi-Fi等の環境整備

農業を活用した多様な働き方について（JA系統による労働力支援スキーム）

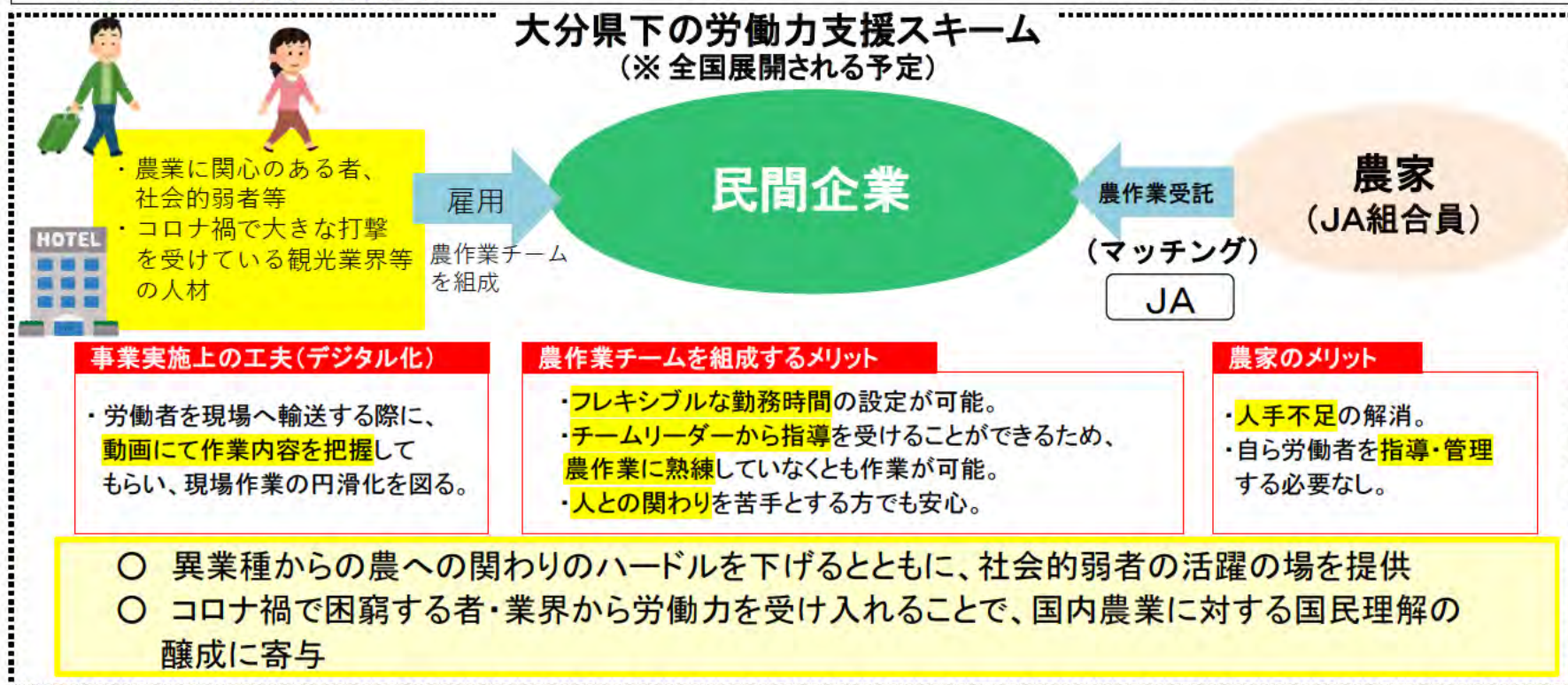
- 大分県下では、農業現場の労働力の不足に対処するため、全農おおいたのコーディネートの下、労働力支援事業を2013年（平成25年）から実施。

【事業の概要】

- ・ JAのマッチングにより、民間企業がJA組合員から農作業を受託。
- ・ 同企業は、農業に関心のある者、社会的弱者（障がい者、ニート等）等を雇用し、農作業チームを組成し、同企業のチームリーダーの指示の下、受託した農作業に従事させる。

【最近の動き】

- ・ コロナ禍による農業現場の深刻な労働力の不足を受け、コロナ禍で大きな打撃を受けている観光業界等と連携し、異業種の労働力を農業現場に送り込み。



2 検討課題

検討事項（案）

（第 1 回検討会資料より）

検討事項 1：農村の実態・要望を把握し、課題解決につなげていく仕組みの構築

- 農村の振興のためには、集落（あるいはそれ以上の括り）の活性化が基本であるが、集落が抱える課題は、一律一様ではないため、農村の実態や要望を現場に出向いて直接把握し、課題の解決を図ることが必要。
- こうした取組は、本来的には市町村が主体的に実施すべき事項と考えられるが、体制の脆弱化等により集落が抱える課題が十分に把握されておらず、解決に向けた取組も行われていないおそれ。
- こうした問題意識を踏まえ、
 - ① 農村の実態・要望の把握、把握した内容の調査・分析、課題解決を一貫して実践する人材※を育成する仕組み、
※ 市町村に加え、都道府県、地域運営組織、農業協同組合、公民館等の地域づくりに取り組む団体・施設の職員等を想定
 - ② 地方農政局や各県拠点の職員が、関係府省の地方組織や本省とも連携し、市町村や都道府県の職員とともに集落に出向きつつ、集落の実態・要望を把握し、把握した内容を調査・分析した上で、課題解決に向けてフォローすることにより、こうした取組を実施する体制づくりや①の仕組みの活用を市町村や都道府県に促す仕組み、を構築することを検討してはどうか。
- また、こうした仕組みの実践等の中で、既存の施策では解決が困難な課題が抽出された場合には、関係府省で連携して新たな施策を企画・立案していくこととしてはどうか。

検討事項 2：政府全体で施策が十分に講じられていない課題への対応策の検討

- 農村を舞台として、複合経営等の多様な農業経営、農村発イノベーション※をはじめとした地域資源の高付加価値化等の取組を様々に組み合わせ、所得と雇用機会を確保するとともに、「半農半 X」などの魅力的かつ多様なライフスタイルを実現するための関係府省で連携した支援方策について検討してはどうか。
※ 活用可能な農村の地域資源を発掘し、磨き上げた上で、これまでにない他分野と組み合わせる取組
- 同時に、様々なきっかけを通じて地域への関心や関わりを持った者（関係人口）が、農業や農村への関心や関わりを段階的に深め、援農・就農等にもつなげていくための関係府省で連携した支援方策について検討してはどうか。

45

1. 農村における所得と雇用機会の確保に向けた基本的考え方（案）

背景・課題

- (1) 農村、特に中山間地域等においては、人口減少・高齢化等が深刻化しており、地域社会の維持が困難になることが懸念。
- (2) また、農業の担い手不足が深刻化しており、農村、特に中山間地域等においては、農業をはじめとする地域資源を活かした産業が基幹産業となっていることから、本格的な営農に限らない多様な形で農に関わる個人や事業体の取組を推進し、農業・農村の支え手の裾野を拡大していくことが喫緊の課題。
- (3) さらに、農地は、一度荒廃すると復旧に多大なコストを要することから、農地を保全していくことも、喫緊の課題。

検討の方向性（案）

- (1) 以上のような課題に対処するためには、本格的な営農に限らない多様な形で農に関わる個人や事業体について、

- ① 農業所得の安定・向上

- ② ①のみでは所得が不十分な個人や事業体による所得確保の手段の多角化を支援することが必要ではないか。

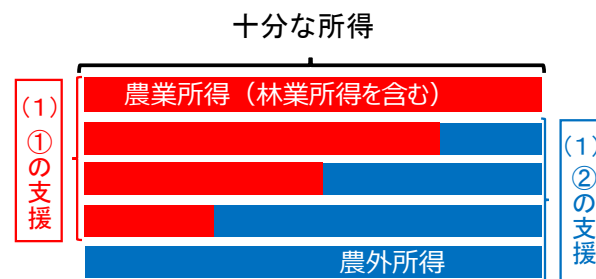
- (2) 具体的には、

- ・(1)①に関しては、大規模な専業農業経営だけでなく、

小規模な個人や事業体の農業への参入や農業所得の安定・向上に向けた支援策を講ずる必要があるのではないかと。

- ・(1)②に関しては、特に、中山間地域等においては、まとまった土地が確保できない、市場からの距離が離れている等の条件不利性から、平地と同様の雇用促進策を講ずることが困難である一方で、豊かな自然や景観などの様々な地域資源が存することから、農泊、ジビエの利活用などの農村発イノベーション（活用可能な地域資源を発掘し、磨き上げた上で、他分野と組み合わせる取組）による事業の創出活動を行う個人や事業体を支援する必要があるのではないかと。

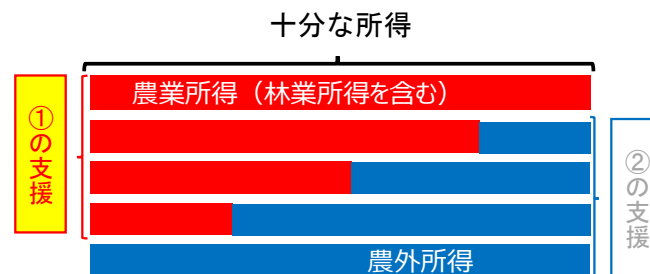
- (3) 特に、ポストコロナ時代において、都市から農村への人の流れを加速化させるためには、安心して農村で働き、生活することができる受け皿となるような、農業経営と農村発イノベーションによる事業の創出活動に地域の核となって取り組む事業体を育成する必要があるのではないかと。



2－（１） 複合経営等による農業所得の安定・向上

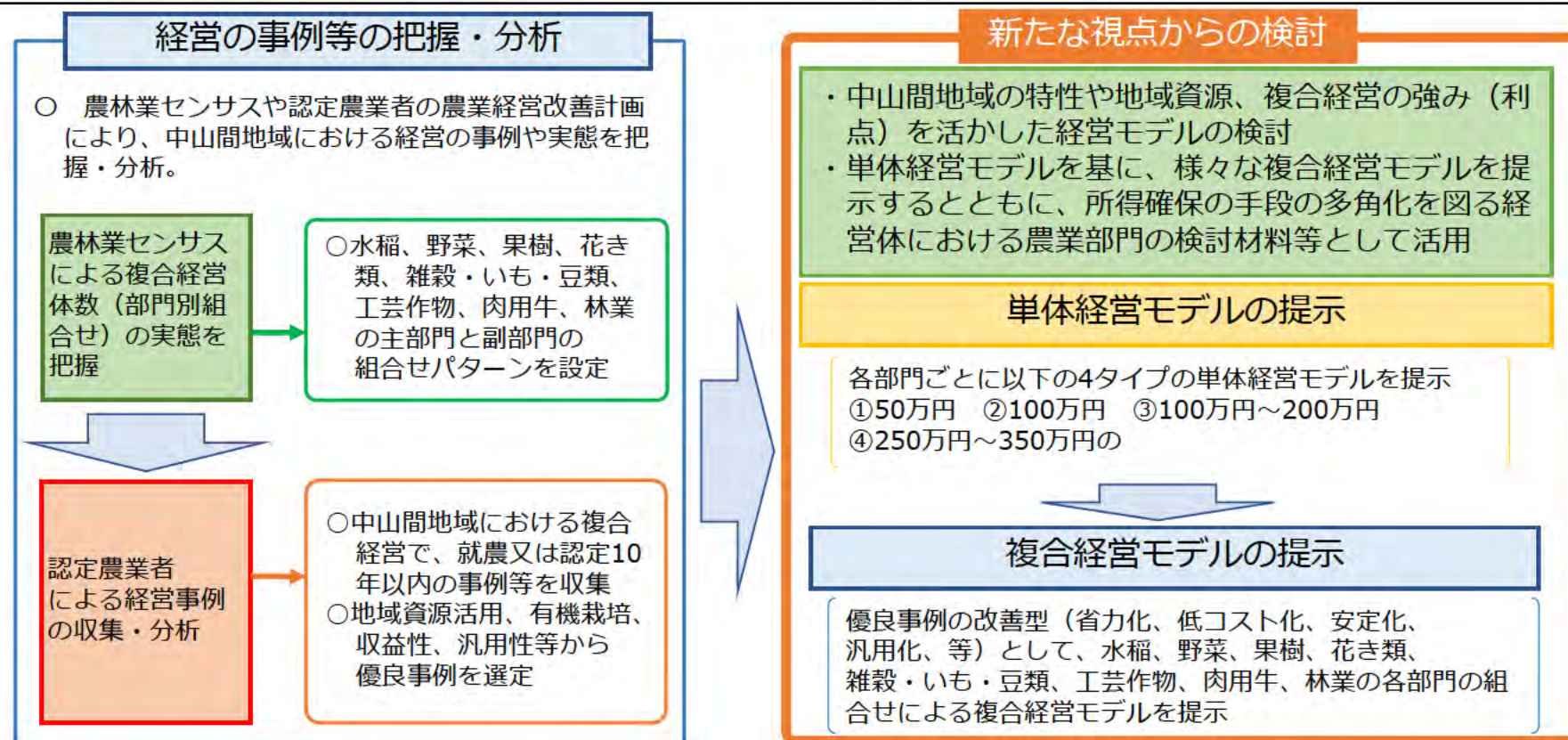
検討の方向性①（案）

- ① 大規模な専業農業経営だけでなく、小規模な個人や事業体の農業への参入や農業所得の安定・向上に向けた支援策を講ずる必要があるのではないか。
- ② 特に、中山間地域等においては、まとまった土地が確保できない、市場からの距離が離れている等の条件不利性から、平地と同様の雇用促進策を講ずることが困難である一方で、豊かな自然や景観などの様々な地域資源が存することから、農泊、ジビエの利活用などの農村発イノベーション（活用可能な地域資源を発掘し、磨き上げた上で、他分野と組み合わせる取組）による事業の創出活動を行う個人や事業体を支援する必要があるのではないか。
- ③ 特に、ポストコロナ時代において、都市から農村への人の流れを加速化させるためには、安心して農村で働き、生活することができる受け皿となるような、農業経営と農村発イノベーションによる事業の創出活動に地域の核となって取り組む事業体を育成する必要があるのではないか。



中山間地域における農業所得の安定・向上（経営モデルの検討）

- 中山間地域等を今後も安定的に維持していくためには、小規模農家等をはじめとした多様な経営体がそれぞれにふさわしい農業経営を実現していくことが必要。このため、中山間地域等の特性や地域資源を活かしつつ、これらの経営体の実現可能と考えられる経営モデルを検討中。
- 農林業センサス等により中山間地域における経営の事例等を把握・分析。
- 単体経営モデルを基に、
 - ① 野菜、果樹等の作物や畜産、林業を含めた多様な組合せにより、**複合経営モデルを作成**。（その所得水準については、1 経営体（家族 2 名）当たり年間所得400万円とする。）
 - ② **所得確保の手段の多角化**を図る経営体における農業部門の経営の検討材料等として活用。



複合経営による所得の確保

(第1回検討会資料より)

【「農業経営の展望」で提示した複合経営の事例】

農業と林業の複合経営を通じた経営安定化

【福岡県】

実施主体の概要

- ・キウイフルーツ 50a
 - ・タケノコ 40a
 - ・林業 5.7ha
- (注)福岡県作成のモデル



キウイフルーツの栽培



タケノコの収穫作業



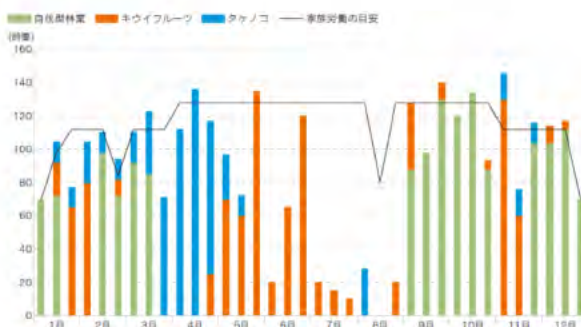
軽トラックによる木材の運搬

取組の特徴

- ・夏季にキウイフルーツ栽培、秋期から冬期に「自伐型林業」、春先にタケノコ栽培を行う組み合わせで、7月～8月には時間的余裕がある。
- ・家族2人での経営の場合、年間の総労働時間は3,184 時間。

・「自伐型林業」は、チェーンソーと軽トラック、ロープウィンチのみを使用するため、初期投資が少ない。

月別労働時間の推移



取組の工夫・効果

- ・繁忙期が重ならない品目を組み合わせることにより、年間の労働力を平準化。
- ・初期投資費用を抑えたことにより、参入のハードルを低減。

・所得(粗利益－経営費)

キウイフルーツ収入: 475万円/年 - 311万円/年 = 164万円/年

タケノコ収入: 132万円/年 - 58万円/年 = 74万円/年

林業収入: 150万円/年 - 33万円/年 = 117万円/年

・出荷量

キウイフルーツ: 12,500kg/年

タケノコ: 1,025kg/年

木材: 217m³/年

【「農業経営の展望」で提示した半農半Xの実践の事例】

半農半X(酒造り)で収入を安定させることにより就農を実現

おおなんちょう

【島根県邑南町】

実施主体の概要

- ・酒米 45a
- ・野菜(広島菜、キャベツ、スイートコーン) 100a
- ・定住の種別 1ターン(出身:兵庫県)
- ・就農形態 半農半蔵人(半農半X)

取組の特徴

- ・地元兵庫県で働くも、東日本大震災をきっかけに新規就農を決意。
- ・島根県が良好な就農支援条件で、半農半蔵人を推奨していることから、農業で酒米をつくり、その米で酒をつくりたいと思い、島根県で就農。
- ・農業は野菜がメインで、酒米が少々。蔵人の仕事は10月から始まり、11月～3月末までは蔵人がメイン。

取組の工夫・効果

- ・半農半蔵人として働く形態は、通年雇用できない小規模な酒造会社と農閑期の働き口を求める農家にとって、非常にマッチしている。
- ・農業販売額: 500万円/年
- ・出荷量
- ・蔵人収入 : 150万円/年
- 酒米 : 1.8t/年、酒 : 40t/年



野菜を栽培するNさん
※しまね就農支援サイトより

(参考) 本格的営農でない農への関わりに対する地方自治体の支援例

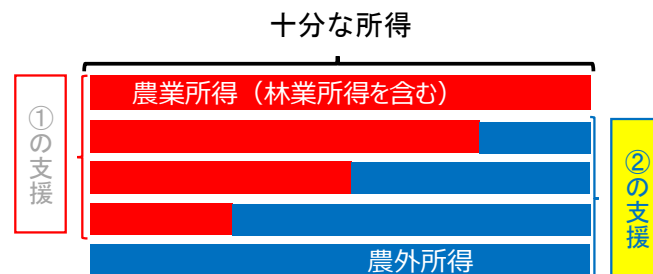
- 地方自治体では、国の施策では対象とならない、本格的営農でない農への関わりについて、単独事業で支援している例がある。

本格的営農でない農への関わり の支援施策例	概要
半農半X支援事業（島根県）	○兼業収入等を加えた「半農半X」型の就農に対して、移住から定住までの各段階において総合的な支援を行い、就農希望者の農村への定住促進と、県内農業・農村の担い手の育成・確保をめざす。 ○市町村が「半農半X定住モデル」を作成し、併せて「半農半X実践者」を認定。 ○半農半X 実践者が就農前に行う農業研修期間中の経費を助成。 ○半農半X 実践者の定住・就農開始後の経費を助成。
農ある暮らし入門研修（長野県）	○農業や自然を身近に触れ合う「田舎暮らし」や、「農ある暮らし」への志向が高まる中、農業に興味を持ち、将来長野県内へ移住を希望する方や、移住した方等を対象とした農業に親しむ体験型研修を実施。 ○対象者：移住希望者、移住者、定年退職者など ○研修内容 ・農業の基礎の座学や実習及び田舎で暮らすための現地視察 ・実習：農具の使い方、種まきから収穫まで、野菜、水稻、果樹、花き等の栽培技術の基礎等について実習を通じて学ぶ ・座学：農業や田舎で暮らすための基礎知識について学ぶ ・視察：1ターン農家や先輩移住者の体験談を学ぶ ・その他：就農についての個別相談を実施

2－（２） 農村発イノベーションの推進

検討の方向性②（案）

- ① 大規模な専業農業経営だけでなく、小規模な個人や事業体の農業への参入や農業所得の安定・向上に向けた支援策を講ずる必要があるのではないか。
- ② 特に、中山間地域等においては、まとまった土地が確保できない、市場からの距離が離れている等の条件不利性から、平地と同様の雇用促進策を講ずることが困難である一方で、豊かな自然や景観などの様々な地域資源が存することから、農泊、ジビエの利活用などの農村発イノベーション（活用可能な地域資源を発掘し、磨き上げた上で、他分野と組み合わせる取組）による事業の創出活動を行う個人や事業体を支援する必要があるのではないか。
- ③ 特に、ポストコロナ時代において、都市から農村への人の流れを加速化させるためには、安心して農村で働き、生活することができる受け皿となるような、農業経営と農村発イノベーションによる事業の創出活動に地域の核となって取り組む事業体を育成する必要があるのではないか。



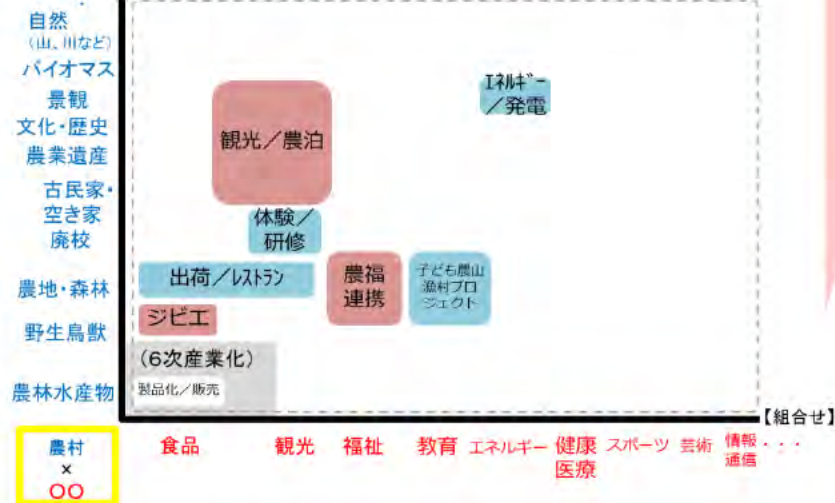
農村発イノベーションによる所得と雇用機会の確保

- 農村に人を呼び込むためには、所得と雇用機会の確保が不可欠。
- 農村を舞台とした「農村発イノベーション」(活用可能な地域資源を発掘し、磨き上げた上で、他分野と組み合わせる取組)により新たなビジネス展開を促進。

【従来の農林水産省の主な施策対象】

- 対象地域資源や他分野との組合せの範囲が限定
- 一次産業起点の取組に限定

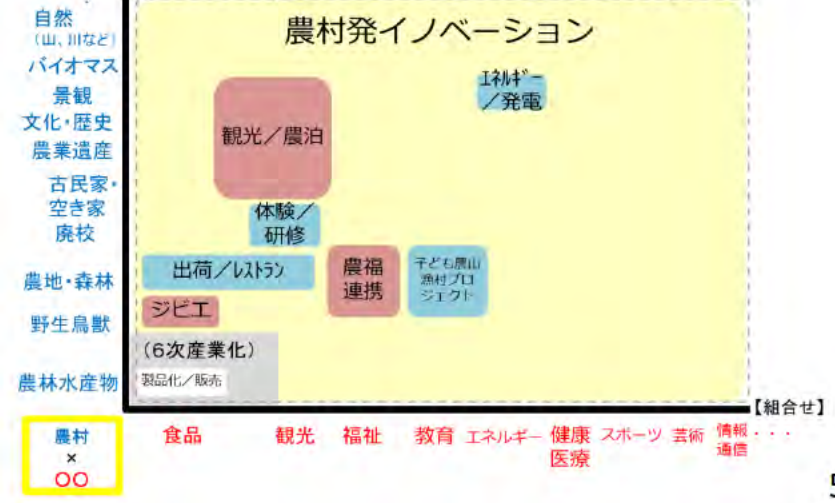
【農村の地域資源】



【農村発イノベーションの推進のイメージ】

- 農村のあらゆる地域資源をフル活用した取組を支援
- 他産業起点の取組など他分野との連携を一層促進

【農村の地域資源】



農村発イノベーションの事例

コウノトリと共生する地域づくり（兵庫県豊岡市） 【農村 × 生物多様性】

コウノトリの野生復帰に向けた取組を、農業や観光業等と結びつけて実施

【主な取組】

- 農業に頼らず、生き物を育む農法を実施し農産物をブランド化。
- コウノトリも含め豊岡市に関心を持ってもらうため、地域貢献型のコウノトリ・ツーリズムを実施。



【実績】

- 「コウノトリ育むお米」の売上高は試験放鳥から10年間で2,200万円から3億5,000万円に増加。
- 市立コウノトリ文化館の来場者数は放鳥前の約12万人から約30万人に増加。



遊休施設の利用拡大による地域活性化（宮城県蔵王町） 【農村 × 観光】

新たな宿泊観光のニーズを取り込むため、遊休化した別荘を民泊等に活用。

【主な取組】

- 地域内の空き別荘15棟を民泊等に利活用。
- ワークーションが可能な施設を整備。



【実績】

- H29から民泊等を15棟で開始し、年間利用者数8,500人泊（R元年度）を達成。
- コロナ禍でもワークーションとして、今年4～8月に6組340人泊を受入れ。



伝統的な農作物を障害者の手で生産（京都府京田辺市） 【農村 × 福祉】

宇治茶の手摘みやエビイモの手掘りなど、障害者の手作業により、高品質な京都の伝統的農作物を生産。

【主な取組】

- 収穫した農産物を加工し、濃茶大福などの加工品を製造。
- コミュニティカフェを併設し、自社で生産した農産物を材料としたランチを提供。



【実績】

- 京都府により農福連携の推進拠点として指定。
- ノーフクJASの第1号認証を取得。
- コミュニティカフェは最大80人/日を超える来客となり、地域の交流の場に。



料理を彩る葉っぱビジネス（徳島県上勝町） 【農村 × 飲食業】

ITシステムを活用して料理を彩る葉っぱを出荷。女性や高齢者が活躍。

【主な取組】

- 日本料理を彩るつまものを栽培・出荷・販売。
- IT技術の活用により、最新の発注情報を確認しながらの作業を可能に。



【実績】

- つまものの販売による年商は2億6000万円。
- 寝たきりの高齢者が減少。
- 町が有名になり観光客が増加。映画も作成。



2- (3) 農業経営と農村発イノベーション に取り組む事業体

検討の方向性③（案）

- ① 大規模な専業農業経営だけでなく、小規模な個人や事業体の農業への参入や農業所得の安定・向上に向けた支援策を講ずる必要があるのではないか。
- ② 特に、中山間地域等においては、まとまった土地が確保できない、市場からの距離が離れている等の条件不利性から、平地と同様の雇用促進策を講ずることが困難である一方で、豊かな自然や景観などの様々な地域資源が存することから、農泊、ジビエの利活用などの農村発イノベーション（活用可能な地域資源を発掘し、磨き上げた上で、他分野と組み合わせる取組）による事業の創出活動を行う個人や事業体を支援する必要があるのではないか。
- ③ 特に、ポストコロナ時代において、都市から農村への人の流れを加速化させるためには、安心して農村で働き、生活することができる受け皿となるような、農業経営と農村発イノベーションによる事業の創出活動に地域の核となって取り組む事業体を育成する必要があるのではないか。

農業経営と農村発イノベーションに取り組む事業体のイメージ

- 今後は、多様な形で農業・農村の支え手の裾野の拡大を図ることが重要であり、特に、ポストコロナ時代において、田園回帰の流れを加速化させるためには、都市から農村への人の流れの受け皿の整備が必要。
- このため、農業経営と農村発イノベーションによる事業の創出活動に地域の核となって取り組む事業体を育成し、地域内の若者等に加え、田園回帰に関心のある都市住民、就職氷河期世代や障害者が、安心して農村で働き、生活してもらえる受け皿を創出することとしてはどうか。
- 「人口急減地域特定地域づくり推進法」を活用し、都会等から人材を呼び込み、派遣するなど人材マッチングを支援。

【農業経営と農村発イノベーションに取り組む事業体のイメージ】



特定地域づくり事業協同組合制度の概要

(第3回検討会資料より)

人口急減地域の課題

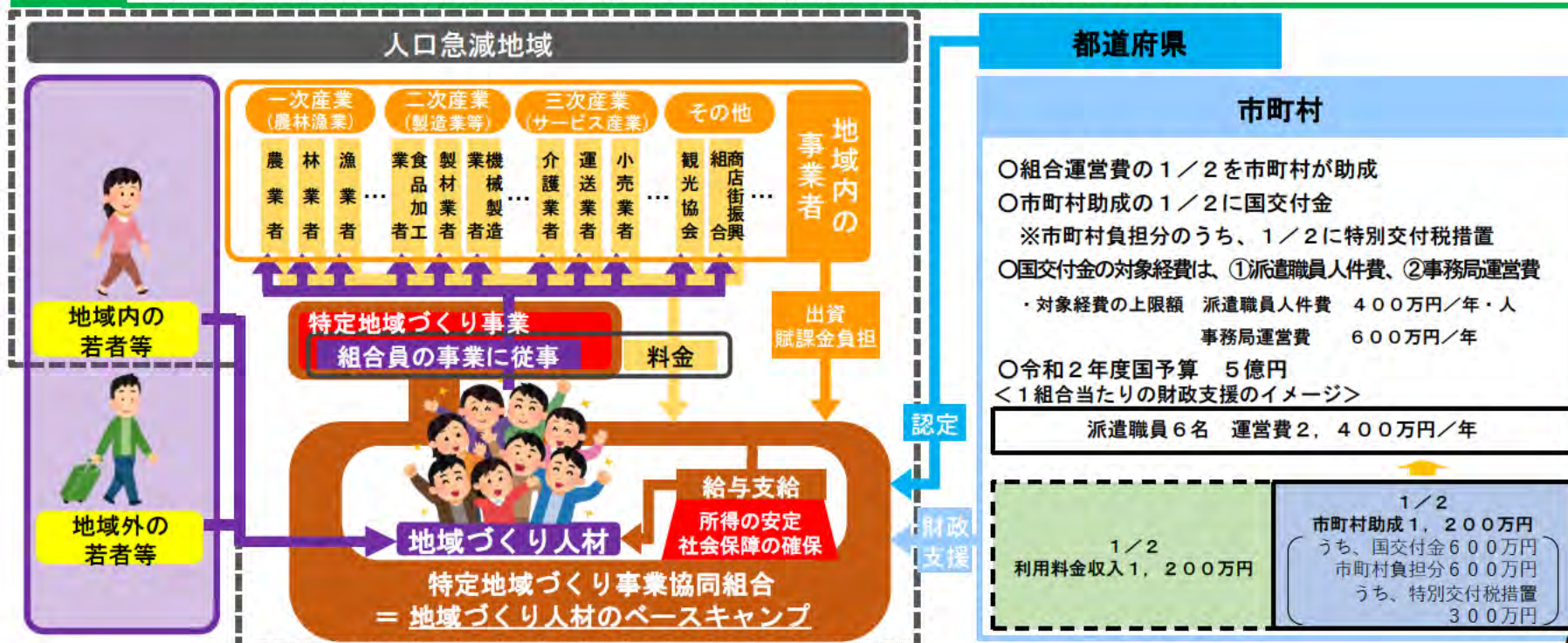
- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、Uターンへの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

- ・地域全体の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒地域の担い手を確保

制度概要

対象地域：人口急減地域（過疎法に基づく過疎地域及び過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域）
 対象団体：中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合
 対象事業：マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）の派遣等
 認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
 特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を許可ではなく、届出で実施することが可能
 財政支援：組合運営費の1/2を市町村が財政支援（市町村負担の1/2を国庫補助）
 根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律<令和2年6月4日施行>



農業経営と農村発イノベーションに取り組む事業体の事例①

- 愛媛県西予市^{せいよ}の地域協同組合無茶々園は、国内有機農業の先駆けとして、柑橘を原材料とした加工品のブランド化の推進などのビジネスモデルを構築。
- 農業生産のほかに、漁業者と連携した漁業振興や地域環境保全、女性が活躍する高齢者への介護事業や配食サービス等により雇用の場を創出。

地域協同組合^{むちゃちゃ}無茶々園（愛媛県西予市） ～柑橘の有機栽培からスタートしたエコロジカルなむらづくり～

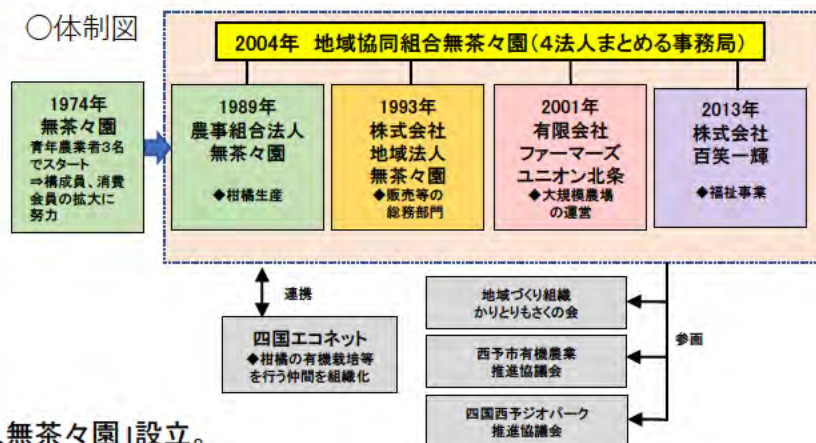
■活動開始の背景

- 1974年（昭和49年）、農業や肥料を多く使う現代農業に疑問を持った青年農業者3名が、狩江地区において伊予柑の有機栽培を開始。
- 栽培体系を確立し有機栽培を行う仲間の拡大、産直販売等の販路開拓等により、現在の地域協同組合無茶々園の礎を確立。
- 2016年（平成28年）時点で新規雇用者の7割は県外から雇用。（株）百笑一輝を除いた社員は55名で平均年齢は38歳。農事組合法人には、45歳以下の若手農業者を役員に登用し、意見を経営に反映。

■事業体の活動体制の変遷

- 1989年（平成元年）：「農事組合法人無茶々園」へ移行。
 - 1993年（平成5年）：農産物の販売等を行う総務部門を担う「株式会社地域法人無茶々園」設立。
 - 2001年（平成13年）：大規模農場を運営する「有限会社ファーマーズユニオン北条」設立。
 - 2013年（平成25年）：福祉事業に参入するため、「株式会社百笑一輝」を設立
- ※4法人を「地域協同組合無茶々園」（2004年設立）が統括。まとめて「無茶々園」グループと呼ぶ。

○体制図



■主な活動

- 国内有機農業の先駆けとして、柑橘栽培における品質管理の徹底、加工品等のブランド化の取組により規模を拡大し、農業産出額は8億円超。
- 漁業者と連携して、山と海の環境保全活動の実践、真珠や水産物等の加工・販売。
- 女性が活躍する介護事業や配食サービス、段々畑の観光等、雇用を創出。



無茶々園の加工品



福祉事業での女性の活躍

（出典）農林水産省「H28年度農林水産祭（むらづくり部門）農林水産大臣賞」（2016年）より作成

農業経営と農村発イノベーションに取り組む事業体の事例②

- 高知県馬路村では、馬路村農業協同組合が行政と一丸となり、ゆずを活用した食品や化粧品など様々な加工品の開発・販売を展開。
- 「村を丸ごと売り込む」コンセプトを掲げ、外部デザイナーの登用、戦略的な情報発信や通信販売を行い、ゆず加工品は馬路村を代表する商品に成長。2015年(平成27年)時点で、売上30億円超、雇用90名以上の産業へ発展。
- ゆず事業の取組は、観光事業、定住対策、農地受託事業などに多角的に拡大し、地域活性化に貢献。

馬路村農業協同組合(高知県馬路村) ～ゆず加工品で村を丸ごと売り込み、地域ブランドを構築～

特産ゆずでの活力ある村づくりに成功

- 衰退産業(林業)への依存から脱却し、地元の資源であるゆずを活用した地域振興へのシフトに成功。
- ゆずの食文化のない地域でも受け入れやすい商品開発を心がけ、地域振興の先駆的モデルとして全国に認知拡大を図り、年間30億円以上の売上げと90名以上の雇用創出に貢献。
- 観光資源としての直販所の施設整備、JA出資法人「ゆず組合」による農地受託事業、村役場の空き家貸出し事業の支援など取組を多角化。

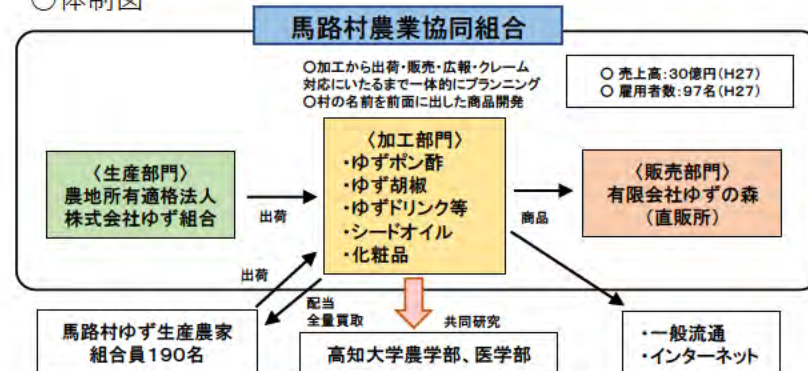
「田舎」であることを価値とする、村丸ごとのブランディング

- 「都会にはない空気を届ける」という馬路村を丸ごと売り込むブランド化戦略が支持を受けた。
- また、商品デザインやパンフレット、販売戦略などをアークデザイン研究所と協働。
- 全国で馬路村ファンが増え、知名度が向上。その結果、村民の自信・愛着の向上や、Iターン、Uターンの増加につながり始めている。

農協と行政、村人が一体となったスピードと粘り強さによる村づくり

- 農協と行政が加工品開発、豊作による価格低下への対応など、様々な課題を30年以上にわたってともに乗り越えてきた。
- そこで形成された、農協、行政、村民の間の信頼関係が村民総動員での取組に繋がり、地域が一体となった取組へと結実している。

○体制図



馬路村農協で一番人気
「ぼん酢しょうゆ・ゆずの村」



外部デザイナーがデザインした馬路村のメッセージを載せた紙袋

(出典)中小企業基盤整備機構、地方創生連携・交流ひろばHPより作成

農業経営と農村発イノベーションに取り組む事業体の事例③

合同会社あば村(岡山県津山市)

阿波地区の概要

- 人口505人、世帯数219世帯、高齢化率46.1%(2019年1月1日住民基本台帳)、市役所本庁からの距離約30km
- 阿波地区(旧阿波村)は、平成17年に周辺3町とともに津山市に編入。編入後は公共施設の閉鎖等、生活の利便性やコミュニティ機能等が低下
 - ・小学校:2014年3月末、閉校
 - ・幼稚園:2013年3月末、休園
 - ・JAガソリンスタンド:2014年5月末、撤退
 - ・役場支所:2015年4月～、規模縮小



あば商店の運営、整備に活用した事業

- あば商店は、撤退したJAのGSや事務所を地域住民出資の合同会社あば村が引き継ぎ、GSと購買施設として改装し地域生活拠点として運営。
 - ・活用した事業:小さな拠点整備補助金(津山市単独事業)
 - ・小さな拠点運営補助金(300万円×3年間)
 - ・小さな拠点整備補助金(600万円×1回)

合同会社あば村について

2016年2月設立。出資者182人、出資金543万円

【体制】 正規職員2人(2018.4より+1)、パート(午前のみ)2人

【売上実績】 H28年:22,557千円⇒H29年:32,110千円(1.4倍)
⇒H30年:34,588千円(1.53倍)

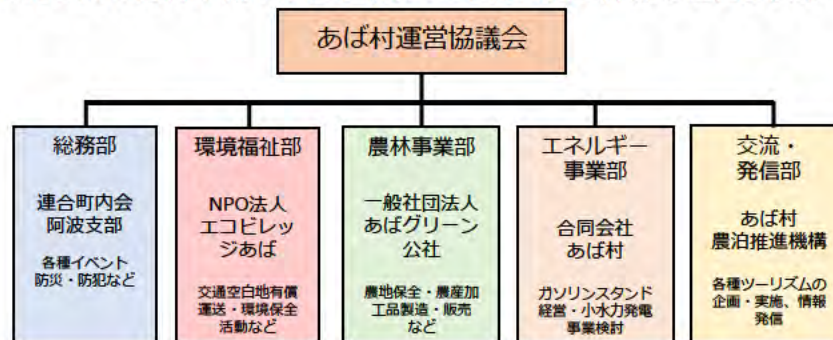
【効果】

- ・買い物難民、GS難民の解消
- ・お年寄りのサロンの役割
- ・お金の地域内循環、漏れ穴を塞ぐ効果 → **地域の暮らしを支える重要拠点**

(出典)内閣府「小さな拠点情報サイト」、あば村運営協議会HPより作成

あば村の体制について

それぞれの組織が緩やかに連携しつつ、各自独立採算で運営を模索



一般社団法人あばグリーン公社について

- 旧小学校校舎を農産物加工施設に整備し、2017年度よりあばグリーン公社が地域の農産加工品の製造・販売を運営。
- 農産物加工だけでなく、温泉と食堂を併設した宿泊施設「あば温泉・交流館」を津山市の指定管理で受託運営。年間6万人弱の利用者。
- 地域外の人材が新たに3人加わり、農産加工品の販路拡大やあば温泉・交流館のスタッフとして活躍。



あば商店とガソリンスタンド



移動販売



お年寄りのサロン



購買機能



和室と倉庫は研修室に

農業経営と農村発イノベーションに取り組む事業体の事例④

- 北海道芽室町にある「^{めむろ}九神ファームめむろ」は、株式会社九神ファームめむろによって運営される就労継続支援A型事業所。2013年度（平成25年度）から、知的・精神障害を持つ約20名の利用者により、通年で野菜生産及びジャガイモ等の一次加工を行う。
- 一次加工したジャガイモの全量を出資企業が買い取ることで、高い賃金を安定的に実現。

（株）九神ファームめむろ（北海道芽室町）

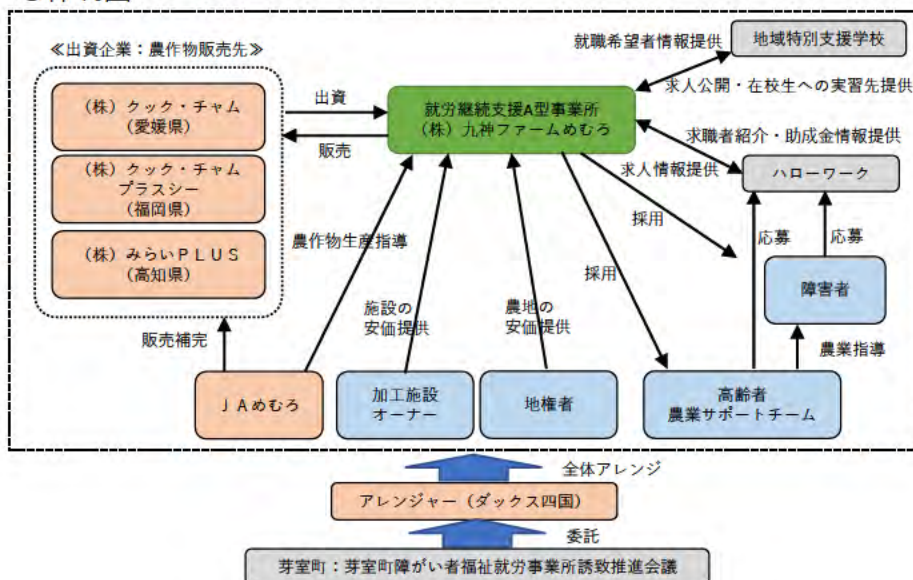
【主な取組】

- 農業生産を核に、惣菜用品の製造、レストラン事業など6次産業化。
- 出資企業である惣菜店が、一次加工したジャガイモの全量を買取ることにより、安定した収益を確保。
- 惣菜は、西日本を中心とした惣菜店舗やレストラン（北海道、愛媛県）で提供
- 農業生産、加工、調理、接客、販売まで食に関する一連の流れに障害者や高齢者が参加
- JAめむろからは、農作業指導を受けるほか、収穫量が不足する場合は、ジャガイモを提供してもらうなど、協力体制を構築。

【実績】

- 障害のある従業員が9人から20人と約2倍増（H25-27）
- 惣菜の生産量が約5トン/月から約8トン/月に増加し、売上げは200万円から300万円に増加（H25-27）。
- 障害者に対し月10万円を超える給与を支払。

○体制図



障害者や高齢者の雇用の場を創出



地域の農産物を惣菜等に加工

(参考) 新たな食料・農業・農村基本計画

新たな基本計画における農村の振興に関する施策の概要

(第1回検討会資料より)

農村、特に中山間地域においては、少子高齢化・人口減少が都市に先駆けて進行する一方で、「田園回帰」による人の流れが全国的な広がりを持ちながら継続しているなど、農村の持つ価値や魅力が国内外で再評価され、多様なライフスタイルの普及や、関係人口の拡大等により地域活性化に貢献する動きがみられる。このような最近の変化にも的確に対応しつつ、**関係府省、都道府県・市町村、事業者が連携・協働し、「地域政策の総合化」を図る。**

しごと

(1) 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保

- ① 中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進
- ② 地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の増大
 - ・農村発イノベーション※をはじめとした地域資源の高付加価値化
 - ・農泊、ジビエ、農福連携 等
- ③ 地域経済循環の拡大
 - ・バイオマス・再生可能エネルギー、農畜産物等の地域内活用・消費
 - ・農村におけるSDGs達成に向けた取組
- ④ 多様な機能を有する都市農業の推進

+

食料・農業政策

くらし

(2) 中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備

- ① 地域コミュニティ機能の維持や強化
 - ・世代を超えた人々による地域のビジョンづくり
 - ・放牧等の多様な土地利用方策とそれを実施する仕組みの構築
 - ・「小さな拠点」の形成
 - ・地域コミュニティ機能の形成のための場づくり
- ② 多面的機能の発揮の促進
- ③ 生活インフラ等の確保
 - ・情報通信環境の確保
 - ・地域内交通の確保・維持 等
- ④ 鳥獣被害対策等の推進

※農村発イノベーション

活用可能な農村の地域資源を発掘し、磨き上げた上で、これまでにない他分野と組み合わせる取組

活力

(3) 農村を支える新たな動きや活力の創出

- ① 地域を支える体制及び人材づくり
 - ・地域運営組織の形成
 - ・地域内の人材の育成及び確保
 - ・関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じた人材の裾野の拡大 等
- ② 農村の魅力の発信
 - ・半農半X、デュアルライフ(二地域居住)などの多様なライフスタイルの提示
 - ・農的暮らしなどの多様な農への関わりへの支援体制の構築
 - ・棚田地域の振興と魅力の発信 等
- ③ 多面的機能に関する国民の理解の促進等

+

食料・農業政策

仕組み

(4) 「3つの柱」を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり

- 農村の実態や要望について、農林水産省が中心となって、都道府県・市町村、関係府省、民間とともに、現場に出向いて直接把握し、把握した内容を調査・分析した上で、課題の解決を図る取組を継続的に実施するための仕組みの構築

66

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

3. 農村の振興に関する施策

（1）地域資源を活用した所得と雇用機会の確保

① 中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進

（略）地形による制約等不利な生産条件を有する一方で、清らかな水、冷涼な気候等を活かした農作物の生産が可能である点を活かし、中山間地域等直接支払制度により生産条件に関する不利を補正しつつ、地域特性を活かした作物や現場ニーズに対応した技術の導入を推進するとともに、米、野菜及び果樹等の作物の栽培や畜産、林業も含めた多様な経営の組合せにより所得を確保する複合経営モデルを提示する。（略）

② 地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保

ア 農村発イノベーションをはじめとした地域資源の高付加価値化の推進

農村を舞台として新たな価値を創出し、所得と雇用機会の確保を図るため、「農村発イノベーション」（活用可能な農村の地域資源を発掘し、磨き上げた上で、これまでにない他分野と組み合わせる取組）が進むよう、農村で活動する起業者等が情報交換を通じてビジネスプランを磨き上げることができるプラットフォームの運営など、多様な人材が農村の地域資源を活用して新たな事業に取り組みやすい環境の整備などにより、現場の創意工夫を促す。（略）

さらに、現場発の新たな取組を抽出しつつ、複合経営等の多様な農業経営、農村発イノベーションをはじめとした地域資源の高付加価値化等の取組を様々に組み合わせることで所得と雇用機会を確保するモデルを提示し、全国で応用できるよう積極的に情報提供する。

（3）農村を支える新たな動きや活力の創出

① 地域を支える体制及び人材づくり

ア 地域運営組織の形成等を通じた地域を持続的に支える体制づくり

地域を維持していくためには、リーダーの世代交代等に関係なく地域を持続的に支えることができる体制を維持・構築することが重要である。このため、中山間地域等において、「小さな拠点」の形成と併せて、農業協同組合などの多様な組織による地域づくりの取組を推進するとともに、生活サービスの維持・確保、仕事・収入の確保等の地域課題の解決に取り組む地域運営組織等の地域づくり団体の設立や集落協定の広域化等を推進する。体制の構築に当たっては、集落営農等の活動を地域づくりなどの分野に多角化していくことや、地域運営組織等の活動を農地の利用及び管理などに広げていくことに対する支援の在り方を示す。

ウ 関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じた地域の支えとなる人材の裾野の拡大

関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じて地域の支えとなる人材の裾野の拡大を図るため、体験農園、農泊、ふるさと納税等の様々なきっかけを通じて地域への関心や関わりを持った者が、関心や関わりを段階的に深め、地域活動への参画や援農・就農等に効果的につなげていくための仕組みを具体化する。（略）

② 農村の魅力の発信

ア 副業・兼業などの多様なライフスタイルの提示

農村で副業・兼業などの多様なライフスタイルを実現するための、農業と他の仕事を組み合わせた働き方である「半農半X」やデュアルライフ（二地域居住）を実践する者等を増加させるための方策や、本格的な営農に限らない多様な農への関わりへの支援体制の在り方を示す。（略）

島根県における「半農半 X」の取り組み と その実績をふまえた今後の取組方向

令和 2 年10月13日
島根県農業経営課

島根県の「半農半X」の取り組み

- 農業を営みながら他の仕事にも携わり、双方で生活に必要な所得を確保する仕組みである「半農半X（エックス）」を、島根らしい田舎のライフスタイルとして提案・推進。
- 自営就農・雇用就農に加えて、「半農半X」も、農業の担い手の1形態として位置付け。
- 平成22年度の事業創設当初は「農業+α」という名称であったが、「半農半X」コンセプトの提唱者である塩見直紀氏の了解を得たのち、平成24年度から「半農半X」という名称にリニューアル。

【島根県「半農半X支援事業」の概要】

◆ 半農半X実践者となる主な要件

- ① 県外からUターン（住民票を移動）して概ね1年以内
※ ふるさと島根定住財団の産業体験期間、地域おこし協力隊従事期間等は除く。
- ② 農業経営開始時の年齢が原則65歳未満
- ③ 一定規模（販売金額が50万円）以上の営農予定
→ 各市町村が定める「半農半X定住モデル」に照らして認定

◆ 各市町の半農半Xモデル

県内19市町村のうち14市町村が策定

- ① 吉賀町
 - ・農業所得（有機野菜等） … 100万円
 - ・X部門所得 … 100万円 計200万円
- ② 浜田市
 - ・農業所得（露地野菜） … 100万円
 - ・X部門所得 … 80万円 計180万円
- ③ 大田市
 - ・農業所得（アスパラガス等） … 60万円
 - ・X部門所得 … 140万円 計200万円

◆ 実践者への助成メニュー

- ① 就農前研修経費助成事業
→ 就農前の研修（原則6ヶ月・600時間以上）に必要な経費等を助成
[助成額] 12万円/月（最長1年間）
- ② 定住定着助成事業
→ 定住開始後の営農に必要な経費等を助成
[助成額] 12万円/月（最長1年間）
※ 夫婦それぞれが実践者として共同経営する場合、助成額は18万円/月
- ③ 半農半X開始支援事業（ハード事業）
→ 定住して営農を始める際に必要な施設整備の経費を助成
[補助率] 3分の1以内（上限100万円）
※ 農業経営開始後5年以上は、県内で定住して営農を行う必要

【半農半Xコンセプト提唱者：塩見直紀氏】



塩見直紀氏

【塩見氏プロフィール】

1965年京都府綾部市生まれ。現在、京都府綾部市在住。
1995年頃から、21世紀の生き方、暮らし方として、「半農半X」コンセプトを提唱。
1999年に綾部へUターン。2000年4月、「半農半X研究所」を設立。
市町村から個人までの「X（エックス）＝天職」を応援する「ミッションサポート」と「コンセプトメイク」がライフワーク。

「半農半X」実践者の概要

- 令和2年3月末現在、74名を「半農半X実践者」として認定済。うち68名が現在も県内各地で半農半Xに取り組んでいる。家族を含めると、これまで119名が定住・定着。
- 「半農半X」パターンでは、「半農半農雇用」（自営＋他農業法人等での雇用）が多い。農業を通じた地域活性化に寄与。その他、「半農半除雪」「半農半蔵人」等、特徴的な取組も見られる。
- 半農半X実践者の中には、より農業に特化し、認定新規就農者へ移行する者もいる。
- 半農半X実践者の約7割は、ふるさとしまね定住財団の産業体験事業を活用後就農。

【半農半X実践者（68名）の概要】

1. 年度別認定者数（中止者は除く）

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
6名	1名	7名	9名	8名	5名	10名	9名	8名	5名

2. 男女別

男性	女性
52名	16名

3. 年代別（認定時年齢）

20代	30代	40代	50代	60代
12名	25名	19名	7名	5名

4. 移住形態

Uターン	Iターン
13名	55名

5. 半農半Xの類型（複数回答）

カテゴリー	具体的な「X」	実践者数
半農半農雇用	農業法人勤務、集落営農勤務、加工所勤務など	23名
半農半蔵人	酒造会社（杜氏）	5名
半農半除雪	スキー場勤務、高速道路除雪	8名
半農半サービス	道の駅勤務、ホームセンター勤務、コンビニエンスストア勤務、新聞配達など	28名
半農半自営業	庭師、左官、写真家	6名
半農半漁	河川漁業	1名

6. 営農作目（複数回答）

水稲	露地野菜	施設野菜	花き	果樹	その他
20名	43名	18名	6名	4名	13名

7. 移住元

北海道	関東	中部	近畿	中国	九州
2名	14名	6名	21名	17名	8名

【市町村別内訳】（人）

松江市	3
浜田市	13
益田市	3
大田市	3
安来市	2
江津市	4
邑南町	10
美郷町	1
川本町	1
津和野町	4
吉賀町	21
西ノ島町	1
知夫村	2
計	68

→市独自の研修制度あり

→A級グルメ子育て日本一

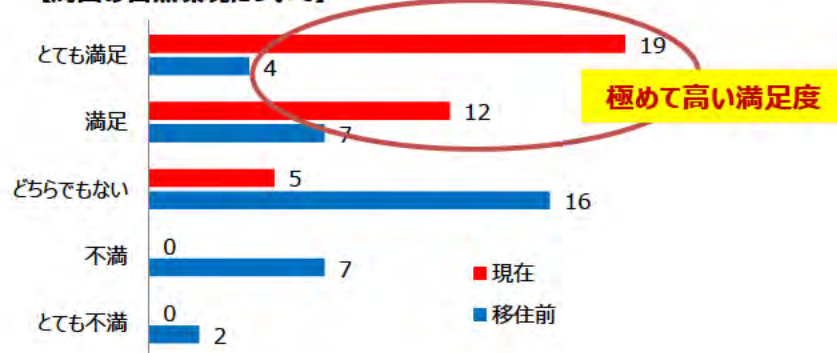
特徴のある石見部の市町に実践者が集中

→有機農業が盛ん

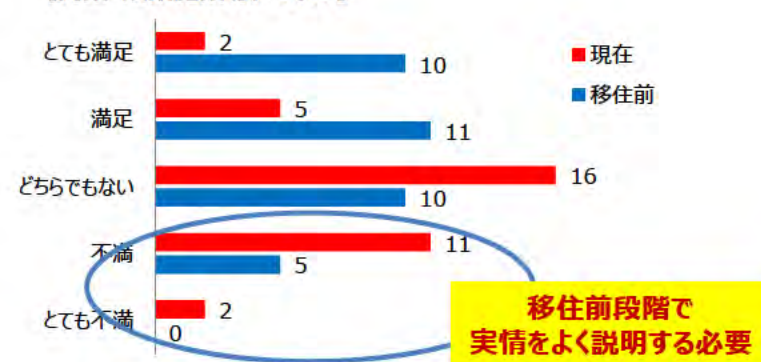
「半農半X」の意識調査結果①（平成27年調査）

- 周囲の自然環境について、移住前に比べて現在の満足度が極めて高くなっている。
- 住まいについて、現在の満足度は高いが、古民家志向の移住者のニーズも存在することから、引き続き移住・定住に際してきめ細かい住宅情報の提供が必要。
- 商業・娯楽施設等や医療・福祉・教育（子育て）環境については、移住前よりも満足度がやや減少。都市圏に比べこれらの環境が少ないことを移住相談段階で十分説明する必要。

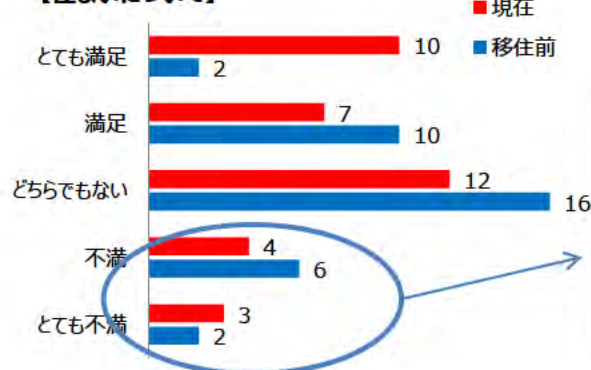
【周囲の自然環境について】



【商業・娯楽施設等について】



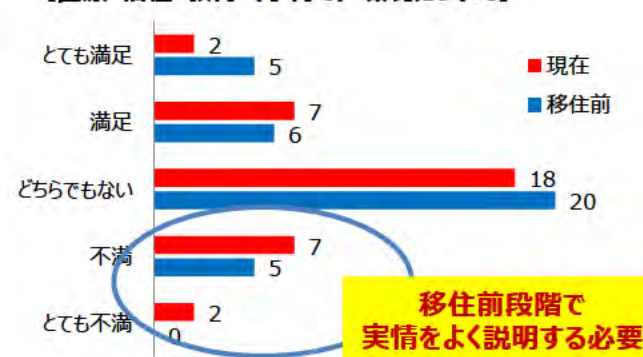
【住まいについて】



＜実践者の声＞

「一軒家の空き家に住みたく探しているが、なかなか見つからない。」(吉賀町)
 「住居の確保に苦勞。役場担当者に世話になった。」(吉賀町)
 「現在の借家は住みにく、別の家を探しているが、難航中」(邑南町)

【医療・福祉・教育（子育て）環境について】



「半農半X」の意識調査結果②（平成27年調査）

- 所得額・水準は移住前よりも減少。農業部門・半X（兼業）部門ともに、現状の所得について満足度は低い。
- 将来の所得見込みについて、農業部門は増加見込みが大半を占めている一方、半X部門ではばらつき。仕事の提案等、特に半X部門に対する継続的な支援が求められている。
- 行政による支援は現在のところ十分といえるが、将来にわたり継続的な支援が必要。

【現在の農業所得について】



**農業所得は
増加見込み傾向**

【将来の農業所得について】



【現在の半X所得について】



**半X所得は
見込みにばらつき
→各実践者により
多様なヴィジョン**

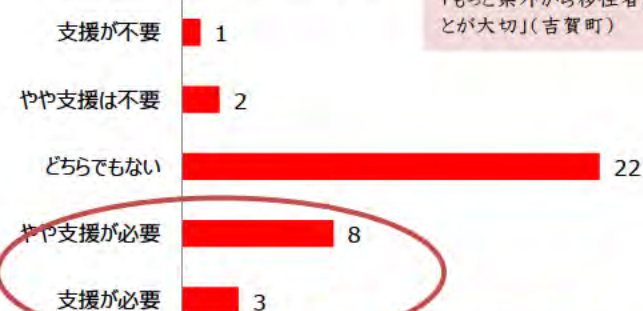
【将来の半X所得について】



【現在の行政等の支援について】



【将来の行政等の支援について】



継続的な支援が必要

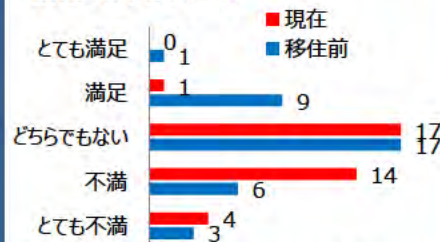
＜実践者の声＞

「初めて農業をする者にとってはいろいろ不安なことも多く、多方面でのサポートがあれば心強い」（美郷町）
 「島根ではX部分の選択肢が少ないのがネック」「半Xの支援が必要」（邑南町、浜田市、吉賀町）
 「もっと県外から移住者が増えるよう、働く場を設けることが大切」（吉賀町）

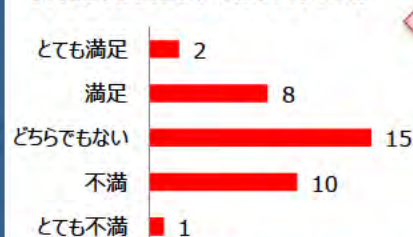
「半農半X」の意識調査結果③(平成27年調査)

- 所得水準や農業と半Xのバランスについては、実践者の満足度は低い状況。
- しかし、集落・自治会・周囲の住民との関わり（周囲の人間関係）については、移住前に比べ満足度が格段に向上。また、実践者のほとんどが、移住前よりも幸福感が増大。
- 実践者の多くが、地域との関わりを重要視。半農半Xの実践を通じて、地域貢献に寄与している事例もある。

【所得水準について】

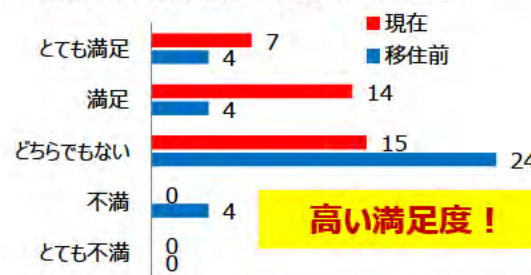


【現在の農業と半Xとのバランス】



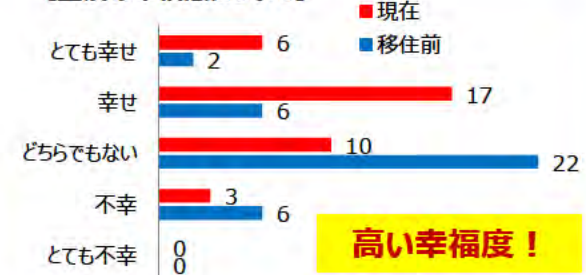
所得水準や半農半Xのバランスの満足度は高いと言えないが...

【集落・自治会・周囲の住民との関わり】



高い満足度！

【生活の幸福感について】



高い幸福度！

「所得には不満があるが、生活は幸福」という実践者が多い

所得と幸福度の相関		現在の幸福度		
		幸福 やや幸福	どちらでもない	不幸 やや不幸
現在の所得水準	満足 やや満足	1	0	0
	どちらでもない	12	5	0
	不満 やや不満	10	5	3

☆半農半Xの実践を通じた地域貢献☆



【X = 酒造会社勤務の実践者】

地域の伝統産業である酒造会社で欠かせない戦力になっている

【中山間集落に家族で移住した実践者】

実践者が家族も含め移住することで、集落での草刈りなどの地域保全活動が活性化

〈実践者の声〉

「積極的に地域に関わり、存在をアピールすることが大切」(松江市)

「(より良い半農半Xのために)家族・地域・職場の理解と協力が必要」(邑南町)

「地元の方との関係が大切」(浜田市)「地域の人と仲良くする」(浜田市)「他人とのコミュニケーション能力が求められる」(浜田市)

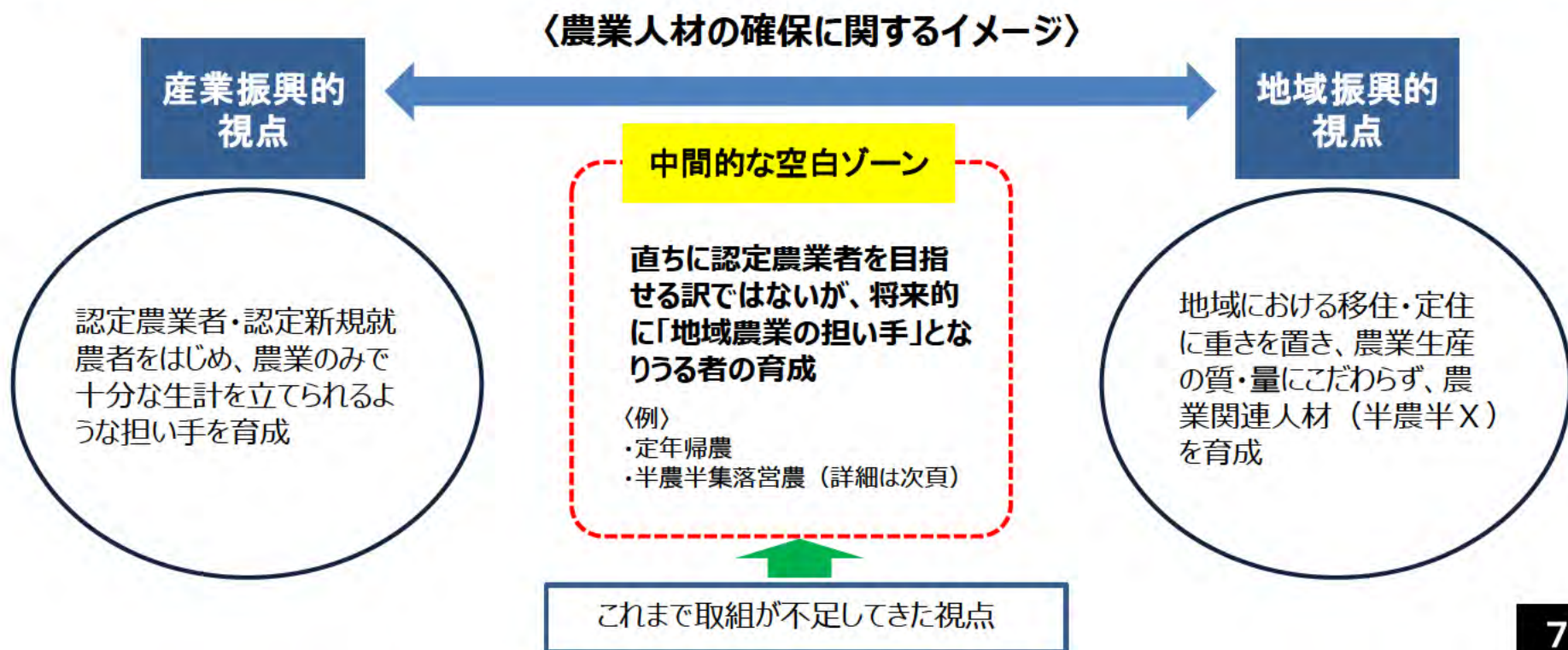
「住んでいる場所で良好な人間関係を築く努力をすること」(浜田市)

「地域の農家同士の横のつながりが強力であり、機械の操作技術や営農実践例を教えてもらっている」(吉賀町)

実践者も地域との関わりを重視

半農半Xの総括と島根県における今後の取組方向

- 半農半Xは、地域の定住に一定の効果がある反面、農業施策としての効果は限定的。
- 当初、半農半Xの実践者が地域農業の担い手へステップアップする姿を思い描いていたが、実際にそうしたケースは2割以下。半農半X的な取組だけが増加しても、地域農業の維持・振興につながらず、最終的に定住・移住の気運も衰退。
- 島根県として、半農半Xの枠組みや支援は今後も維持するが、中心的な推進は地元の基礎自治体が担うべきもので、県農政としては「アフター半農半X」の戦略が迫られている。



地域が必要とする多様な担い手の確保・育成

〈島根県が5年後に目指す姿〉

- ①地域が必要とする農業人材を25人/年以上確保
- ②担い手不在集落と近隣の担い手（集落営農組織等）が連携する取組を年30以上増加

約1,100の担い手不在集落の1/4（275集落）で担い手不在を解消

1. 地域が必要とする多様な人材の確保

①担い手不在地域での経営継承支援

生産条件が不利な担い手不在地域で、親族等の経営を継承し、将来的に地域農業の担い手になることを条件として、営農活動を支援（当面は兼業可）。

→年間最大72万円を最長2年間交付（R2～）

②集落営農の担い手確保

自らの経営（自営）と、集落営農に参画した収入で一定の所得を確保する場合、その活動を支援（半農半集落営農）。

→年間最大72万円を最長2年間交付（R2～）

③県内在住の新規就農者確保

50歳以上の専門的な経営を目指す新規就農者への支援として、UIターンに限定してきた研修支援を、県内在住者にも拡大。

→年間最大72万円を最長1年間交付（R2～）

2. 集落営農の組織化・広域連携支援

集落営農組織への発展や、集落営農組織の核となる人材確保に向け、定年を機に集落営農オペレーター等として新たに従事する方への支援（50～65歳）。

→年間120万円を最長1年間を受入組織に交付（R2～）

3. 小規模な基盤整備と農地集積の促進

担い手不在集落での小規模なほ場対象の基盤整備事業の負担軽減や、国・県の担い手の農地集積に係る支援の活用を促進。

→農地をまとめて借りる認定農業者支援（2万円/10a）

→担い手不在地域の農地を借り受ける担い手へ支援（1.5万円/10a）

農村政策を中心とした戦後農政の流れ

令和 2 年10月13日

農村振興局

目次

頁	年次	主な構造改善・農村政策関連の動き
4	S20(1945)	○農地調整法の改正
	S21(1946)	○自作農創設特別措置法 ○農地調整法の改正
	S22(1947)	○農業協同組合法
5	S24(1949)	○土地改良法
	S26(1951)	○農業委員会法
6	S27(1952)	○農地法 ○農山漁村電気導入促進法(議員立法)
	S28(1953)	○農業委員会法の改正 ○農業協同組合法の改正
7	S31(1956)	○新農山漁村建設総合対策
	S32(1957)	○農山漁村青年総合対策
	S34(1959)	○総理府に農林漁業基本問題調査会を設置 ○農山漁村電気導入促進法の改正
8	S36(1961)	○農業基本法
	S37(1962)	○農地法、農業協同組合法の改正 ○農業構造改善事業促進対策
	S39(1964)	○農山漁村電気導入促進法の改正
	S40(1965)	○農地管理事業団法案(成立せず) ○山村振興法(議員立法) ○農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業
9	S41(1966)	○農村青年活動促進施設を都道府県に設置 ○中央青年研修施設を農林省に設置 ○生活改善特別事業
	S44(1969)	○農業振興地域の整備に関する法律 ○第二次農業構造改善事業 ○新規開田の抑制について(事務次官通達)
10	S45(1970)	○総合農政の推進について(閣議了解) ○農地法の改正 ○農業者年金基金法
	S46(1971)	○農村地域工業導入促進法
11	S47(1972)	○農村基盤総合整備パイロット事業
	S48(1973)	○農村総合整備モデル事業
	S50(1975)	○農業振興地域の整備に関する法律の改正
	S52(1977)	○地域農政特別対策事業
	S53(1978)	○新農業構造改善事業
	S54(1979)	○地域農業生産総合振興事業 ○農用地高度利用促進事業(地域農政特別対策事業の一環) ○農林漁業村落振興緊急対策事業 ○農村地域定住促進対策事業 ○農林水産祭むらづくり部門の実施

頁	年次	主な構造改善・農村政策関連の動き
12	S55(1980)	○80年代の農政の基本方向(農政審議会答申) ○農用地利用増進法 ○地域農業組織化総合指導事業 ○農林漁業構造改善村落特別対策事業
	S56(1981)	○農用地利用増進特別対策事業
13	S58(1983)	○地域農業集団育成事業 ○新農業構造改善事業後期対策 ○農業集落排水事業
	S59(1984)	○新農村地域定住促進対策事業 ○農業振興地域の整備に関する法律の改正
14	S61(1986)	○21世紀へ向けての農政の基本方向(農政審議会報告)
	S62(1987)	○集落地域整備法
15	H元(1989)	○農用地利用増進法の改正 ○特定農地賃付けに関する農地法等の特例に関する法律 ○農村活性化土地利用構想
	H2(1990)	○中山間地域農村活性化総合整備事業 ○中山間地域活性化資金
16	H4(1992)	○新しい食料・農業・農村政策の方向(新政策)(農林水産省公表) ○美しいむらづくり特別対策
	H5(1993)	○農業経営基盤強化促進法(農用地利用増進法の改正) ○特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律
17	H6(1994)	○新たな国際環境に対応した農政の展開方向(農政審議会報告) ○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 ○農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律 ○地域農業基盤確立農業構造改善事業
	H9(1997)	○総理府に食料・農業・農村基本問題調査会を設置
	H10(1998)	○農政改革大綱(農林水産省公表)
	H11(1999)	○食料・農業・農村基本法 ○農業振興地域の整備に関する法律の改正 ○農林水産省設置法(中央省庁等改革関連法)
18	H12(2000)	○食料・農業・農村基本計画 ○明日のふさと21(21世紀における農村地域の将来像に関する懇談会提言) ○経営構造対策事業 ○中山間地域等直接支払制度
	H14(2002)	○「食」と「農」の再生プラン(農林水産省公表) ○農山村振興研究会報告 ○農山村地域の新たな土地利用の枠組み構築に係る論点整理(農山村地域の新たな土地利用の枠組み構築に係る有識者懇談会) ○村づくり維新対策
	H15(2003)	○農業経営基盤強化促進法の改正
19	H17(2005)	○食料・農業・農村基本計画 ○農業経営基盤強化促進法の改正

頁	年次	主な構造改善・農村政策関連の動き
19	H19(2007)	○品目横断的経営安定対策 ○農地・水・環境保全向上対策 ○農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 ○農村におけるソーシャル・キャピタル研究会とりまとめ ○農山漁村活性化に向けた新たな取組の方向について(農林水産省農山漁村活性化推進本部中間取りまとめ) ○農山漁村活性化のための戦略(農林水産省公表) ○「農村振興政策推進の基本方向」研究会中間とりまとめ
	H20(2008)	○中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律 ○耕作放棄地対策研究会中間とりまとめ ○「都市と農村の協働の推進に向けて」(都市と農村の協働の推進に関する研究会とりまとめ)
20	H21(2009)	○『田舎で働き隊!』事業 ○農地法の改正
	H22(2010)	○食料・農業・農村基本計画 ○農業者戸別所得補償 ○地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律
	H23(2013)	○我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画(食と農林漁業の再生推進本部決定)
21	H24(2012)	○地域農業マスタープラン作成事業
	H25(2013)	○農林水産業・地域の活力創造プラン ○農地中間管理事業の推進に関する法律 ○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律
	H26(2014)	○農林水産業・地域の活力創造プランの改訂 ○農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律
22	H27(2015)	○食料・農業・農村基本計画 ○魅力ある農山漁村づくりに向けて(活力ある農山漁村づくり検討会報告書) ○農村集落活性化支援事業
	H28(2016)	○農林水産業・地域の活力創造プランの改訂 ○農業競争力強化プログラム
	H29(2017)	○農林水産業・地域の活力創造プランの改訂 ○農泊推進対策(農山漁村振興交付金で実施) ○農村地域工業等導入促進法の改正 ○中山間地域農業ルネサンス事業
23	H30(2018)	○農業経営基盤強化促進法の改正
	R元(2019)	○農林水産業・地域の活力創造プランの改訂 ○農業生産基盤強化プログラム ○農地中間管理事業の推進に関する法律の改正 ○農福連携等推進ビジョン ○棚田地域振興法(議員立法)
	R2(2020)	○食料・農業・農村基本計画

農村政策を中心とした戦後農政の流れ①（昭和20（1945）年～昭和26（1951）年）

- 戦後、農村の民主化と農業の近代化を図るため、自作農創設特別措置法や農業協同組合法の制定等の改革が行われ、小規模な自作農が多数を占める農業構造を創出するとともに、零細経営による不利益を協同の力により補完する協同組合の発達を促進。
- 深刻な食糧難により、GHQによる食糧放出への依存度が高く、こうした状況を打開していくためには、国内の食糧を増産していくことや肥料の生産体制を強化していくことが喫緊の課題であり、農地の開拓も積極的に実施。

年次	農相所信等 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き
S20 (1945)	【松村農相（幣原内閣）】 ・一日も速かに最も穩健、最も著實なる方法を以て是が改革をなし、 <u>農業の基礎を定むるにあらずんば、食糧の増産は勿論、思想の上からも、文化の上からも、極めて安定せざる状態に置かれる虞がございます。</u>	◎農地調整法の改正 ・自作農創設の強化、小作料の金納化等
S21 (1946)	【和田農相（第1次吉田内閣）】 ・今回の第二次農地制度の改革に依りまして、我が國農村社會の構成は變貌するに至りまして、自作農であります所の中小農民が、其の構成の主流を成すに至るであります。勿論此の農地制度の改革の結果を以ちまして、直ちに我が國農村の民主化が成れりと即斷するものではございませぬ。併しながら今回の農地制度改革に依りまして、 <u>彼等の地位は強化せられ、彼等は其の公正なる労働の成果を享受致しまして、其の生産方法を近代化し得るの道を開かれますと共に、民主的な教養を身に付け得るの機會を得ましたことは、明日の明朗なる農村發展の基礎を確立するに至つたと信ずるものでございます。</u>	◎自作農創設特別措置法 ・耕作している小作人に農地を売り渡し、労働の成果を公正に享受できる自作農を創設 ◎農地調整法の改正 ・農地の移動統制の強化等
S22 (1947)	【平野農相（片山内閣）】 ・農村の民主化と農業生産力の發展を期しますために、 <u>農業團體制度を根本的に刷新し、農民の自主的な協同組織の確立助長をはかりますことは、農地改革と並んで、農業及び農村に對する基本政策といたすものであります。</u> ・農地改革の実施をもつてただちに農業の近代化を來し、農村の民主化成れりとする事は決してできないのであります。このためには、 <u>耕作する農民の利益が民主的に正當に代表されるとともに、農業經營の實際におきまして、わが國農業の零細經營からくる不利益を補い、協同の力によつて、經營の合理化、生産性の向上をはかつてまいることが緊要であります。</u>	◎農業協同組合法 ・農民の協同組織の発達を促進し、農民の民主化を図る

※昭和20年～22年は法案の提案理由説明

（次ページへ続く）

(前ページからの続き)

年次	農相所信等 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き
S23 (1948)	【永江農相(芦田内閣)】 ・連合軍の好意による食糧放出の面におきましては、毎月の放出計画の中に、多少当初予定した数字とは変った面が出てまいりました。しかしさらに折衝を重ねまして、大体國會で私から申し上げておいたように、本年の米穀年度中においては、二合五勺の基準量はこれを確保していくという見透しの上に今なお立つて御説明申し上げることができることは、私の非常に欣快とするところであります。 ・<u>食糧放出のみを当てにする配給計画は妥当ではありませんので、政府としては、この食糧事情の打開の第一條件としては、やはり國內の食糧政策に主力を注いでいるということは、申すまでもないこと</u>であります。	
S24 (1949)	【森農相(第3次吉田内閣)】 ・<u>できるだけ食糧増産に努力をいたしたいというのが私の念願</u>でありまして、とりあえず本年度のさつまいもを能率を上げたいという氣持からいたしまして、御承知のキュアリング施設を五億二千万円ばかりの予算を見積りまして、全国的に主要な生産地また主要な消費地にその施設をいたしまして、甘藷の貯蔵を計画いたしておるのであります。 ・肥料の生産におきましても、御承知の石炭等の事情もありますが、幸い電力等の事情もよろしいので、予定計画の生産もでき得ることと考えております。 ・<u>開墾は非常に進捗いたしておるのでありますが、この農地改革の進捗が森林計画と齟齬する点</u>がありまして、御承知の本年の一月に、政府といたしましては地方に注意を與えまして、今後未耕地の開拓地に対しましては、地方における審査委員会の議を経て、その承認を求めて初めて土地の買収を定めるとの方針をとりまして、そうして地方における<u>この方面の摩擦をできるだけ少くいたしまして、土地の開墾をいたしたい</u>と考えておるわけであります。	◎<u>土地改良法</u> ・農業経営を合理化し、農業生産力を発展させるため、農地の改良、開発、保全及び集団化を実施
S26 (1951)	【島村政務次官(第3次吉田内閣)】 ・<u>農民の自主的意志に基づいて農業振興計画、農地関係の調整並びに農業技術の改良等を総合的に計画実施せしめるため、地方公共団体に農業委員会を設置することとし、そのために必要な補助十八億六千八百万円を計上しております。</u>	◎<u>農業委員会法</u> ・都道府県及び市町村に農民の代表機関として農業委員会を設置

農村政策を中心とした戦後農政の流れ②（昭和27（1952）年～昭和35（1960）年）

- 我が国が独立して間もない頃は、食糧の外国からの輸入への依存が続き、食糧の自給度を向上させていくことが重要な目標。目標の達成に向けては、農山漁民の自立的な活動を促進することを重視。
- その後、世界的な農産物の生産過剰により農産物価格が低落傾向となっていたことを受け、単に量的増産を図るだけではなく、農業所得や農村の生活水準を向上させていく必要性が増大。

年次	農相所信 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き
S27 (1952)	【廣川農相（第3次吉田内閣）】 ・いよいよ講和條約も近くその効力を発生し、わが国は待望の独立国として新たなる発足をする事となるのであります。従いまして農林行政の部面におきましても国際情勢に対応し、日本経済自立の基盤である食糧自給度の向上を目途として、農林漁業生産力の増強並びに農山漁家経済の安定をはかり、もつて農林漁業をして他の産業分野に立ち遅れずに発展させ得るように、政府として十分の力を注がなければなりません。 ・これらの施策の実施については、農山漁民の自立的な活動を促進することに留意し、施策の実効を期するようにいたす次第であります。 ・農地改革の今後の問題は創設された自作農の安定維持をはかつて農地改革の成果を保持し、長く農村の基盤たらしめることにあるのでありまして、政府はこの機会に従来の農地関係法令の整備統合を行い恒久的農地立法といたしたいと考え、今国会に農地法案を提出いたす所存であります。	◎農地法 ・既墾の農地の権利の設定、移転及び転用を許可制とする等 ◎農山漁村電気導入促進法（議員立法）
S28 (1953)	【内田農相（第4次吉田内閣）】 ・最近の国際情勢は物価の低落と輸出競争の激化の方向を示しておりまして、独立後日なお浅く、臨時的な外貨収入の依存から完全に脱却しておりませんわが国経済の前途を、まことにきびしいものとしているのであります。 ・農家の経済的及び社会的地位の向上のために重要なのは農業団体に関する施策であります。	◎農業委員会法の改正 ・市町村農業委員会に技術員を設置し、改良普及員の普及事業、農業協同組合の生産指導事業に協力 ・都道府県農業委員会を都道府県農業委員会議とし、その全国的組織として全国農業委員会議所を設置 ◎農業協同組合法の改正 ・全国及び都道府県に、農業協同組合の統合指導組織として、農業協同組合中央会を設置

（次ページへ続く）

(前ページからの続き)

年次	農相所信 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き
S31 (1956)	【河野農相(第3次鳩山内閣)】 ・農山漁村の総合的な振興を耕種のほか、畜産、養蚕、林産、水産をも含め、適地適産の推進に重点を置いて、将来農山漁村の生産と生活を背負って立つ青年を中心とする農山漁民の下から盛り上がる力によって推進することが必要であり、…これが、私が新たに実施して参りたいと考えている新農村建設の基本的な構想でございます。	○新農山漁村建設総合対策 ・農山漁民の自主的活動を基調とし、立地に応じ土地条件の整備、経営多角化、技術改良、共同施設の充実等、適地適産に重点を置いた農山漁村振興に必要な対策を総合的に推進
S32 (1957)	【井出農相(石橋内閣)】 ・単に量的増産をはかるばかりでなく、生産性の向上を重視しつつ農業所得の増大、農山漁村民の生活水準の向上をはかるとともに、従来どちらかといえば米及び麦に片寄りがちであった食糧増産のための努力を一そう拡大して、国民食糧消費構造の高度化に照応し、畜産物、野菜、果実、水産物等を含めた総合的食糧供給力の増強という見地に立って推進する必要があるかと思うのであります。 ・このことは世界的な農産物の過剰及びこれを反映した農産物価格の低落傾向に対処し、わが国農業の国際競争力を強化するゆえんであらうと思量するものであります。 ・この新農山村漁村建設事業の一環といたしまして、この事業が青年の自主的活動を基調としております点にかんがみ、青年活動の促進強化、研修事業の拡充及び海外移住等、青年自立方策の援助促進に十分配意いたしたいと存するのであります。	○農山漁村青年総合対策
S34 (1959)	【三浦農相(第2次岸内閣)】 ・食糧輸入量は引き続き減少し、外貨の節約に寄与するとともに、国内購買市場安定の有力な要因ともなり、国民経済の安定的成長に農林漁業の果している役割はまことに重要なものであるのであります。 ・その反面、農林漁業の生産伸長と相待ってその生産性と所得は増加しつつあるものの、なお他産業との間に相当の較差がある現状にかんがみ、…経済の均衡ある発展をはかり、農山漁家の福祉の増進を期することは、ひとり農林漁業政策の究極の目的であるのみならず、国民経済の質的改善に資するゆえんと考えるのでありまして、…。 ・農山漁村の振興をはかるため、引き続き農山漁村建設総合対策を計画的に実施いたしますとともに、離島及び開拓地のほか、新たに僻地農山村に対しましても、電気導入事業について新たに助成の道を開くことといたしております。 ・農村人口の圧力を緩和し、あわせて二三男対策に資するため、農民の海外送出事業の態勢を強化するほか、農業移住振興基金の新設、青壮年の海外派遣、農業労務者の派米等移住事業の一そう強力な推進を行うことといたしております。	○総理府に農林漁業基本問題調査会を設置 ・「農業の基本問題と基本対策」の答申をまとめ、これを受けて農業基本法を制定 ◎農山漁村電気導入促進法の改正
S35 (1960)	【福田農相(第2次岸内閣)】 ・立ちおくれた農山漁村の環境改善等の振興方策及び農山漁村の過剰な就業人口対策に特に意を用いることといたしました。	

農村政策を中心とした戦後農政の流れ③（昭和36（1961）年～昭和44（1969）年）

- 昭和36(1961)年に、生産性や収益性の高い農業の実現により、農業従事者と他産業従事者の生活水準の均衡を図ることを目指す農業基本法を制定し、農業生産の選択的拡大とともに、資本と土地の零細性を特徴とする農業構造の改善を推進。
- 昭和37(1962)年より開始された農業構造改善事業促進対策等の施策の展開により、自立経営農家の育成と兼業農家の協業化による生産性の向上と農業所得の増大を目指したが、実際には兼業農家の急増、農業労働力の高齢化等が進展。

年次	農相所信 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き
S36 (1961)	【周東農相(第2次池田内閣)】 ・わが国の農林漁業は、その置かれております自然的・経済的・社会的諸条件とも関連いたしまして、他産業に比べまして生産性が低く、農林漁業従事者の生活水準も他の産業従事者のそれに比較いたしますと及ばない点があるのであります。 ・従来のような米麦依存度の強過ぎる農業、零細でしかも分散している耕地における非効率な農業を克服いたしまして、生産性の高い農業、今後需要の伸びが大きく見込まれる畜産、果樹作等の成長財生産に重点を置いた収益性の高い農業を目ざして諸施策を展開しなければなりませんし、かくして農林漁業者に明朗にして豊かな生活を享受させ得る道が開かれねばならないと信ずるのであります。 ・農業経営の規模拡大、農用地の集団化、家畜の導入、機械化の促進等によりまして、農用地保有の合理化及び農業経営の近代化をはかること、すなわち、農業構造の改善であります。	◎農業基本法 ・農業生産性の向上をはかり、農業従事者と他産業従事者の生活水準の均衡を図ることを目的とし、その手段として、農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上、農業構造の改善、価格の安定、流通の合理化、環境の整備等を強力に推進すべき旨等を規定。
S37 (1962)	【河野農相(第2次池田内閣)】 ・生産性の不均等発展の背景には農業の資本装備の相対的低下、農業と他産業間の労働力移動の不円滑、農産物需要の高度化に対する農業生産の適応体制のおくれという諸現象が見られるのであります。このような諸現象を是正するためには、資本の高度化、生産技術の革新、農業生産の選択的拡大、価格の安定、流通の合理化等が必要であります、基本的には資本と土地の零細性を特徴とする農業構造の改善が必要と考えられるのであります。	◎農地法改正 ・家族経営の農地等の権利取得の最高面積制限の緩和、農事組合法人等の農業生産法人による所有権等の取得を認める等 ◎農業協同組合法の改正 ・農事組合法人の法人格取得を可能とする等 ○農業構造改善事業促進対策 ・農業生産の選択的拡大、主産地形成を図りつつ、自立経営の育成と協業の助長に資するため、農業構造の改善に必要な事業が市町村の自主的計画のもとに実施されるよう都道府県と協力して指導・助成
S39 (1964)	【赤城農相(第3次池田内閣)】 ・農家戸数の減少が農業従事者の減少に伴わず、兼業を主とする農家が著しく増加し、全農家戸数の四割に及んでおります。また、農業労働力の高齢化、女性化が進行し、農業経営の後継者をいかにして確保するかという問題も重視しなければならなくなっております。 ・一町五反以上層の農家は近年着実に増加し、また畜産、果樹等の成長産業部門を中心に、農業経営を積極的に高度化し、高い所得をあげる農家が次第に力強く形成されつつあることも注目されるところであります。 ・このような素晴らしい農家が今後農村の中核として育成されるよう、真剣な努力をいたすことが重要な責務であると考えられるのであります。	◎農山漁村電気導入促進法の改正 ・対象地域に発電水力が未開発のまま存する農山漁村を追加し、余剰電力収入を通じた農山漁村の振興に貢献

(次ページへ続く)

(前ページからの続き)

年次	農相所信 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き
S40 (1965)	【赤城農相(第1次佐藤内閣)】 ・農業に主力を注ぐことができず、さりとて農業から容易に離れたいという兼業農家が多数存在している実態に即応して、これら兼業農家を含めて農業の協業化を助長し、生産性の向上と生産の維持増強をはかる必要があると存じます。 ・開放経済体制への移行に伴って、今後農産物の輸入数量制限の撤廃、輸入ワクの増大、関税の引き下げ、国際商品協定の締結等の国際的要請が漸次強まるものと思われます。これに対し、…<u>国際競争力を強化することが、長期的に見て国際情勢の推移にも対処し、日本の農業を発展させるための本格的な道である</u>と考えるのであります。 ・農道整備につきましては、従来から実施している事業を拡充実施するほか、<u>新たに地域の農林漁業の振興をはかる観点から、農林漁業用揮発油税財源の身がわり事業として、林道事業、漁港関連道整備事業の実施とあわせて、農業用道路の整備を大規模に推進</u>する所存であります。	◎<u>農地管理事業団法案(成立せず)</u> ・農地取得のあつせん、農地取得に必要な資金の貸し付け、農地の売買等の業務を行なう農地管理事業団を設立(次年度も提出されるが成立せず) ○<u>農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業</u> ・いわゆる農免農道を整備 ◎<u>山村振興法(議員立法)</u> ・国土保全、水源かん養、自然環境保全等に重要な役割を担っている山村の経済力培養と住民の福祉向上等を図る
S41 (1966)	【坂田農相(第1次佐藤内閣)】 ・<u>自立経営農家をできるだけ多く育成するとともに、農家全体の約四割を占める第二種兼業農家についても、経営の実情に即しつつ、技術の導入普及、機械の共同利用、農協等による農作業の共同化等の推進により生産性の向上と農業所得の増大をはかっていくこととし、…。</u> ・<u>農村青少年が新しい農業経営について魅力と自信を持てるようその養成のための施策を講ずるとともに、立ちおくれた農村環境の整備、充実をはかる等、豊かな住みよい農村の実現を目ざして農村対策を充実する必要</u>があります。	○<u>農村青年活動促進施設を都道府県に設置</u> ○<u>中央青年研修施設を農林省に設置</u> ・将来農村社会の指導者たり得る人材を養成 ○<u>生活改善特別事業</u> ・生活環境の近代化に関する巡回相談指導事業を実施
S44 (1969)	【長谷川農相(第2次佐藤内閣)】 ・近年、国民経済の高度成長その他農業をめぐる諸情勢の変化には著しいものがあり、米の問題をはじめ各般の面でいろいろと困難な問題を生じております。また、加えて、我が国農業を取り巻く国際情勢は一段ときびしくなつてまいりました。 ・<u>農政を農業生産の場だけでなく、流通、消費の場まで広げて施策を充実することをねらいとして、総合農政の推進をはかること</u>といたしておるのであります。 ・昭和四十四年度におきましては、<u>米の生産調整をはかるため、新規開田を極力抑制するとともに、稲から今後生産を伸ばすべき飼料作物、園芸作物等への作付転換の問題に取り組むこと</u>といたしております。	◎<u>農業振興地域の整備に関する法律</u> ○<u>第二次農業構造改善事業</u> ・地域の条件に応じ、規模の大きく生産性の高い農業経営が地域農業の中核的地位を占める農業構造の実現を目指す ○<u>新規開田の抑制について(農林事務次官通達44農地A第165号)</u>

農村政策を中心とした戦後農政の流れ④（昭和45（1970）年～昭和54（1979）年）

- 米の供給過剰を背景に、昭和45（1970）年には「総合農政の推進について」が閣議決定され、規模が大きく生産性の高い近代的農業の育成のほか、米の生産調整や、農村地域工業導入促進法の制定等を通じた離農の援助・促進、新しい農村社会の建設等が推進されたが、米の生産過剰の問題は解消せず、兼業農家が多数を占める構造も改善されず。
- 農村の過剰人口が解消し、昭和52（1977）年以降、地域農政特別対策事業を筆頭として、地域の実態に即し、地域の自主性と創意工夫を重視して地域の中核となる担い手を育成していくための様々な施策を展開。
- また、高度経済成長の終焉を迎える中で、農村の持つ国土や自然環境の保全の役割が重視され始める。

年次	農相所信 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き
S45 (1970)	【倉石農相（第3次佐藤内閣）】 ・中高年齢層を多数かえた就業構造の改善をはかることが重要であることは申すまでもありません。そこで<u>農業者が希望に応じて他産業へ円滑に転職できるよう離農の援助促進のための施策を進めていく考え</u>であります。特に農地の利用との調整をはかりながら農村地域への工場誘致を積極的に進めることとし、関係各省と協力して所要の措置を講じていくこととまいる考えであります。 ・近年、食料の自給率が低下する傾向にあります。私は人口が一億をこえるわが国において<u>国民が必要とする食料を大幅に海外に依存するのは適当でないと考えており、今後の農業生産は従前にも増して需要の動向に即して進めることが特に必要であると考えます。</u> <u>最近の米の需給の動向を見ますと、国民の食生活の変化により消費は減退しているのに対し、生産は増加しているため、相当な供給過剰の状態</u>になっており、今後ともこの基調に変化はないものと思われま。 ・都市に比べて立ちおけている農村生活環境の整備と農村の整備、開発を推進することが重要であると考えております。このため、農村における道路、通信網、医療施設などの整備を進めることがぜひとも必要であると考えております。	◎総合農政の推進について（閣議了解） ・以下の基本的方向に沿って施策を強力に推進 ・規模が大きく生産性の高い近代的農業の育成 ・米の生産調整及び地域特性を活かしつつ需要に見合った農業生産の推進 ・農産物の価格安定及び流通加工の近代化の促進 ・農業で自立しようとする農家は農業所得、それ以外の農家は農外所得の安定増大による、他産業従事者と均衡のとれた所得と生活水準の確保 ・離農の援助・促進 ・生産基盤と生活環境の総合的整備による新しい農村社会の建設 ◎農地法の改正 ・農地の権利取得の上限面積制限の撤廃、農地保有合理化事業制度の創設、耕作権保護規定の緩和等 ◎農業者年金基金法 ・農業者の老後の生活の安定、農業経営の移譲の促進等を通じて農業構造の改善に資するため、農業者年金の給付、離農給付金の支給、農地等の買入れ等を行う
S46 (1971)	【倉石農相（第3次佐藤内閣）】 ・農業は今日、経済の国際化、物価、公害などの諸問題への対応を要請され、さらに、<u>米の生産過剰の問題を生じており、まさに長期を要する構造改善の過程において、需給の調整をはからねばならないというきわめて困難な局面に立ち至っております。</u> ・近代的な農業経営を育成していく過程で、自主的な引退または他産業への安定的就業を志向する者が多いことにもかんがみ、その引退または転職を援助する必要がありますが、そのため、農業者年金制度の積極的運営をはかるとともに、<u>特に在村のまま安定的な就業機会を与えることが重要であるので、農村地域への工業の導入などを計画的に推進したいと考えており、このため、本国会に所要の法案を提出する所存であります。</u>	◎農村地域工業導入促進法 ・農村地域への工業の導入及び農業従事者の導入された工業への円滑な就業を促進

（次ページへ続く）

(前ページからの続き)

年次	農相所信 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き
S47 (1972)	【赤城農相(第3次佐藤内閣)】 ・農業基盤の整備につきましても、農業団地の形成をはじめとする各種施策の基盤をなすものとしてきわめて重要でありますので、引き続きその拡充実施をはかるとともに、あわせて <u>農家の生産と生活の場である農村の環境整備についても努力を払ってまいる考えであります。</u>	○農村基盤総合整備パイロット事業 ・モデル農業団地を形成するため、生産基盤と農村環境を総合的に整備
S48 (1973)	【櫻内農相(第2次田中内閣)】 ・農業は、一億国民の必要とする食料を安定的に供給するという重要な使命と役割りを果たしており、また、 <u>農業が営まれている農村は、国土の大部分を占め、国民の約半数が住んでいる地域であって、そこでは緑と国土を保全しつつ農民を中心として健全な地域社会を形成しております。</u> ・わが国土の多様な自然条件に恵まれている特徴を十分生かし、 <u>適地に農業者の創意に満ちた高効率の農業を育成するとともに、農業者の生産と生活の場である農村地域を人間性にあふれた豊かで近代的な高福祉の地域社会として建設していくことが重要であります。</u>	○農村総合整備モデル事業 ・農業生産基盤とあわせて、集落道路、生活排水施設、農産廃棄物処理施設等の農村環境の整備を総合的かつ計画的に整備
S50 (1975)	【安倍農相(三木内閣)】 ・わが国農業の現状を見ますと、過去十数年にわたるわが国経済の高度成長の結果、 <u>農村の過剰人口は解消し、農家所得は増大しましたが、反面、農業労働力の脆弱化、地価の高騰、兼業の増大等まことにむずかしい問題に直面しております。</u> ・農用地の売買または賃借による経営規模の拡大が進んでいない状況にかんがみまして、 <u>市町村が農業者の意向に即して農用地の利用権を計画的に設定する農用地利用増進事業を推進してまいりたいと考えております。</u>	◎農業振興地域の整備に関する法律の改正 ・農用地利用増進事業の創設、農用地区域内の開発許可制度の創設等
S52 (1977)	【鈴木農相(福田内閣)】 ・わが国農業の現状を見ると、高度経済成長の過程で <u>農家の所得及び生活水準は向上したものの、労働力の過度の流出、農地の壊廃の進行等により体質が脆弱化していることは否めないところであります。</u>	○地域農政特別対策事業 ・地域の実態に即し、意欲的に農業に取り組む者の自主性と創意工夫を生かして地域農業の中核となる担い手を育成
S53 (1978)	【中川農相(福田内閣)】 ・昨年来わが国の大幅な国際収支の黒字等をめぐって、 <u>農林水産物貿易問題がきわめて厳しい状況。</u> ・米が再び過剰の状態を強める一方で増産に必要な飼料作物、麦、大豆等の生産が伸び悩むという事態が見られ憂慮されております。	○新農業構造改善事業 ・地域の実態に即し、担い手を中心とした農業の組織化、土地利用の適正化、生産条件及び生活環境の整備等を総合的に推進
S54 (1979)	【渡辺農相(第1次大平内閣)】 ・わが国経済は、現在、安定的な成長へと移行しつつありますが、そのもとで、国民生活の質的な充実を図り、豊かな人間性をつくり上げていくことが強く要請されております。申すまでもなく、 <u>農林水産業は、国民生活の安全保障にとって最も基礎的な食糧の安定供給という使命を担っており、また、自然の生態系の円滑な循環を通じて国土及び自然環境の保全という役割りをも果たすものであります。</u> このような役割りを持つ農林水産業の健全な発展を図り、民族の苗代である農村社会の安定をもたらすことが、今後の農林水産行政にとって基本的な課題となっております。 ・米、ミカン等が過剰基調にある一方で、 <u>麦、大豆、飼料作物等の生産が十分でないという事態が見られ、また、農家の半数以上が第二種兼業農家であり、農業の担い手が老齢化するなど農業の体質が脆弱化する傾向が見られます。</u>	○地域農業生産総合振興事業 ・地域の実態に即してその自主性を生かしつつ、麦、大豆、飼料作物等の生産拡大及び農地利用の集積を通ずる中核農家の生産シェアの拡大を計画的、総合的に推進 ○農用地高度利用促進事業(地域農政特別対策事業の一環) ・農地賃貸借への踏み切りとなる流動化奨励金を交付するなど、貸し手への助成措置を創設 ○農林漁業村落振興緊急対策事業 ・村ぐるみの連帯感の醸成を図り、地域コミュニティ機能を強化するための集会施設の設置等を行う ○農村地域定住促進対策事業 ・より安定した雇用機会の確保と生活環境整備等により地域住民の定着を図る ○農林水産祭むらづくり部門の実施 ・農山漁村の「むらづくり」の優良事例を表彰し、その業績を広く紹介することで、むらづくりの全国的な展開につなげていく

農村政策を中心とした戦後農政の流れ⑤（昭和55（1980）年～昭和60（1985）年）

- 昭和55（1980）年の「80年代の農政の基本方向」を受け、生産性の高い農業の実現と総合的な食料自給力の維持強化に重点を置いた施策を展開。施策の展開に当たっては、農用地利用増進法を構造改革の中軸として、生産性の高い担い手の育成確保とともに、担い手を中核とした地域農業の組織化を推進することを重視。
- 一方で、厳しい財政事情や、諸外国からの絶え間ない市場開放要求等の課題が顕在化。

年次	農相所信 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き
S55 (1980)	【武藤農相（第2次大平内閣）】 ・私は、八〇年代は、資源エネルギーの制約を初め、高齢化社会の到来、ゆとりと生きがいを求める国民意識の変化、さらに、農林水産物の需給動向など内外の経済情勢や社会環境が変化する中において、<u>農林水産業にとりまして、長期的視点に立って、これらの情勢変化に対応する新しい発展を図るべききわめて重大な時期</u>であると思います。 ・わが国経済の基調が安定成長に移行し、国際化が進展する中で、国民経済全体としての一層の効率化が求められている今日、<u>農林水産業につきましても生産性の向上を図ることが強く要請されております</u>。 ・近年、兼業化、混住化の進展等により農山漁村は大きく変貌し、農山漁村における連帯感が希薄化し、<u>集落機能が低下する傾向</u>が見られます。今後、構造政策を初めとする各般の政策の円滑な推進を図り、後継者の育成に資するためにも、農山漁村における連帯感の回復を図り、地域住民一体となつてのむらづくりを進め、農山漁村における定住条件を整備していくことが重要となっております。このため、新たに、地域ぐるみの住民交流の促進、地域住民の生活と生産に関する環境施設の整備等を行う事業を実施するほか、農山漁村における生活環境の整備と就業機会の確保等のための諸事業の拡充を図ることとしております。	◎80年代の農政の基本方向（農政審議会答申） ・今後重点を置くべき事項として以下の事項等を提示 ▶日本型直生活の形成と定着 ▶食料の安全保障 ▶需要の動向に応じた農業生産の再編成と生産性の向上 ▶中核農家の育成と地域ぐるみの対応 ▶豊かな緑の地域社会づくり ▶食生活の多様化への対応 ◎農用地利用増進法 ・市町村が、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業の実施を促進する事業等を総合的に実施 ◎地域農業組織化総合指導事業 ・集落における自主的な活動の組織化を促進するため、集落に対する濃密指導、集落リーダーの育成等を総合的に実施 ◎農林漁業構造改善村落特別対策事業 ・地域ぐるみの住民交流の促進、地域住民の生活と生産に関する環境施設の整備等を実施
S56 (1981)	【亀岡農相（鈴木内閣）】 ・<u>農林水産業は、国民生活にとって最も基礎的な物資である食糧を安定的に供給するという重要な使命を担っております。同時に、農林水産業は、多くの人々に就業の場を提供し、国土や自然環境を保全するなど多様な役割を担っており、しかも、無限の自然エネルギーを使用するという長所や経営者としての創意と工夫を発揮できるよさなどを有しております。</u> ・したがって、<u>今後の農林水産行政の基本は、こうした農林水産業の役割りや国民経済全体からの要請を踏まえて、農林水産業の体質を強化し生産性を向上させつつ、総合的な食糧自給力の維持強化と国民生活の安定を図ることに置かなければならないものと考えます。</u> ・今後、産業としての足腰の強い農業を確立し、総合的な食糧自給力の維持強化を図っていくためには、農地の流動化と有効利用を促進しつつ、<u>生産性の高い意欲のある農業生産の担い手を育成確保するとともに、これを中核として地域農業の組織化を推進することがきわめて重要</u>であります。	◎農用地利用増進特別対策事業 ・農用地利用増進法を構造政策の中軸に据えて地域農業の組織化と生産性の向上が図られるよう、農用地利用増進事業に積極的に取り組もうとする地区において、土地基盤、農業近代化施設、集落環境の整備等を総合的に実施

（次ページへ続く）

(前ページからの続き)

年次	農相所信 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き
S58 (1983)	【金子農相(第1次中曽根内閣)】 ・厳しい財政事情のもとで、農林水産予算につきましては、生産性の高い農林水産業の実現と農林水産物の安定供給を目標として、限られた財源の中で質的な充実に努めることに重点を置き、厳しい中にも明るい展望が開けるよう必要な予算の確保を図ったところであります。 ・現在残されている輸入制限品目は、すべてわが国農業の基幹となるもの、地域振興上特に重要なものに限られ、自由化を行うことは困難な状況にあり、欧米諸国においても、農産物については種々の輸入制限措置を講じているのが実情であります。	○地域農業集団育成事業 ・中核農家を中心に兼業農家等を幅広く包摂した地域農業集団が行う農用地の利用調整活動等に対し助成 ○新農業構造改善事業後期対策 ・土地利用型農業の生産性の向上に重点を置いて実施 ○農業集落排水事業 ・単独事業として農村総合整備事業から分離独立
S59 (1984)	【山村農相(第2次中曽根内閣)】 ・一億二千万人にも及ぶ国民に食料を安定的に供給するためには、国内で生産可能な農産物は極力国内生産で賄うという方針のもとに、農業生産の担い手の育成を中心として、農地、水資源の確保、技術の向上を含めた総合的な食料自給力の維持強化を図ることが肝要であると考えております。 ・若い農業者が意欲を持って取り組める農業の振興、就労の安定と生きがい活動の発見、地域住民の連帯と資源の有効利用、生活環境条件の整備、都市と農村の交流の推進等を織り込んだ「豊かな村づくり」を地域の自主性に即して推進することとしております。 ・このため、農業及び農村の整備を図る上でのより総合的な地域計画として農業・農村整備計画の策定とその実施を推進するとともに、従来の諸事業の効果的な推進とあわせて、地場産業の育成等に重点を置いた新農村地域定住促進対策事業を発足させることとしております。	○新農村地域定住促進対策事業 ・地域の実態に即し、農林漁業振興、農林漁業関連地場産業の育成、高齢者対策の推進、生活環境整備等を総合的に実施 ◎農業振興地域の整備に関する法律の改正 ・農業従事者の安定的な就業の促進、生活環境の整備等を農業振興地域整備計画事項に追加し、新たな計画事項を盛り込んだ計画を「農業・農村整備計画」と呼んで策定を推進
S60 (1985)	【佐藤農相(第2次中曽根内閣)】 ・行財政改革の一層の推進が求められるとともに、諸外国からの市場開放要求が依然絶えないなど極めて厳しい状況にあります。	

農村政策を中心とした戦後農政の流れ⑥（昭和61（1986）年～平成3（1991）年）

- 昭和61(1986)年の「21世紀へ向けての農政の基本方向」において、国際化にも対応し得る農業の確立、農産物の内外価格差の縮小、バランスのとれた国土経営に資する活力ある農村社会の建設などの方向性を提言。
- 平成2(1990)年には、中山間地域を対象とした施策も実施。

年次	農相所信 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き
S61 (1986)	【羽田農相（第2次中曽根内閣）】 ・我が国農林水産業は、食料消費の伸び悩み、経営規模拡大の停滞、担い手の高齢化などの諸問題に直面しております。また、<u>行財政改革の観点から、効率的な農政の推進が求められるとともに、諸外国からの市場開放要求が依然として絶えないという状況のもとにあります。</u> ・次の時代に農林水産業を担う若い人たちが誇りと生きがいを持って農林水産業に邁進できるよう、<u>我が国農林水産業の体質強化と生産性の向上を積極的に推進し、産業として魅力ある農林水産業を確立していくことが重要</u>と考えております。	◎21世紀へ向けての農政の基本方向（農政審議会報告） ・以下の課題等に取り組むべき旨を提言 ▶需要の動向に即した生産性の高い農業構造の確立 ▶効率性が高く国際化にも対応し得る農業の確立 ▶構造政策の推進や価格政策の見直し等による農産物の内外価格差の縮小 ▶生産性向上を基本とした国内での基本的な食料供給力の確保 ▶人口と産業の大都市集中を抑制するバランスのとれた国土経営に資する活力ある農村社会の建設 ▶健康で豊かな食生活の保障と消費者政策の充実
S62 (1987)	【加藤農相（第3次中曽根内閣）】 ・農林水産業の持つ基本的かつ多面的な役割を踏まえつつ、<u>国際化、高齢化、大都市の過密と一部農山漁村における過疎化の進行、技術の高度化等今後の社会経済情勢の変化に的確に対応していく必要があります。</u> ・<u>農山漁村社会の高齢化、混住化等の問題に対処しつつ、経済社会の変化にも即応して農林漁業に携わる人々が意欲と生きがいを持てる新しい地域社会を目指し、農林漁業の振興とあわせた農村集落の整備、地場産業の育成、都市と農山漁村の交流の促進、リゾート地域の整備等により、活力あるむらづくりを進めてまいります。</u>	◎集落地域整備法 ・農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備を計画的に推進

（次ページへ続く）

年次	農相所信 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き
H元 (1989)	【羽田農相(竹下内閣)】 ・<u>昨年を振り返りますと、対外的には、牛肉・かんきつや農産物十二品目の輸入自由化等の決定などがありましたし、国内問題としては、不順な気候による東北地方を中心とする冷害が発生するなど、農林水産業をめぐる状況には非常に厳しいものがありました。</u> ・我が国の農林水産業は、<u>食料消費の伸び悩み、生産性向上の立ちおくれ、労働力の高齢化などの諸問題に直面</u>しており、<u>内外価格差の是正、農業保護のあり方等につき内外から強い関心</u>が寄せられています。 ・国土の均衡ある発展を図り、ふるさと創生を推進するとの観点から、地域の立地条件に即した農業・農山村の振興、都市と農村の交流の促進、地場産業の育成、リゾート地域の整備、農村地域への工業等の導入等を推進してまいります。また、<u>農地の多面的利用を進める</u>ため、農地転用の円滑化等につき、所要の措置を講じたほか、<u>都市住民等による農地の利用に道を開く</u>特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律案を国会に提案しているところであります。	◎<u>農用地利用増進法の改正</u> ・関係機関・団体による農用地の利用調整活動を活発化するとともに、遊休農地の利用増進のための仕組みを新たに整備 ◎<u>特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律</u> ・地方公共団体又は農業協同組合が行う特定の農地貸し付けについて農地法の制限を緩和する等の特例措置を講ずることにより、都市住民等による農地の利用に道を開く ○<u>農村活性化土地利用構想</u> ・農業振興地域制度運用上の措置として、地域活性化に必要な非農業的土地需要を優良農用地の保全に配慮しつつ計画的に誘導するための仕組み(現在はいわゆる「27号計画」として運用)
H2 (1990)	【山本農相(第2次海部内閣)】 ・我が国は、豊かな太陽と水、温暖多雨な気候に恵まれ、南北に長く変化に富んだ自然条件にあります。また、消費水準の高い大きな国内市場、優れた生産者、高度な加工技術を有する食品産業などにも恵まれ、農林水産業や関連産業の発展を図る上で有利な条件を備えていると考えております。 ・活力ある地域社会の維持と国土の均衡ある発展を図る観点から、地域の特性を生かした農林水産業の振興、農村地域への工業等の導入などによる就業機会の確保を図るとともに、<u>生活環境の整備、都市との交流などを推進し、地域の活性化に努めるほか、中山間地域の活性化のための新しい資金を創設</u>します。	○<u>中山間地域農村活性化総合整備事業</u> ・農業生産基盤及び生活環境基盤を総合的に整備 ○<u>中山間地域活性化資金</u> ・中山間地域の農林水産物の加工流通施設、定住化促進のための生活環境施設等の整備に必要な資金を融通
H3 (1991)	【近藤農相(第2次海部内閣)】 ・近年、<u>首都圏への一極集中が進む中で、緑と水に恵まれた農山漁村を、国民共通のふるさととして位置づけ、ゆとりと潤いのある生活空間として整備することが必要</u>となっております。このため、地域の特性を生かした農林水産業の振興を図るとともに、集落排水、道路などの生活環境の整備を推進します。また、豊かな地域資源を活用し、すぐれた景観を有する農山漁村の環境整備を進めるとともに、都市と農山漁村との交流を進め、新たな共生関係を築いてまいります。 ・我が国農林水産業は、今、<u>内外の社会情勢の著しい変化の中であって、二十一世紀に向け新たな展望を切り開くための大きな転換点に差ししかか</u>っております。私は、次代を担う若い人々が、将来を見通しつつ、希望と誇りを持って農林水産業を営めるよう、「夢のある農林水産業の確立と活力ある町づくり、村づくり」を目指して、農林水産行政の総合的な展開に全力を尽くしてまいります。	

農村政策を中心とした戦後農政の流れ⑦（平成4（1992）年～平成10（1998）年）

- 平成4(1992)年には、「新しい食料・農業・農村政策の方向」(新政策)において、地域の意向を反映した形で育成すべき経営体の明確化及び施策の集中化・重点化、地域内発型の農林水産関連産業やグリーン・ツーリズムの振興などの政策の展開方向を提示。
- 平成5(1993)年には、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉が実質合意されるなど、農産物の更なる市場開放が進み、新たな国際環境に対応した農政を展開していく必要性が増大。

年次	農相所信 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き
H4 (1992)	【田名部農相(宮澤内閣)】 ・今後、我が国社会全体として労働力不足が深刻化すると見込まれる中で、農業については、担い手不足、高齢化がさらに進行すると考えられることから、<u>経営管理能力にすぐれた、企業の経営のできる担い手の育成を初め、しっかりした生産体制づくりを進めることが急務</u>であります。 ・このため、昨年五月に省内に設置しました新しい食料・農業・農村政策検討本部において、我が国経済社会の基盤としての<u>農業、農村の位置づけを明確にしつつ、中長期的展望に立って、多様な担い手の育成、土地利用型農作物等の新たな生産体制の確立、新しい地域政策の展開等の基本課題について、鋭意検討を進めている</u>ところであります。 ・過疎化、高齢化等が進展している中であって、農山漁村の活力を維持していくため、地域の特性を生かした農林水産業の振興を図るとともに、集落排水施設、道路などの生活関連の社会資本の整備を推進します。また、景観形成、環境保全等に配慮した美しい村づくりを推進するほか、豊かな地域資源を活用した農山漁村の環境整備や都市と農山漁村の交流を推進してまいります。	◎<u>新しい食料・農業・農村政策の方向(新政策)(農林水産省公表)</u> ・食料政策・農業政策・農村政策という項立ての下で、 ・地域の意向を反映した形で育成すべき経営体の明確化及び施策の集中化・重点化 ・地域農業の基幹を担う経営体が生産の大宗を担う農業構造の確立 ・中心経営体と小規模な兼業農家等が相互に連携し役割分担しながら分化 ・地域のリーダーシップを発揮できる人材の育成・確保、地域内発型の農林水産関連産業やグリーン・ツーリズムの振興 ・中山間地域などで立地条件を生かした高付加価値型などの農業や有機農業、林業、農林産物加工業、観光などを振興するとともに、関係各省庁と連携・協力して定住条件を整備 等の政策の展開方向を提示 ○<u>美しいむらづくり特別対策</u> ・景観形成、環境保全等に配慮した農山漁村の整備を実施
H5 (1993)	【田名部農相(宮澤内閣)】 ・農林水産省といたしましては、昨年六月に、二十一世紀を目指した農政の長期ビジョンとして「新しい食料・農業・農村政策の方向」を取りまとめたところであります。 ・今後は、これを段階的かつ着実に具体化し、<u>経営感覚にすぐれた効率的、安定的な経営体が生産の大宗を担う力強い農業構造を実現するとともに、条件の不利な中山間地域を初め、農山漁村が多様な活力のある地域社会として発展することができるよう努めてまいります。</u>	◎<u>農業経営基盤強化促進法(農用地利用増進法の改正)</u> ・認定農業者制度の創設等 ◎<u>特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律</u> ・地域の創意工夫を活かしつつ、農林業を中心にその他の事業を含めた活性化のための基盤整備の促進のための措置

(次ページへ続く)

16

(前ページからの続き)

年次	農相所信 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き
H6 (1994)	【加藤農相(羽田内閣)】 ・我が国の農林水産業と農山漁村をめぐる状況は、経済の高度化、人口や産業の都市への集中といった諸情勢の変化の中で、従事者の減少、高齢化の進行、山村等における過疎化の進行など近年大きく変貌しております。加えて、昨年十二月十五日に<u>ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉が実質合意を見たところであり、我が国農業、農村は新たな国境措置のもとで厳しい環境のもとに置かれることになる</u>と認識しております。	○<u>新たな国際環境に対応した農政の展開方向(農政審議会報告)</u> ・以下の事項等の農政の展開方向を提示 ・米の需給及び価格の安定のための現行の生産調整・管理の制度及び運用の抜本的見直し ・市場原理の活用と経営の安定を踏まえた価格政策の展開 ・農業経営者の自立、生産基盤整備及び技術対策等を組み合わせた「経営政策」とも言えるような政策展開の強化 ・中山間地域等UR農業合意の影響が大きく現れるおそれのある地域に対する各種政策の充実とそれらの総合的推進 ◎<u>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律</u> ・生産者の自主性を生かした稲作生産の体質強化、市場原理の導入や規制緩和を通じた流通の合理化等(食糧管理法は廃止) ◎<u>農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律</u> ・国及び地方公共団体は、農業者等が農作業体験施設等の整備に必要な資金の確保又は融通の斡旋に努力 ・農林漁業体験民宿宿業者の登録制度 ○<u>地域農業基盤確立農業構造改善事業</u> ・地域農業者等の内発的取組による地域連携の協定の締結と実践を通じ、経営基盤の確立、経営体発展の条件整備、農村の資源等を総合的に活用した多様な就業所得機会の創出等を支援
H9 (1997)	【藤本農相(第2次橋本内閣)】 ・<u>新たな基本法につきましては、二十一世紀における我が国農業・農村の発展と国民生活の向上のための新たな農政の指針をつくり上げる</u>べく、国民各界各層の御意見も伺いながら、本格的な検討を進めていきたいと考えております。	○<u>総理府に食料・農業・農村基本問題調査会を設置</u> ・新たな基本法の制定も含め今後の日本の農業の方向を調査審議
H10 (1998)	【島村農相(第2次橋本内閣)】 ・<u>農林水産業は、国民生活に不可欠な食料の安定供給を初め、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保護といった多面的かつ公益的な機能を有しております。</u>また、食品産業は、国民に対し安全で良質な食料を安定的に供給し、豊かな食生活を支えるという点で、農林水産業とともに重要な役割を担っております。さらに、<u>農山漁村は、生産、生活の場であるほか、地域文化をはぐくみ、国民に対して緑と潤いに満ちた空間を提供</u>しております。 ・<u>我が国が真に豊かな国となるためには、こうした役割を担う農林水産業及び食品産業の健全な発展と、活力ある農山漁村の建設が欠かせない</u>と確信しております。	○<u>農政改革大綱(農林水産省公表)</u> ・現行基本法農政を抜本的に見直し、新たな政策を再構築する方針を示す

農村政策を中心とした戦後農政の流れ⑧（平成11（1999）年～平成20（2008）年）

- 新政策をベースとして、新たな農政を再構築するための検討が行われ、平成11(1999)年に食料・農業・農村基本法が制定され、多面的機能の発揮や農村の振興が同法に位置付けられるとともに、農山漁村及び中山間地域等の振興に関する総合的な政策の企画・立案・推進を農林水産省が新たに所掌。
- 食料・農業・農村基本法の制定により、食料・農業・農村基本計画が策定されることとなったほか、農村振興関連の様々な提言を发出。これらの提言では、人口減少・高齢化に対応したコミュニティの再編や集落間の連携、地域の個性や多様性を発揮した上での都市と農村の共生と対流等を重視。
- また、平成12(2000)年に中山間地域等直接支払制度、平成19(2007)年に農地・水・環境保全向上対策が創設され、現在の日本型直接支払の原形が確立。

年次	農相所信 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き
H11 (1999)	【中川農相(小渕内閣)】 ・農政の改革につきましては、昨年九月、食料・農業・農村基本問題調査会から内閣総理大臣に対して答申が提出されました。本答申を踏まえ、昨年十二月、農政改革大綱を取りまとめたところであり、今後、本大綱に沿って、現行農業基本法に基づく農政を抜本的に改革し、我が国農業・農村の持続的発展を目指して政策を再構築します。新たな基本法案を本国会に提出するとともに、中長期的展望のもとに、以下の施策を着実に推進します。 ・農産物の価格に需要の動向や品質評価が適切に反映されるよう、価格政策全般を見直します。また、これとあわせ、価格低落時における意欲ある担い手の経営への影響を緩和するため、所得確保対策の導入に向けた取り組みを進めます。さらに、経営全般にわたる支援策を体系的に整備し、意欲ある担い手への施策の集中を図ります。 ・農業・農村の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、計画的な土地利用の確保、生産基盤と生活基盤とが一体となった農村の整備に努めるとともに、中山間地域等における直接支払いの実現に向け、取り組みます。 ・今後の農林水産省の組織のあり方につきましては、中央省庁等改革に係る大綱を踏まえ、新たな農林水産施策の展開に十分対応できるよう、必要な見直しを行います。	◎食料・農業・農村基本法 ・①食料の安定供給の確保、②多面的機能の発揮、③農業の持続的発展、④農村振興の理念の下で、基本計画の策定、食料自給率の目標設定を行いつつ、望ましい農業構造の確立と経営施策の展開、中山間地域等の条件不利補正等を目指す方向性を提示 ◎農業振興地域の整備に関する法律の改正 ・農用地等の確保等に関する基本指針の創設、農用地区域の基準の明確化等(地方分権推進計画(平成10年5月29日閣議決定)を受けての改正) ◎農林水産省設置法(中央省庁等改革関連法) ・農山漁村及び中山間地域等の振興に関する総合的な政策の企画・立案・推進について農林水産省が新たに所掌等(平成13年1月6日施行)
H12 (2000)	【玉沢農相(小渕内閣)】 ・農林水産業と農山漁村は、食料の安定供給はもとより、国土、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的な機能を有しております。その中でも、人間の生存に不可欠であり、そして健康で充実した生活の基礎となる食料を安定的に供給することは、国が果たすべき基本的な責務であります。 ・こうした役割を担う農林水産業と農山漁村について、消費者との共生という考えのもとに、その健全な発展を図ることは、将来にわたり国民が安心して暮らせる豊かな社会を築いていくために不可欠なことであると確信しております。 ・地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な中山間地域等につきましては、冷涼な気候や標高差など地域の特徴を生かした新規作物の導入による農業の振興を図るとともに、生活環境の整備を通じて定住の促進等を図ってまいります。また、耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保する観点から、直接支払い制度を導入し、その適切かつ円滑な実施を図ってまいります。	◎食料・農業・農村基本計画(別紙1) ○明日のふるさと21(21世紀における農村地域の将来像に関する懇談会提言)(別紙2) ○経営構造対策事業 ・担い手となる経営体の育成に資する施設整備等を総合的に行う、従来の農業構造改善事業に代わる事業 ○中山間地域等直接支払制度 ・条件不利地域の農業生産活動を継続するために支援
H14 (2002)	【武部農相(第1次小泉内閣)】 ・喫緊の課題であります消費者の信頼確保を図るために、生産者と消費者の間に立ち、食と農の一体化の推進を図るとともに、農林水産業の構造改革を進めてまいります。また、地域社会の健全な維持発展が重要であることから、都市と農山漁村の共生と対流を進め、農山漁村の新たな可能性を切り開き、もって循環型社会の実現を目指すことが重要であると考えております。 ・関係府省とより一層緊密な連携を図りつつ、市町村のイニシアチブのもと、地域の実情に応じた集落の再編や広域的連携も視野に入れ、新たな村づくりを推進してまいります。	○「食」と「農」の再生プラン(農林水産省公表) ・BSE問題や食品の虚偽表示問題等の「食」と「農」に関する様々な課題の顕在化を受け、「食」の安全と安心の確保に向けた改革、「食」を支える「農」の構造改革の加速化、人と自然が共生する美の国づくりを進める旨を発表 ○農山村振興研究会報告(別紙2) ○農山村地域の新たな土地利用の枠組み構築に係る論点整理(農山村地域の新たな土地利用の枠組み構築に係る有識者懇談会)(別紙2) ○村づくり維新対策 ・市町村のイニシアチブの下で地域住民の参画を得て作成した地域全体の振興計画(農村振興基本計画等)に沿って、関係府省と連携、田園住宅用地、コミュニティ施設、情報基盤等の整備を計画的に推進

(次ページへ続く)

(前ページからの続き)

年次	農相所信 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き
H15 (2003)	【大島農相(第1次小泉内閣)】 ・我が国農林水産業と農山漁村は、人の「いのち」を支える食料の供給という使命を担い、農地、森林、海を通じた資源の循環、環境との共生を実現する重要な役割を果たしております。私は、この「いのち・循環・共生」の基本的な枠組みづくりを国の責務として受けとめ、<u>生産、加工、流通、消費を一体的にとらえた食料のあり方、環境の保全を初め多面的機能を十分に発揮できる農林水産業や農山漁村のあり方を常に意識するとともに、食の国際化の中での国民の食料確保に向けた中長期的戦略を持って事に当たってまい</u>る決意であります。	◎<u>農業経営基盤強化促進法の改正</u> ・集落営農を担い手として育成するための措置、遊休農地の解消及び利用集積を促進するための措置等
H17 (2005)	【島村農相(第2次小泉内閣)】 ・現在我が国は、<u>少子高齢化が進行し、間もなく人口が減少局面に入るなど、今まで経験したことのない社会構造の変化に直面</u>しております。また、国際化、情報化の進展が経済活動に大きな変革をもたらしております。さらに、<u>安全、安心、ゆとりや安らぎ、健康等を求める声が高まるなど、国民の意識や価値観にも変化</u>が見られます。 ・我が国の農業が今後とも健全に発展していくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成、確保し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う、望ましい農業構造を確立することが急務であります。このため、<u>地域の話合いと合意に基づき、将来にわたって地域農業を担う、やる気と能力のある経営の育成運動を強力に展開</u>します。 ・国民共有の財産とも言える農山漁村の振興に当たっては、これまでのように都市との格差を是正するという画一的な考え方から<u>地域の個性、多様性を重視する形に転換し、各種取り組みについても、地域住民だけでなく、価値観を共有する都市住民等の参画を得て進めてまい</u>ります。 ・集落機能の低下により、その適切な保安全管理が困難になりつつある農地、農業用水等の資源については、地域住民等の共同の取り組みにより、将来にわたって適切に保全できるように施策を具体化してまいります。	◎<u>食料・農業・農村基本計画(別紙1)</u> ◎<u>農業経営基盤強化促進法の改正</u> ・農用地利用規程の充実による集落営農の組織化・法人化、農地保有合理化事業の拡充による農地の仲介機能の強化、体系的な遊休農地対策の整備等
H19 (2007)	【松岡農相(第1次安倍内閣)】 ・今後の農政の展開については、食料・農業・農村基本計画の方向に沿い、最大の効果が発揮されるように的確な工程管理を行いながら、施策の具体化を進めます。特に、<u>本年四月から、担い手を対象とした新たな経営安定対策の導入、米政策改革推進対策の見直し、農地、水、環境保全向上対策の導入という三本の政策改革が一体的に実施に移</u>されます。これらの対策は、<u>地域農業を、多様な構成員の話合いと合意に基づき、地域の実情に即して再編しようとする</u>ものです。 ・農山漁村は、食料等の生産の場であるとともに、地域住民の生活の場です。また、都市住民を初め多くの国民が求めている、ゆとりや安らぎが息づく空間でもあります。このような<u>農山漁村の活性化が国民的課題となっていることを踏まえ、農山漁村の居住者、滞在者をふやすことを通じた活性化に重点を置き、地域が行う定住促進や地域間交流を推進する取り組みを総合的に支援</u>します。また、<u>野生鳥獣による被害は、農林水産業のみならず、人々の生活まで脅かす深刻な問題となっていることから、関係府省が一体となり、地方公共団体とも連携した対策を講ずることにより、安心して農山漁村で暮らし、働ける環境を整備</u>します。	○<u>品目横断的経営安定対策</u> ・意欲と能力のある担い手(一定の要件を満たす認定農業者・集落営農組織)に対象を限定し、品目横断的に経営全体に着目して支援 ○<u>農地・水・環境保全向上対策</u> ・地域ぐるみで行う農地、農業用水等の資源の保全活動等を支援 ◎<u>農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律</u> ・地方公共団体が作成する活性化計画実施のための交付金(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)の交付等 ○<u>農村におけるソーシャル・キャピタル研究会とりまとめ(別紙2)</u> ○<u>農山漁村活性化に向けた新たな取組の方向について(農林水産省農山漁村活性化推進本部中間取りまとめ)(別紙2)</u> ○<u>農山漁村活性化のための戦略(農林水産省公表)(別紙2)</u> ○<u>「農村振興政策推進の基本方向」研究会中間とりまとめ(別紙2)</u>
H20 (2008)	【若林農相(福田内閣)】 ・農山漁村においては、人口の減少や高齢化などにより、その活力の低下が懸念されており、<u>農山漁村の活性化を図るため、既存の枠組みを超えた新たな取り組みが必要</u>となっています。昨年十一月に取りまとめた「<u>農山漁村活性化のための戦略</u>」に基づき、地域のリーダーとなる人材の育成、祭りや伝統、文化などの保全、復活による農山漁村集落の再生、子供たちの農山漁村における宿泊体験を初めとした都市と農山漁村の交流の促進等に取り組めます。また、地域の基幹産業である農林水産業と商業、工業等の産業間での連携、いわゆる<u>農商工連携を強化し、地域産品の販売促進、新商品開発への支援</u>などを通じた地域全体の所得の向上と雇用の確保を図ります。	◎<u>中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律</u> ・農林漁業者と中小企業者が連携して行う新商品や新サービスの開発・販路開拓等の取組について、保証枠の拡大、低利融資・債務保証等により支援 ○<u>耕作放棄地対策研究会中間とりまとめ(別紙2)</u> ○<u>「都市と農村の協働の推進に向けて」(都市と農村の協働の推進に関する研究会とりまとめ)(別紙2)</u>

農村政策を中心とした戦後農政の流れ⑨（平成21（2009）年～平成26（2014）年）

- 平成21(2009)年の政権交代以降、戸別所得補償、6次産業化等が展開。また、平成24(2012)年には、人・農地プランが開始。
- 平成24(2012)年の政権交代後、平成25(2013)年には農林水産業・地域の活力創造プランが策定され、同プランに基づき、農地中間管理機構の設立、日本型直接支払制度の創設等を実施。

年次	農相所信 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き
H21 (2009)	【石破農相(麻生内閣)】 ・我が国農林水産業の持続可能性を確固たるものにし、世界全体の食料需給の安定化に寄与することは、独立国家として、そして世界に責任を負うべき国家としての我が国に課せられた責務であります。このような観点から、<u>過去から現在に至る農業政策をあらゆる角度から検証し、見直しが必要なものについては思い切った改革を行うことが絶対に必要であると私はかたく信ずるものであります。</u> ・<u>食料自給力を構成する農地、農業用水、農業者、技術等々の個々の要素そのものが危機にあるとの認識に立ち、現状を分析し、実効ある対策を講ずることが重要です。</u> ・最も基礎的な生産基盤である農地については、<u>転用規制を強化し、優良農地の確保を図るとともに、制度の基本を所有から利用に転換し、貸借を通じた農地の有効利用や意欲ある主体への面的集積を促進すべく、今国会に関連法案を提出いたしましたところ です。</u>	○『田舎で働き隊！』事業 ・農村地域における都市部人材の活用等に取り組む仲介機関を支援 ◎農地法の改正 ・目的について、農地が地域における貴重な資源であること、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した権利の取得を促進すること等の明確化 ・農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない旨の責務の明確化 ・転用規制の厳格化 ・遊休農地対策の強化 等
H22 (2010)	【赤松農相(鳩山内閣)】 ・内外を取り巻く危機的な状況を克服し、国民の命を支える農林水産業と農山漁村を再生すること、すなわち食と地域を再生することが、今、我々がなすべきことです。 ・<u>意欲のあるすべての生産者に政策の恩恵が行き渡り、国民が将来にわたって安全な食の恩恵と豊かな水や緑を享受できることを目指します。</u>その際、農林水産業が営まれる農山漁村は、水、緑、環境の保全などの多面的な機能を支える基盤でもあり、国民全体の安全、安心な生活に重要な役割を果たしていることについて、<u>国民各位のより一層の理解を求めつつ、必要な支援を行っていきます。</u>	◎食料・農業・農村基本計画(別紙1) ○農業者戸別所得補償 ・販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付(次年度より本格実施) ◎地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律 ・6次産業化及び地産地消等に関する施策を総合的に推進
H23 (2013)	【鹿野農相(菅内閣)】 ・私は、農林水産行政が国政の中心に位置づけられ、農林漁業者の方々が誇りを持って生産に取り組むことができる環境づくりを進めてまいります。そのためには、まず<u>現場の方々が主体性を持ってみずから判断することができるようになることが必要であり、国としては、そのための体制整備を図っていくことが重要と考えております。</u> ・食料・農業・農村基本計画に基づく新たな農政の三本柱、すなわち、戸別所得補償制度の本格実施、農山漁村の6次産業化、食の安全、安心の確保を攻めの農政のかなめとして、食と地域の再生に全力を傾けてまいります。	○我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画(食と農林漁業の再生推進本部決定) ・農林漁業再生のための戦略として、 ・新規就農の増大や農地集積の推進等を通じた競争力・体質強化 ・エネルギー生産への農山漁村の資源の活用の促進など、7つの戦略を提示

(次ページへ続く)

20

(前ページからの続き)

年次	農相所信 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き
H24 (2012)	【鹿野農相(野田内閣)】 ・大震災を契機に、食料を供給する農林水産業が国民生活にとっていかに重要であるかが再認識されました。 ・食と農林漁業の再生を早急に実現し、活力に満ちた魅力ある農林水産業をつくります。このことが我が国の新たな光を生み出すことにつながるものと確信しています。 ・農業者戸別所得補償制度により経営安定の基礎を確保した上で、各地域における人と農地の問題を解決し、五年先、十年先も世代交代しながら安定的な農業経営を続けていける体制を構築していくことが重要です。	○地域農業マスタープラン作成事業 ・地域の中心経営体、農地集積や地域農業のあり方等を記載したマスタープラン(人・農地プラン)の地域での話し合いによる作成を支援
H25 (2013)	【林農相(第2次安倍内閣)】 ・今後の世界の食市場の規模の急速な拡大、国内のライフスタイルの大きな変化を好機と捉え、我が国の経済成長を牽引するべく、農山漁村に受け継がれた豊かな資源を活用して、我が国農林水産業、農山漁村の発展を図ってまいります。 ・農地を農地として維持するための日本型直接支払い及び担い手総合支援の制度検討を関係各方面の御議論と連携して進めてまいります。	◎農林水産業・地域の活力創造プラン(別紙3) ◎農地中間管理事業の推進に関する法律 ・農地の借受け・貸付け、借り受けた農地の利用条件の改善や管理を行う農地中間管理機構を設立 ◎農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 ・再生可能エネルギー発電設備の整備に関する計画の認定を受けた者に対し、農地法、森林法等の許可の特例等を措置
H26 (2014)	【林農相(第2次安倍内閣)】 ・私は、大臣就任以来、農林水産業を成長産業とするため、攻めの農林水産業の推進に向けた検討を進め、昨年、今後推進すべき政策改革の内容を示す農林水産業・地域の活力創造プランを取りまとめました。 ・本年は、攻めの農林水産業の実行元年であります。今後は、このプランに基づき、あらゆる施策を総動員し、強い農林水産業と美しく活力ある農山漁村をつくり上げてまいります。	○農林水産業・地域の活力創造プランの改訂(別紙3) ◎農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 ・日本型直接支払(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)の取組を法律に位置付ける

農村政策を中心とした戦後農政の流れ⑩（平成27（2015）年～令和2（2020）年）

- 農林水産業・地域の活力創造プランを数回にわたり改訂し、農泊、ジビエ利活用等の取組を追加し、これらの施策を推進。
- 我が国は、人口減少が加速化するなど大きな環境変化が生じており、更には新型コロナウイルス感染症とそれに伴う経済環境の悪化という新たな課題にも直面。
- 令和2（2020）年3月に改定された現行の食料・農業・農村基本計画を受け、農村をいかに維持し、次の世代に継承するかという視点から、必要な政策を強化していくことが重要となっている。

年次	農相所信 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き
H27 (2015)	【林農相（第3次安倍内閣）】 ・農山漁村の活性化に向けて地域のにぎわいを創出するとともに、日本型直接支払いの着実な実施や地域ぐるみでの鳥獣被害対策等を推進してまいります。 ・<u>まち・ひと・しごと創生本部のもと、関係省庁と連携し、地域の集落機能を維持するため、生活サービス機能の集約化や集落間での連携を進める</u>など、地方創生の実現に向けて取り組んでまいります。	◎<u>食料・農業・農村基本計画（別紙1）</u> ○<u>魅力ある農山漁村づくりに向けて（活力ある農山漁村づくり検討会報告書）（別紙2）</u> ○<u>農村集落活性化支援事業</u> ・地域住民主体の将来ビジョンづくりや、集落間のネットワーク化により地域の維持・活性化を図る取組を支援
H28 (2016)	【森山農相（第3次安倍内閣）】 ・昨年十月、TPP大筋合意直後に農林水産大臣に就任をしました。総理からは、地方の農林漁業者の不安に寄り添って、万全の対策を検討し、<u>TPPを攻めの農林水産業に切りかえるチャンスに</u>していくよう御指示をいただきました。 ・いわゆる産業政策に加え、<u>農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮を促進するため、地域政策を車の両輪として推進</u>し、こうした農村地域の取り組みを後押ししてまいります。日本型直接支払制度を着実に実施するとともに、都市と農山漁村の交流や都市農業の振興、地域ぐるみでの鳥獣被害対策の推進等にもあわせて取り組みます。	○<u>農林水産業・地域の活力創造プランの改訂（別紙3）</u> ○<u>農業競争力強化プログラム</u> ・本プログラムの内容を農林水産業・地域の活力創造プランにも盛り込み
H29 (2017)	【山本農相（第3次安倍内閣）】 ・<u>昨年十一月、農業競争力強化プログラムを取りまとめ</u>ました。このプログラムは、農業者の所得の向上を図るため、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決しようとするものでございます。 ・本年は、この農業競争力強化プログラムの実行元年であり、プログラムに示されました施策を着実に実行に移してまいります。 ・中山間地農業ルネッサンス事業を創設し、実践的な計画のもとで、さまざまな地域資源を生かした取り組みにより、中山間地域に光を当てていきます。 ・地域の共同活動等の支援により、農業、農村の多面的機能の維持、発揮を図るとともに、<u>ジビエ利活用の推進等、鳥獣被害対策の内容を充実</u>させてまいります。 ・<u>農山漁村の振興の重要な柱となる観光につきましては、農泊をビジネスとして実施する地域を五百地域創出</u>することに向けまして、現場の実施体制の構築への支援や古民家の改修等による魅力ある観光コンテンツを磨き上げることへの支援を行うこととしております。	○<u>農林水産業・地域の活力創造プランの改訂（別紙3）</u> ○<u>農泊推進対策（農山漁村振興交付金で実施）</u> ・持続的なビジネスとしての「農泊」を推進 ◎<u>農村地域工業等導入促進法の改正</u> ・支援対象業種をサービス業等に拡大し、あわせて法律名を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改称等 ○<u>中山間地農業ルネッサンス事業</u> ・中山間地の特色を活かした多様な取組を各種支援事業における優先枠の設定や制度の拡充等により後押し

（次ページへ続く）

(前ページからの続き)

年次	農相所信 抄	構造改善・農村政策関連の主な動き
H30 (2018)	【齋藤農相(第3次安倍内閣)】 ・<u>人口減少のスピードを考えれば、成長産業化の取組のために残された時間は多くはありません</u>。これまでの歩みを緩めることなく前進し、農林漁業者のさらなる所得向上を実現すべく、今後とも、緊張感を持って、農林水産業全体にわたる改革を強力に展開していかなければなりません。	◎<u>農業経営基盤強化促進法の改正</u> ・共有者不明農地について農用地利用集積計画により20年を超えない期間の貸借ができることとする等
H31 (2019)	【吉川農相(第4次安倍内閣)】 ・<u>人口減少に伴うマーケットの縮小、農林漁業者の減少、高齢化の進行、グローバル化のさらなる進行など、国内外で大きな環境変化が生じており、我が国の農林水産業は転換期を迎えています</u>。 ・このような中で、国の基である農林水産業を次世代に継承するためには、時代の変化を見通して、常にフロンティアを見出し、新たな挑戦を進めることにより、農林水産業を若者が夢や希望を託すことができる魅力ある成長産業としていかなければなりません。 ・<u>中山間地域を始め美しい農山漁村を次世代に継承していくためには、棚田など地域の豊かな資源を最大限に活用し、地域に仕事をつくり、人を呼び込むことで、その活力を向上させることが必要です</u>。このため、日本型直接支払制度による支援や、特色ある農林水産物を生かした6次産業化の展開、都市と農山漁村との交流やインバウンド需要の呼び込みを促進する農泊の推進、鳥獣被害対策やジビエの利活用など、地域を元気にする取組を総合的に推進してまいります。 ・今後、<u>農福連携を国民運動として強力に推進</u>するための方策を検討してまいります。	○<u>農林水産業・地域の活力創造プランの改訂(別紙3)</u> ○<u>農業生産基盤強化プログラム</u> ・同プログラムの内容を農林水産業・地域の活力創造プランにも盛り込み ◎<u>農地中間管理事業の推進に関する法律の改正</u> ・地域における農業者等による協議の場の実質化(人・農地プランの実質化)等 ○<u>農福連携等推進ビジョン</u> ・「農福連携等推進会議」の結果を踏まえ、関係省庁等による連携強化等を図り、①認知度の向上、②取組の促進、③取組の輪の拡大の3つのアクション等に取り組んでいく旨をとりまとめ。 ◎<u>棚田地域振興法(議員立法)</u>
R2 (2020)	【江藤農相(第4次安倍内閣)】 ・<u>昨年十二月には、生産基盤の強化を図るための十一項目の関連施策を政策パッケージとして取りまとめた農業生産基盤強化プログラムを策定いたしました</u>。今後、これに即して、生産基盤の強化と成長産業化のための改革を一体的に進め、自然災害や国際競争にも負けない、強い農林水産業、農山漁村を構築してまいります。 ・農山漁村は、都市に先行して人口減少、高齢化が進んでおり、その活性化は喫緊の課題です。美しい棚田や田園風景が守られ、中山間地域を始め活力ある農山漁村を実現するため、日本型直接支払制度の充実により地域の将来を見据えた前向きな取組を支援しつつ、都市と農山漁村の交流人口の拡大やデュアルライフの促進、鳥獣被害対策や安全で良質なジビエの利活用、農泊や農福連携の推進など、地域の特色を生かした多様な取組を総合的に推進します。 ・本年三月末には、食料・農業・農村基本計画の五年に一度の見直しを行います。<u>農業の成長産業化を図る産業政策と、農業、農村の多面的機能の維持、発揮を図る地域政策を車の両輪として進める現行計画の考え方を基本としつつ、地域をいかに維持し、次の世代に継承するかという視点から、必要な政策の強化を図ってまいります</u>。 ・現場の声を大切にし、農業、農村に対する国民の理解を深めるとともに、農業者が農業、農村の未来に夢や希望を持てるような計画を策定してまいります。	◎<u>食料・農業・農村基本計画(別紙1)</u>

(別紙 1) 食料・農業・農村基本計画の農村の振興に関する施策の比較

平成12(2000)年	平成17(2005)年	平成22(2010)年	平成27(2015)年	令和2(2020)年
(1)農村の総合的な振興 ア 農業の振興その他農村の総合的な振興に資する施策 イ 農業生産の基盤の整備と生活環境の整備その他の福祉の向上との総合的な推進 (2)中山間地域等の振興 ア 農業その他の産業の振興による就業機会の増大 イ 生活環境の整備による定住の促進等 ウ 中山間地域等における多面的機能の確保を特に図るための施策 (3)都市と農村の交流等 ア 都市と農村との交流の促進 イ 市民農園の整備の推進 ウ 都市及びその周辺の地域における農業の振興	(1)地域資源の保全管理政策の構築 ア 農地・農業用水等の資源の保全管理施策の構築 イ 良好な農村景観の形成等 (2)農村経済の活性化 ア 地域の特色を活かした多様な取組の推進 イ 経済の活性化を支える基盤の整備 ウ 中山間地域等の振興 (3)都市と農村の共生・対流と多様な主体の参画の促進 ア 都市と農村の交流の促進 イ 都市及びその周辺の地域における農業の振興 ウ 多様な主体の参画等による集落機能の維持・再生 (4)快適で安全な農村の暮らしの実現 ア 生活環境の整備 イ 医療・福祉等のサービスの充実 ウ 安全な生活の確保	(1)農業・農村の6次産業化 ①「地域資源」を活用した「産業」の創造 ② バイオマスを基軸とする新たな産業の振興 ③ 農村における再生可能エネルギーの生産・利用の推進 (2)都市と農村の交流等 ① 新たな交流需要の創造 ② 人材の確保・育成、都市と農村の協働 ③ 教育、医療・介護の場としての農山漁村の活用 (3)都市及びその周辺の地域における農業の振興 (4)集落機能の維持と地域資源・環境の保全 ① 農村コミュニティの維持・再生 ② 中山間地域等直接支払制度 ③ 農地・水・環境保全向上対策 ④ 鳥獣被害対策の推進 ⑤ 快適で安全・安心な農村の暮らしの実現 (5)農山漁村活性化ビジョンの策定	(1)多面的機能支払制度の着実な推進、地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等 ① 多面的機能の発揮を促進するための取組 ②「集約とネットワーク化」による集落機能の維持等 ③ 深刻化、広域化する鳥獣被害への対応 (2)多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出 ① 地域の農産物等を活かした新たな価値の創出 ② バイオマスを基軸とする新たな産業の振興 ③ 農村における地域が主体となった再生可能エネルギーの生産・利用 ④ 農村への農業関連産業の導入等による雇用と所得の創出 (3)多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等 ① 観光、教育、福祉等と連携した都市農村交流 ② 多様な人材の都市から農村への移住・定住 ③ 多様な役割を果たす都市農業の振興	(1)地域資源を活用した所得と雇用機会の確保 ① 中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進 ② 地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保 ③ 地域経済循環の拡大 ④ 多様な機能を有する都市農業の推進 (2)中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備 ① 地域コミュニティ機能の維持や強化 ② 多面的機能の発揮の促進 ③ 生活インフラ等の確保 ④ 鳥獣被害対策等の推進 (3)農村を支える新たな動きや活力の創出 ① 地域を支える体制及び人材づくり ② 農村の魅力の発信 ③ 多面的機能に関する国民の理解の促進等 (4)「三つの柱」を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり

(別紙2) 食料・農業・農村基本法制定以降の農村振興関連の主な報告書の比較

明日のふるさと21 (21世紀における農村地域の 将来像に関する懇談会提言) (平成12(2000)年)	農山村振興研究会報告 (平成14(2002)年)	農山村地域の新たな土地利用の 枠組み構築に係る論点整理(農 山村地域の新たな土地利用の枠 組み構築に係る有識者懇談会) (平成14(2002)年)	農村におけるソーシャル・ キャピタル研究会とりまとめ (平成19(2007)年)	農山漁村活性化に向けた新 たな取組の方向について(農 林水産省農山漁村活性化推 進本部中間取りまとめ) (平成19(2007)年)
国民の願いと期待に応える21世紀の農村像を構築することが必要という問題意識の下、 ①安心でゆとりある生活ができる地域 ②農村ならではの魅力的な資源のある地域 ③人・物・情報の行き来が活発な地域 ④人々が活き活きと暮らし学ぶことができる地域 ⑤地域の特色を活かした仕事のある地域の柱に整理。 実現に向けて、 ・関係行政機関が連携して協力していくこと ・新しい価値観に立脚して地域を変革しようとするイノベーター達を一人一人が支え応援していくこと ・地域の人々自身が目指すべきゴールとそこへ到達するための道筋を話し合い、これに沿って行動すること等が必要であることを提言。	農山村での生活、就業、活動を通じて自立的に自己実現を図ろうとする人々が、農山村で暮らす・過ごすという選択肢を幅広く提供することにより、都市と農山村の間において「人・もの・情報」が循環する社会、「都市と農山村の共生・対流」を実現するという基本的方向を示す。 農山村振興方策として、 ・客観的な魅力の評価と発信、情報通信ネットワーク整備等を通じた農山村の魅力の再認識と発信 ・旧市町村や小学校区程度の規模・広がりを持つコミュニティへの再編等を通じた新たなコミュニティの形成と共通社会基盤の整備 ・農山村の魅力の保全と活用を図る土地利用の確立 ・多様な参入に向けた条件整備等 等を提言。	農山村固有の魅力の維持・向上と多様な参画の促進が図られる土地利用の枠組みに関し、 ①市町村土地利用調整条例による農山村固有の魅力の維持・向上を図る動きの促進 ②地域の主体性を活かしつつ取組の実効性を高める手段として、契約的手法による農地等の保全 ③都市住民が農業、農地に関われるような仕組みの実現 という論点を整理。	農業生産における相互補完機能や相互扶助といった農村の社会的特徴(ソーシャル・キャピタル)の衰退・変質が農村の魅力や地域活力の減退を招いているとの問題意識の下で、今後考えられる取組の方向として、 ①農村定住に必要な新たなソーシャル・キャピタル形成を支援 ②住民参加型の施策が農村におけるソーシャル・キャピタルに与えた影響を分析 ③新たなソーシャル・キャピタル形成のための協働実践モデルを提示 ④農村のソーシャル・キャピタルの活用や新たなソーシャル・キャピタルの形成を通じ、地域課題の解決に農村自ら継続的に取り組むことを支援するモデルを検討等を提言。	農山漁村活性化に向けた具体的な対応方策として、 ・人的・社会的なつながりや企業活力導入も含めた新たな手法 ・対象・手法を明確化した交流施策の展開 ・定住・二地域居住に向けた条件整備方策等の「人」を呼び込む施策の展開や、 ・地域が一体となった農林水産物の販売・加工戦略の展開 ・特色のある生産手段、新規用途拡大による需要の拡大 ・農林漁業の体質強化による農山漁村の生産能力の増強 等による農林水産業の活性化等を提示。 また、農山漁村活性化に関連した情報提供体制構築(統計情報等)の必要性を提言。

(次ページへ続く)

農山漁村活性化のための戦略 (農林水産省公表) (平成19(2007)年)	「農村振興政策推進の基本方向」研究会中間とりまとめ (平成19(2007)年)	耕作放棄地対策研究会中間とりまとめ (平成20(2008)年)	「都市と農村の協働の推進に向けて」(都市と農村の協働の推進に関する研究会とりまとめ) (平成20(2008)年)	魅力ある農山漁村づくりに向けて (活力ある農山漁村づくり検討会報告書) (平成27(2015)年)
農林水産省幹部が「みずほの国・防人応援隊」として現場の生の声を直接聴取して得られた意見等を踏まえ、 ・地域力の発掘を行う人材の育成、地域力の活用を通じた人材への直接支援 ・祭りや伝統文化等の保全・復活、集落間又は集落と都市住民等との地域協働の形成、地域ぐるみで地域資源を守る共同活動、中山間地域等条件不利地域への支援等を通じた農山漁村集落の再生 ・農林水産業に関連した雇用創出、各省連携による雇用創出等を通じた地域経済の活性化 の戦略に沿って農林水産省として施策を講じる旨をとりまとめ。	「集落間連携・都市との協働による自然との共生空間の構築」を基本として各地域の条件・特性を踏まえて独自の農村像を描くというむらづくりのイメージを示すとともに、 ・教育、医療、交通等の分野は関係府省と連携 ・格差是正と地域の個性・多様性の重視 ・地域農業の振興のために非農家も含む各主体が果たすべき役割を支援 等の考え方で政策を進めていくべき旨を提言。 また、政策の基本方向の提示のほか、情報提供、きっかけや仕組みづくり、制度を含めた生産・生活環境基盤の整備等の分野・施策での国の関与が期待されるとした。 農村像実現を支援する主な手段として、 ①ソーシャル・キャピタルの再生とヒューマン・キャピタル(人材)の育成 ②地域資源の保全と有効活用 ③都市の力の活用 ④農村環境の保全 ⑤特色ある活性化戦略 ⑥効率的・効果的な資本投資を提言。	耕作放棄地対策に必要な検討事項として、 ①多様な主体の参画・協働による合意形成 ②導入作物の検討・販路の確保 ③土地条件の整備 ④施策の総合化を提言。	都市と農村の協働推進の方向性として、 ①都市側の企画・技術・資本を活かせる農村側の戦略づくり ②都市と農村の協働の「触媒」としてのコーディネーターの育成 ③都市と農村のWin-Win 関係の構築を提言。	都市と農山漁村を人々が行き交う「田園回帰」の実現に向けて、 ①地域資源を活かした雇用の創出と所得の向上、多様な人材の活躍の場づくりを通じて農山漁村にしごとをつくる ②地域コミュニティ機能の維持・強化、地域資源の維持・管理を通じて集落間の結び付きを強める ③都市と農山漁村の結び付きの強化、多様なライフスタイルの選択肢の拡大を通じて都市住民とのつながりを強める というビジョンを提言。

(別紙3) 農林水産業・地域の活力創造プラン※の農村関連施策の変遷

項目名	平成25(2013)年12月	平成26(2014)年6月改訂	平成28(2016)年11月改訂	平成29(2017)年12月改訂	令和元(2019)年12月改訂
(主な改訂内容)			・「更なる農業の競争力強化のための改革」を追加 ・「農泊」を追加	・ジビエ利活用を追加	・「農業の生産基盤強化のための新たな政策展開」を追加
経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設	① (略) ② 日本型直接支払制度(多面的機能支払)の創設 ③～⑥ (略)				
更なる農業の競争力強化のための改革			①～⑧ (略) ⑨ 農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み ⑩～⑬ (略) (「農業競争力強化プログラム」に位置づけられた施策)		
人口減少社会における農山漁村の活性化 (平成26(2014)年6月改訂までの項目名は農山漁村の活性化)	① 農山漁村の人口減少等の社会的変化に対応した地域コミュニティ活性化の推進 (平成26(2014)年改訂までは⑤)				
	② 福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進による魅力ある農山漁村づくり (平成26(2014)年改訂までは「① 福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進」)				
	③ 優良事例の横展開・ネットワーク化 (平成26(2014)年改訂までは②)				
	④ 消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興 (平成26(2014)年改訂までは③)				
	⑤ 歴史的景観、伝統、自然等の保全・活用を契機とした農山漁村活性化 (平成26(2014)年改訂までは④)				
				⑥ 持続的なビジネスとしての「農泊」によるインバウンド需要の取り込み	
	⑦ 鳥獣被害対策の推進 (平成28(2016)年改訂までは⑥)			⑦ 鳥獣被害対策とジビエ利活用の推進	
農業の生産基盤強化のための新たな政策展開					①～⑤ (略) ⑥ 農林水産業に新たに就業する者のすそ野の拡大と定着の促進 ⑦ 棚田を含む中山間地域の基盤整備と活性化 ⑧～⑪ (略) (「農業生産基盤強化プログラム」に位置づけられた施策)

※ 農林水産業・地域の活力創造本部決定

(注)平成30(2018)年6月改訂、平成30(2018)年11月改訂では上記項目に関する変更はなし

参考1

戦後の農村政策の変遷の全体像

	1945～1950年代 (S20～S34年度)	1960年代 (S35～S44年度)	1970年代 (S45～S54年度)	1980年代 (S55～H元年度)	1990年代 (H2～H11年度)	2000年代 (H12～H21年度)	2010年代～ (H22年度～)
	戦後復興期 (S20～29)	高度成長期 (S30～48) 都市の過密化、農村の過疎化	安定成長期 (S48～S60) 日本経済絶頂期 取り残された条件不利地域の過疎化の進行	バブル期 (S61～H3)	バブル崩壊後 (H5～現在) 経済減速下での東京一極集中の進行、人口減少社会に突入		
	●「もはや戦後ではない」(S31)	●第一次オイルショック (S48)	●ブラザ合意 (S60)	●バブル崩壊 (H3)			
農政のキーワード	●農民収奪 (S24) ●兼業化 (S32)	●三ちゃん農業 (S38) ●総兼業化 (S40) ●過疎 (S41) ●雇われ兼業 (S41) ●機械化貧乏 (S34) ●農政の曲がり角 (S35)	●中山間地域 (S51) ●体教学習 (S51) ●混住化 (S52) ●むらづくり (S55) ●一億総中流 (S60) ●限界集落 (H元) ●兼業の深化 (S55) ●集落営農 (H元)	●食料安全保障 (S60) ●都市農村交流 (S60) ●一億総中流 (S60) ●限界集落 (H元) ●兼業の深化 (S55) ●集落営農 (H元)	●IT・テレワーク (H5) ●循環型社会 (H3) ●棚田オーナー (H10) ●生物多様性 (H3) ●6次産業化 (H11) ●ソーシャルビジネス (H20) ●買い物難民 (H21)	●二地域居住 (H17) ●半農半X (H20) ●SDGs (H26) ●田園回帰 (H26) ●スマート農業 (H26)	
農政の基本方向		農政基本法 (S36)	食料・農業・農村基本法 (H11)				
主な施策	◎自作農創設特別措置法 (S21) ◎農業協同組合法 (S22) ◎土地改良法 (S24) ◎農地法 (S27) ◎農山漁村電気導入促進法 (S27)	◎農業者年金基金法 (S45) ◎農村地域工業導入促進法 (S46) ◎山村振興法 (S40)	◎特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 (H元) ◎農業経営基盤強化促進法 (H5) ◎特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 (H5) ◎農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律 (H6)	◎農山村活性化総合整備事業 (H2)	◎農山村活性化総合整備事業 (H2)	◎地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律 (H22) ◎農地中間管理事業の推進に関する法律 (H25) ◎農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (H26) ◎農山村振興法 (R元)	
国土計画	●新農山漁村建設総合対策 (S31) ●農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 (S40) ●農村基盤整備モデル事業 (S48) ●農業集落排水事業 (S58) ●地域農業基盤確立農業構造改善事業 (H6) ●中山間地域農林活性化総合整備事業 (H2)	●農山村振興法 (S40)	●農山村活性化総合整備事業 (H2)	●農山村活性化総合整備事業 (H2)	●農山村活性化総合整備事業 (H2)	●農山村活性化総合整備事業 (H2)	●農山村活性化総合整備事業 (H2)
過疎対策法	●第二次農業構造改善事業 (S44) ●新農業構造改善事業後期対策 (S58)	●第二次農業構造改善事業 (S44) ●新農業構造改善事業後期対策 (S58)	●第二次農業構造改善事業 (S44) ●新農業構造改善事業後期対策 (S58)	●第二次農業構造改善事業 (S44) ●新農業構造改善事業後期対策 (S58)	●第二次農業構造改善事業 (S44) ●新農業構造改善事業後期対策 (S58)	●第二次農業構造改善事業 (S44) ●新農業構造改善事業後期対策 (S58)	●第二次農業構造改善事業 (S44) ●新農業構造改善事業後期対策 (S58)
その他	●所得倍増計画 (S35) ●昭和の大合併 (S28～S36) ●農林省発足 (S20)	●日本列島改造論 (S47) ●環境庁発足 (S46) ●国土庁発足 (S49) ●農林省→農林水産省に改称 (S53)	●国際協調のための経済構造調整研究会報告書 (通称「前川レポート」) (S61) ●牛肉・オレンジ輸入自由化 (S63) ●ガット・ウルグアイ・ラウンド合意 (H5) ●第2次臨時行政調査会 (通称「土光臨調」) (S56) ●ふるさと創生事業 (S63)	●平成の大合併 (H11～H17) ●地方分権一括法 (H12) ●三位一体の改革 (H14) ●中央省庁再編 (H13)	●TPP協定発効 (H30) ●森林環境税創設 (H31) ●まち・ひと・しごと創生本部事務局発足 (H26)		

これまでの各過疎対策法の背景・考え方

法律名	過疎地域対策緊急措置法	過疎地域振興特別措置法	過疎地域活性化特別措置法	過疎地域自立促進特別措置法	(延長)
期間	昭和45年度～昭和54年度	昭和55年度～平成元年度	平成2年度～平成11年度	平成12年度～平成21年度	平成22年度～平成32年度
目的	・人口の過度の減少防止 ・地域社会の基盤を強化 ・住民福祉の向上 ・地域格差の是正	・過疎地域の振興 ・住民福祉の向上 ・雇用の増大 ・地域格差の是正	・過疎地域の活性化 ・住民福祉の向上 ・雇用の増大 ・地域格差の是正	・過疎地域の自立促進 ・住民福祉の向上 ・雇用の増大 ・地域格差の是正 ・美しく風格ある国土の形成	
背景	・新規学卒者を中心とした急激な都市への人口吸収 ・897市町村で10%以上、117市町村で20%以上、36村で30%以上減少	・住民の就業機会や医療の不足 ・若年層を中心とした人口流出による高齢化	・第2次オイルショックを克服した新たな東京一極集中 ・高齢化、産業面、公共施設整備面での遅れ等の「新たな過疎問題」の発生	・高齢化の進行・自然減の重みの増大 ・農林水産業の著しい停滞 ・集落存続危機 ・引き続き若年者の流出	・著しい高齢化の進行 ・身近な生活交通の不足 ・地域医療体制の弱体化 ・各地域の地域資源や創意工夫を活かす柔軟な支援確立の要望
考え方	・緊急の対策 ・生活環境におけるナショナルミニマムの確保 ・開発可能な地域に産業基盤等を整備 ・人口の過度の減少、地域社会の崩壊、市町村財政の破綻防止	・過去における人口減少に起因した地域社会の機能低下、生活水準、生活機能の改善 ・総合的かつ計画的の振興施策による住民福祉の向上、雇用の増大及び格差の是正	・「振興を図る」から「活性化を図る」へ ・地域の個性を活かして地域の主体性と創意工夫を基軸とした地域づくりを重視 ・公共施設の整備のみならず、民間活力も含む総合的な地域の発展を重視	・全国的視野に立った過疎地域の新しい価値、公益的機能 ・「活性化」から「自立促進」 ・個性を発揮して自立できる地域社会	・住民が将来にわたり安心・安全に暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、ソフト事業拡充
成果	・市町村道改良率9% → 22.7%、舗装率2.7% → 30.6% ・集会施設整備 80% ・昭和50年度における人口減少の鈍化(10%台 → 8%台)	・市町村道改良率22.7% → 39%、舗装率30.6% → 55.7%	・交通通信体系の整備のための経費ウエイトが下がり、産業振興、高齢者等の保健福祉、生活環境の整備のシェアが増加	・市町村道改良率54.2%、舗装率70.5% ・生活安定と福祉向上 ・個性ある地域形成(観光入込客数の増加)	

資料：総務省地域力創造グループ過疎対策室「過疎対策の現状と課題」（平成29年7月18日）

	全国総合開発計画 (一全総)	新全国総合開発 計画(新全総)	第三次全国総合 開発計画(三全総)	第四次全国総合 開発計画(四全総)	21世紀の国土の グランドデザイン	国土形成計画 (全国計画)	新国土形成計画 (全国計画)
議 決	昭和37年10月5日 (1962年)	昭和44年5月30日 (1969年)	昭和52年11月4日 (1977年)	昭和62年6月30日 (1987年)	平成10年3月31日 (1998年)	平成20年7月4日 (2008年)	平成27年8月14日 (2015年)
総 理 大 臣	池田 勇人	佐藤 栄作	福田 赳夫	中曽根 康弘	橋本 龍太郎	福田 康夫	安倍 晋三
背 景	1 高度成長経済への 移行 2 過大都市問題、所 得格差の拡大 3 所得倍増計画(太平 洋ベルト地帯構想)	1 高度成長経済 2 人口、産業の大都 市集中 3 情報化、国際化、 技術革新の進展	1 安定成長経済 2 人口、産業の地方 分散の兆し 3 国土資源、エネル ギー等の有限性の 顕在化	1 人口、諸機能の東京 一極集中 2 産業構造の急速な変 化等により、地方圏で の雇用問題の深刻化 3 本格的国際化の進展	1 地球時代(地球環境問 題、大競争、アジア諸国 との交流) 2 人口減少・高齢化時代 3 高度情報化時代	1 経済社会情勢の大転 換(人口減少・高齢化、 グローバル化、情報通 信技術の発達) 2 国民の価値観の変化・ 多様化 3 国土をめぐる状況(一 極一軸型国土構造等)	1 国土を取り巻く時代の 潮流と課題(急激な人口 減少・少子化、異次元の高 齢化、巨大災害の切迫、イン フラの老朽化等) 2 国民の価値観の変化 (「田園回帰」の意識の高ま り等) 3 国土空間の変化 (低・未利用地、空き家 の増加等)
目 標 年 次	昭和45年	昭和60年	昭和52年から 概ね10年間	概ね平成12年 (2000年)	平成22年から27年 (2010-2015年)	平成20年から 概ね10年間	平成27年から 概ね10年間
基 本 目 標	地域間の均衡ある発 展	豊かな環境の創造	人間居住の総合的 環境の整備	多極分散型国土の 構築	多軸型国土構造形成の 基礎づくり	多様な広域ブロックが自立 的に発展する国土を構築、 美しく、暮らしやすい国土 の形成	対流促進型国土 の形成
開 発 方 式 等	<u>拠点開発方式</u> 目標達成のため工業 の分散を図ることが必 要であり、東京等の既 成大集積と関連させ つつ開発拠点を配置 し、交通通信施設によ りこれを有機的に連絡 させ相互に影響させ ると同時に、周辺地域 の特性を生かしなが ら連鎖反動的に開発 をすすめる、地域間の 均衡ある発展を実現 する。	<u>大規模開発 プロジェクト構想</u> 新幹線、高速道路等 のネットワークを整 備し、大規模プロジ ェクトを推進すること により、国土利用の 偏在を是正し、過密 過疎、地域格差を解 消する。	<u>定住構想</u> 大都市への人口と産 業の集中を抑制する 一方、地方を振興し、 過密過疎問題に対処 しながら、全国土の 利用の均衡を図りつ つ人間居住の総合的 環境の形成を図る。	<u>交流ネットワーク 構想</u> 多極分散型国土を構築 するため、 ①地域の特性を生かし つつ、創意と工夫によ り地域整備を推進 ②基幹的交通、情報・通 信体系の整備を国自 らあるいは国の先導的 な指針に基づき全国に わたって推進 ③多様な交流の機会を 国、地方、民間諸団体 の連携により形成	<u>参加と連携</u> 一多様な主体の参加と地 域連携による国土づくり 一 (4つの戦略) 1 多自然居住地域(小都 市、農山漁村、中山間 地域等)の創造 2 大都市のリノベーション (大都市空間の修復、更 新、有効活用) 3 地域連携軸(軸状に連 なる地域連携のまとめ り)の展開 4 広域国際交流圏(世界 的な交流機能を有する 圏域の形成)	(5つの戦略的目標) 1 東アジアとの交流・連 携 2 持続可能な地域の形成 3 災害に強いしなやかな 国土の形成 4 美しい国土の管理と継 承 5 「新たな公」を基軸とす る地域づくり	<u>重層的かつ強靱な 「コンバクト +ネットワーク」</u> (具体的な方向性) 1 ローカルに輝き、グロー バルに羽ばたく国土(個 性ある地方の創生等) 2 安全・安心と経済成長 を支える国土の管理と 国土基盤 3 国土づくりを支える参画 と連携(担い手の育成、 共助社会づくり)

資料：国土交通省「国土形成計画について～「対流促進型国土」の形成～」(令和元年10月9日)

地域づくり人材の育成の仕組み等の方向性

令和 2 年10月13日

農村振興局



育成すべき人材像（地方自治体職員等）

- 地域への「目配り」をする地方自治体職員の減少や体制の脆弱化等の課題に対応し、地域（集落あるいはそれ以上の範囲）の将来像及びそこで暮らす人々の希望の共有・実現に向けて、
- ① 地域の人々の内発性を引き出す環境づくりや、地域の人々への動機づけを行い、
 - ② 地域の状況（地域の歴史、地域資源、地域内外の関係者の意向や状況など）を把握し、ともに活動を進めていくべき地域の範囲を設定の上、
 - ③ ワークショップ等により、地域における実践計画を作成し、
 - ④ 継続的な実践活動への移行に向けて地域に寄り添い、地域をサポートする
- といったプロセスを、地域の人々の思いや実情に応じて組み立てながら、地域の人々が自発的に、考え、気づき、行動できるよう、地域への愛着と共感を持って、継続的に活動を後押ししていける人材。

- 農村地域及びそこで暮らす人々は、それぞれ個性を有しており、地域づくりに定型的な「解答」はないので、①～④のプロセスを機械的に組み立てるのではなく、地域に合った「解法」を模索していける人材が求められる。

- 主に地方自治体の職員※等を想定
(職員減少や体制の脆弱化等の課題を特に市町村が抱えていることにも留意)

※ 地方自治体の職員として、農林水産、社会教育、福祉、企画等の部局の職員、地域担当職員、農林水産普及指導員（都道府県）、農業委員・農地利用最適化推進委員（市町村）等を想定

研修の方向性 ①

(1) 研修の実施に向けた考え方

- 農村地域及びそこで暮らす人々は、それぞれ個性を有しており、地域づくりに定型的な「解答」はないので、地域に合った「解法」を模索していける人材が求められる。
- このため、農林水産省は、型にはまった画一的な方法ではなく、地域の人々の思いや実情に応じて地域づくりのプロセスを組み立てていく人材の育成を主眼とする研修を実施する。
- 研修の実施に当たっては、地方自治体の職員(職員減少や体制の脆弱化等の課題を特に市町村が抱えていることにも留意)を対象に、現場でのOJT等を重視する。
- また、研修の一部にはオンライン講座を導入し、地方自治体の職員でなくても受講できることとすることにより、地域づくり人材の裾野を広げていく。
(さらに、地方自治体の職員以外の地域づくりに意欲がある者が受講を希望すれば、これ以外の講座についても受講可とする)
- 人材の資質を担保するために認定制度を措置することはしないこととするが、研修の履修証明(「修了証」)等により、研修修了生であることを示すなど、研修修了後の地域づくり活動に取り組みやすい環境を醸成していく。
- このほか、研修及び研修修了生の活動を後押しするための国の支援方策について、検討する。

研修の方向性 ②

(2) 今後の進め方

- 具体的なカリキュラム、教材など、本検討会以外の有識者も含め意見聴取を行いながら制度の詳細設計を進める。
- 地域づくり人材や研修の愛称についても、検討する。
(例：全国の農村に消えない火を点すプランナーという意味で、「農村着火型プランナー」「農村着火型プランナー養成塾」)
- 検討結果を本検討会に報告した上で、令和3年度から研修を開始する予定。

(3) 将来的な構想

- 地域づくりは、地域の人々の思いや実情に応じて行われるべきものであることから、研修内容を地方ごとの実情を踏まえてカスタマイズし、都道府県等の単位でも研修を実施していくことが望ましい。
- このため、将来的には、都道府県、大学等との連携も含め、研修の実施主体の裾野が広がることを目指していくこととし、国は、その実現のために必要な支援方策を継続的に検討していく。

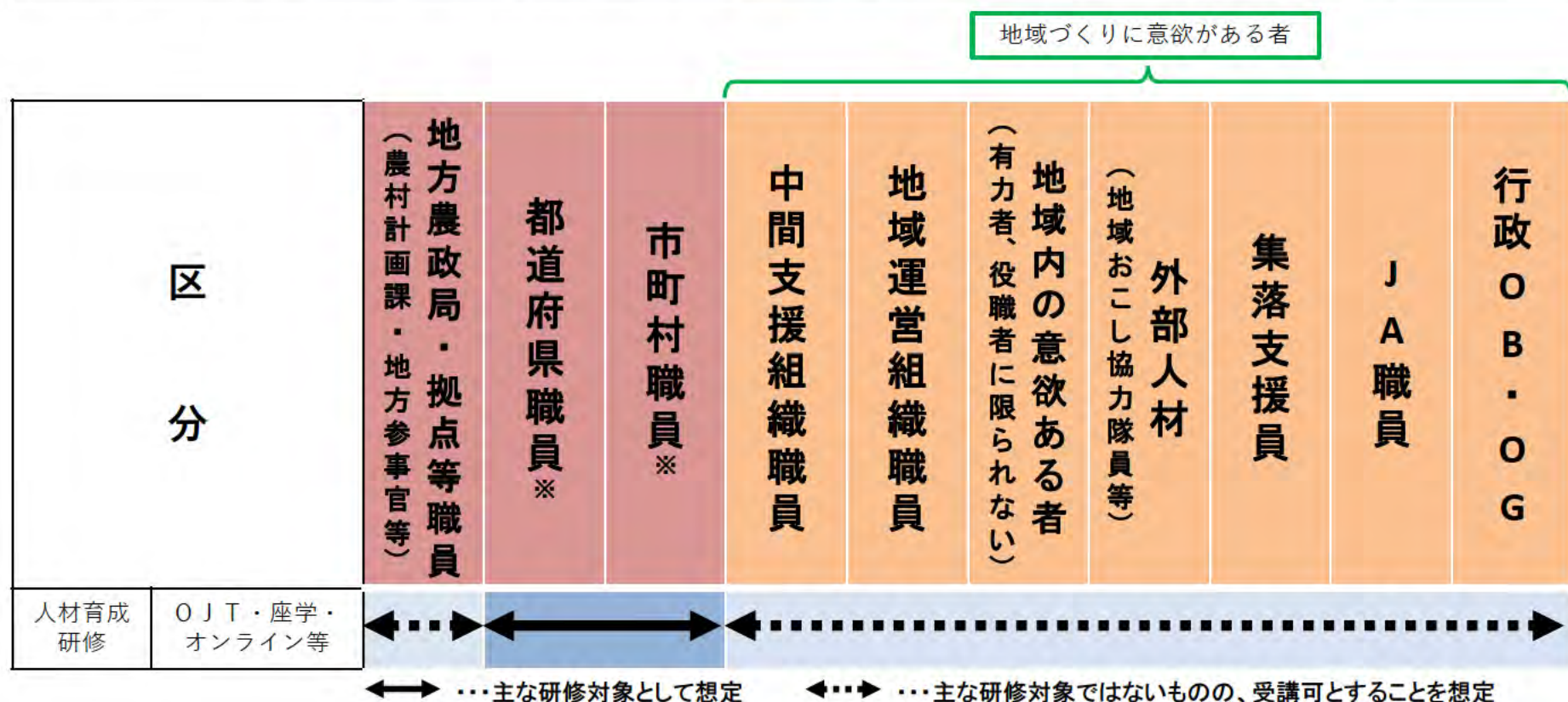
ネットワークの構築を通じた地域づくり活動の後押し

- 研修修了生(地域づくり人材)、講師陣をつなぐネットワークを構築し、全国各地の人材同士で悩みや情報を共有し、支え合いながら活動できる環境を整備する。研修修了生が中心となって、地域単位で各プレイヤーをつなぐネットワークを構築していくことにも期待。
- 地方農政局・拠点職員を中心に、農林水産省もネットワークに参画することにより、地域づくりを後押しする情報提供や相談対応を行いつつ、現場の実態を把握する機能を強化する。
- 農林水産省が中心となってネットワーク内外から把握した「現場の声」は、関係機関(他府省)とも共有しつつ、具体的な政策立案に反映させる。



(参考) 研修の対象者

- 研修の実施に当たっては、地方自治体の職員※（職員減少や体制の脆弱化等の課題を特に市町村が抱えていることにも留意）を対象に、現場でのOJT等を重視する。
- また、研修の一部にはオンライン講座を導入を導入し、地方自治体の職員でなくても受講できることとすることにより、地域づくり人材の裾野を広げていく。
（さらに、地方自治体の職員以外の地域づくりに意欲がある者が受講を希望すれば、これ以外の講座についても受講可とする）



※ 地方自治体の職員として、農林水産、社会教育、福祉、企画等の部局の職員、地域担当職員、農林水産普及指導員（都道府県）、農業委員・農地利用最適化推進委員（市町村）等を想定

地域づくり人材の育成の仕組み等の方向性（概要）

- 近年、地域への「目配り」をする地方自治体職員の減少や体制の脆弱化等の課題が顕在化。
- このため、農林水産省は、地域の人々の思いや実情に応じて①～④のようなプロセスを組み立てていく地域づくり人材の育成を主眼とする研修を実施（令和3年度から実施予定）。
- 農村地域及びそこで暮らす人々は、それぞれ個性を有しており、地域づくりに定型的な「解答」はないので、地域に合った「解法」を模索していける人材が求められる。
- また、全国各地の研修修了生が悩みや情報を共有し、支え合いながら活動できる環境を整備するためのネットワークを構築。
- ※ 地域づくり人材や研修の愛称についても検討。
（例：「農村着火型プランナー」「農村着火型プランナー養成塾」）

- ① 地域の内発性を引き出す環境づくり、動機づけ
- ② 地域の状況把握・地域の範囲の設定
- ③ 地域の実践計画づくり
- ④ 継続的な実践活動への移行に向けての寄り添い



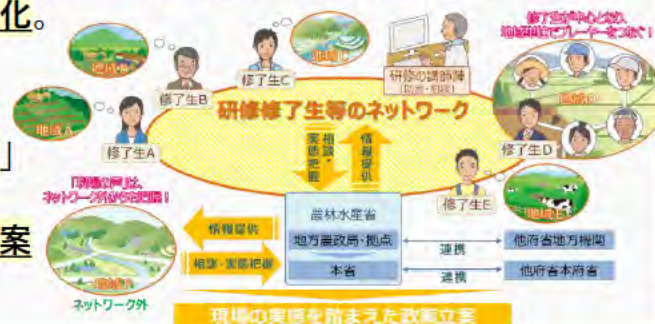
写真：農山漁村ナビHP（農林水産省）より

地域づくり人材の育成研修

- 地方自治体の職員※を対象として、現場でのOJT等を重視した研修を実施。
- ※ 職員減少や体制の脆弱化等の課題を特に市町村が抱えていることにも留意
- 研修の一部にはオンライン講座を導入し、地方自治体の職員でなくても受講できることとすることにより、地域づくり人材の裾野を拡大。
- ※ 地方自治体の職員以外の地域づくりに意欲がある者が受講を希望すれば、これ以外の講座についても受講可とする
- 研修及び研修修了生の活動を後押しするための国の支援方策について、検討。

研修修了生等のネットワーク

- 研修修了生、講師陣をつなぐネットワークを構築。
- 出先機関職員を中心に、農林水産省もネットワークに参画することにより、地域づくりを後押しする情報提供や相談対応を行いつつ、現場の実態把握機能を強化。
- 農林水産省が中心となってネットワーク内外から把握した「現場の声」を、関係府省とも共有しつつ、具体的な政策立案に反映。



将来的な構想

- 都道府県、大学等との連携も含め、研修の実施主体の裾野が広がることを目指す。

これまでの検討会における 地域づくり人材の育成に関する主な御意見 及び対応方向

令和2年10月13日
農村振興局



目 次

A. 人材育成の方向性	1
B. 地域づくりのプロセス（研修のカリキュラムにおける各論的講座の内容に取り入れていくことを想定）	9
C. 研修方法	13
D. 地域づくり人材（コーディネーター）の資質を担保する方法（認定制度）	18
E. 地域づくり人材（コーディネーター）はどのような立場の人がふさわしいか	19
F. 国の関わり方	22
G. その他	26

A. 人材育成の方向性		
事 項	御意見	対応方向
(1) 解法の重要性	○<u>農村政策の在り方としても、解答ではなく解法が重要。定型的な解がない問題を解いていく場合の共通の思考の手順が大事だと思っている。まず、「問題が何であるか」の構図の理解が準備となり、次に、短期的な対処も講じつつ、中長期的な戦略も立てるという時系列的に問題を整理する。さらに、関係している空間を把握する。こういった観点で問題の構図を認識し、実際の解を導き出すことをケーススタディとして学んでもらう</u>(生源寺教授・第3回発表)。 ○国境・時空を越えて、あるいは時代を超えて、人間の社会を動かしてきた共通項がある。基本的な解法、解き方はそこに立ち返って考えればある。<u>地域についての歴史を振り返ることが、次の問題を解決する場合のベースになる</u>(生源寺教授・第3回)。 ○これまで、こういう時はこうした方がよいという知識である「Knowing-What」がよく使われてきた。内発性と持続性を確保するためには、<u>その知識をどのように使っていくかという知識である「Knowing-How」や、何のためにやっていくのかを考える知識である「Knowing-Why」が重要</u>(平井委員・第2回発表)。 ○人材育成というよりも、<u>地域の発展プロセスに人材がどう関わるかが大事</u>(小田切座長・第2回)。 ○町村会としては研修に賛成。<u>地域ごとに解法を模索していける人材を求め、地域のコーディネーターの育成に主眼を置いており、大変期待している</u>(羽田委員・第4回)。 ○地域にとって、計画づくりを行うプランナーが必要なのか、計画を実践に移すプロデューサーが必要なのかなどを判断するためにも、<u>地域運営を理解する研修が必要</u>(若菜委員・第4回)。	・農村地域及びそこで暮らす人々は、それぞれ個性を有しており、地域づくりに定型的な「解答」はなく、地域の実情に応じて、地域に合った「解法」を模索していく人材が求められる。 ・このため、農林水産省は、型にはまった画一的な方法によるのではなく、地域の人々の思いや実情に応じて地域づくりのプロセスを組み立てながら、継続的に活動を後押ししていける人材の育成を主眼とする研修を実施する。 ・研修の詳細設計に当たっては、いただいた御意見等も踏まえ、現場でのOJT等も重視しつつ、検討を行う。

(2) 人材の類型	○人材には、①「課題発見・伝達・解法」実践型人材（地域の課題及び課題解決の道筋を明らかにする人材）、と②「対話・連携・状況判断」実践型人材（すべきことが分かっているにもかかわらず課題を打破する人材）の2タイプがあり、両方が大事。一人が両方を兼ねてもそれぞれのタイプが組合せでやってもよい。①の人材はOff-JT型、②の人材はOJT型の育成方法に軸足を置くとよいのではないか（嶋田委員・第4回発表）。	・研修の詳細設計に当たっては、いただいた御意見等も踏まえ、2つのタイプの両方の視点がバランスよく学べる研修となるよう、検討を行う。
(3) 個性の尊重	○一つの頑張っている事例を取り上げて横展開すると、地域は同質化してしまう。地域には、多様な人がいて、多様な形で活動し、暮らしているのが通常の姿だと頭に入れておく必要がある（前神委員・第2回発表）。 ○「こんな人材をつくる」というより「この人の存在を活かす」という視点で考えた方がよい。強いリーダーを育成して「俺についてこい」という時代ではなく、地域で活動する人々を活かしつつサポートする人材が重要ではないか（前神委員・第3回）。 ○みんなが頑張って初めて成立する組織モデルは、誰かが欠けたり誰かの力が弱くなると維持できず、世代交代できない。100%、120%力が発揮できる存在ではなくても、周りのみんなの力を引き出す存在が大事であり、能力がそろわない多様な人たちが一緒に頑張って地域づくりをしていく方が世代交代につながる（平井委員・第2回発表）。 ○生源寺先生の「農村には個性がある」という言葉が農村政策を考える上で大事だと思った。地域づくりを担う人材が自分を個として理解することで、他との比較ができ、他者との付き合いを進めていける。農村で暮らす人たちやコーディネーターにも個性を求めた方がよいのではないか（指出委員・第3回）。 ○スキルという言葉の語感と人材育成のオーダーメイド感がかみ合わない。集落支援員などは、求められるスキルも合致しそうだが、地域おこし協力隊などは、地域に入ったあとのやりたいことは様々。そのやりたいことを実現するためにどうするか、ここをスキルというと、かみ合わない可能性。別の表現、内容、コンテンツを考えた方がいい（図司委員・第3回）。	・研修の詳細設計に当たっては、いただいた御意見等も踏まえ、地域の人々の個性を尊重した地域づくり人材を育成できるよう、検討を行う。

(4) 地域への愛着及び寄り添い	○コーディネーターに一番重要なスキルは、自身がその地域を好きになる力。プロセスを学べばよい、ではなく、集落点検などをする中で「この地域すごいな」「役に立ちたいな」など、<u>愛着と共感力を高めていくことが大事</u>（若菜委員・第4回）。 ○商品化、事業化を進めていく段階で、<u>実践者の気持ちや、やりやすさを酌んで寄り添っていくことが重要</u>（平井委員・第4回）。 ○「地域の人々への動機づけや、地域の内発性を促す」という表現は、少々矛盾している。<u>地域の人たちに共感する、話に耳を傾けるといったところから、気持ちを引き出して、底上げしていくというスタンスがもう少し明確になるとよい</u>（平井委員・第4回）。 ○地方組織が地域の要望を聞いて課題解決に向けてフォローする流れ以上に、<u>地域のこうしたという思いに寄り添っていく方向の方がよい</u>（平井委員・第4回）。 ○地域に丁寧に寄り添って一緒に作っていく、<u>寄り添い型の実践コーディネーターが必要</u>（若菜委員・第4回）。 ○コーディネーターは例えば「この人になら何でも話したくなる」、「この人と一緒なら自分もできそう」と思われるような人材である、というような整理ができると、どのようなプロセスを学んだ方がよいかが見えてくると思う。<u>人材像の入口は柔らかい方がよいと思う</u>（指出委員・第4回）。 ○農山村や農村地域を地元の人が面白いがる視点から未来への課題の解決が出てくると考えているので、コーディネーター役の方は、<u>農山村を面白いがるという視点を地域の皆さんと創れるとよい</u>（指出委員・第4回）。 ○コミュニティマネジメント（マネジメントは管理ではなく「どうにかしてする、うまくする、都合をつける」の意味合いの方）の視点からすれば、地域づくり人材は「農山村マネージャー」とでもいうべきコミュニティマネージャーだとよい（指出委員・第4回）。 ○コーディネーターやプロデューサーが「やらされ感」で活動していると、地域の現場には何も響かない。<u>自らが活動を楽しんでいる人や、モチベートされている人には、周りの人もついてくる</u>（谷中委員・第4回）。	・研修の詳細設計に当たっては、いただいた御意見等も踏まえ、地域への愛着と共感を持って、地域に寄り添い、地域をサポートし、活動を後押ししていける地域づくり人材を育成できるよう、検討を行う。
-------------------------	--	--

(5) 価値創造型の地域づくり	○課題解決型の視点も大事だが、一方で<u>純粹に「楽しいから、やる」「やりたいから、やる」という価値創造型で地域の活動を行っている人がいて、その活動が結果的に地域の課題を解決しているという実情にも着目することが大事</u>（谷中委員・第1回）。 ○危機感から問題解決型で活動を始めるケースもあるが、「ワクワクするからやる」「やりたいからやる」という<u>価値創造型で取り組んでいるケースでは活動が持続しやすいことにも注目するとよい</u>。ワクワクから始められた活動を地域の課題解決に“つなげて”あげる役割を担う人がいると効果的で、<u>活動の「Why」「What」「How」などの文脈をつなぐ演出家兼脚本家のような存在が、地域の取組を前進させるポテンシャルを持つと感じる</u>（谷中委員・第2回）。 ○地域づくりの手段として交付金を封印しても生き残れるコーディネーター、プロデューサーというのは非常に強い。<u>価値を創って、それをターゲットにつなぐ、マーケティングの力が大事</u>（谷中委員・第4回）。 ○<u>要望把握、課題解決、集落診断は古い概念ではないか。解決策より理想をともに作っていくことが重要</u>（平井委員・第1回）。 ○持続的な地域づくりのためには、危機感と補助金をベースに動くよりも、<u>こうありたいという小さな理想を実現する成功体験の積み重ねから、手応えが連鎖して仲間ができていくことが大事</u>。そうすると自ずと状況に順応するかたちにもなる（平井委員・第2回発表）。 ○地域のビジョンの出口の一つに実需者とのマッチングがあり、<u>ビジョンの共有から始めていくことが重要</u>（平井委員・第4回）。 ○<u>地域のビジョンを共有し、希望があればつないでいくという、つなぎや後押しをしていくことが重要</u>（平井委員・第4回）。 ○地域づくりや人材育成をする際に大事なことは、「<u>地域のためにやらされる</u>」のではなく「<u>自分のやりたいことが地域の役にも立つ</u>」という考え方を持つこと（前神委員・第1回）。	・研修の詳細設計に当たっては、いただいた御意見等も踏まえ、地域の将来像及びそこで暮らす人々の希望の共有・実現に向けて、価値創造型の地域づくりが求められる背景や、こうした考え方に沿った実践計画を作成し、継続的な実践活動への移行に向けて地域に寄り添い、地域をサポートしていくためのプロセスなどが学べる研修となるよう、検討を行う。
------------------------	---	---

(5) 価値創造型の地域づくり (続き)	○人材育成で一番大事なのは、<u>関わる人が創発とイノベーションを起こしていく状況をどのように作っていくか</u>（前神委員・第2回発表）。 ○課題の解決を急ぐと、表面的に進めてしまい、本質的なものに向き合っていないことがあるので、<u>許容と包摂する寛容さのあるゆるさと、まだ言葉にもなっていないふわっと見えることを探索的に考え、価値創造することができるゆるくてふわっとした時間を持つことが大事</u>（前神委員・第2回発表）。 ○危機感では人は動かず、不安で固まってしまう（前神委員・第2回発表）。 ○課題に引っ張られて、こうしなければというよりも、こうなっていきたいと思うように、<u>物語を作っていける思考の人が増えた方が良い</u>（前神委員・第3回）。 ○主体形成に全く異論は無いが、<u>皆が「この先未来がない」という物語の中で動いているので、地域の方々と都市の人間とが一緒になって違う物語を描くような場を作ることが大切</u>（嶋田委員・第1回）。 ○「危機感か理想か」という二者択一ではなく、「希望」を持てるかどうかの方が大事ではないか。あるべき地域の将来像を実現する上で不足する業種の人材の数を把握した上で、藤山浩氏の「1%理論」のように、毎年何人確保すればよいかといった実数を把握する。それをもとにして、AIやマルチワーカーなど多様な手段でそれをどうカバーするかを地域で考える。そのように、<u>「これができれば地域を維持できる」と希望を持ちながら、着実に取り組んでいくあり方が大事</u>（嶋田委員・第2回）。 ○私の村づくりのモットーの一つは、農村は美しく。もう一つは、みんなで仲良く楽しく何かを始めること。<u>農村は、何もしないことが失敗。何かをやれば、何かが変わる</u>（三善行政専門委員・第4回発表）。	
---------------------------------	--	--

(6) 内発性を引き出す環境づくり	○自ら①<u>地域に関心を持ち、②参加したくなり、③地域を発見し、④理解し、⑤新しいことを生み出していくことを、段階的に行うことが大切。</u>ただし、行政がずっと面倒を見ることはできないので、<u>少しずつ住民側に力が配分されるように支援することが大事</u>（高橋課長・第2回発表）。 ○地域が動くために必要な力の割合は、<u>課題への気づきが5割、計画と実行が3割、展開が2割。</u>前二者の8割は地元が頑張るしかなく、<u>そのための後押しとなる支援が望まれる</u>（高橋課長・第2回発表）。 ○<u>目標や課題の設定を地域住民に分権することが内発性の条件</u>（平井委員・第2回発表）。 ○課題、資源、福祉、教育といった概念、潤い、にぎわいなど抽象語にまとめると責任を持つ当事者がいなくなる。<u>地域の人たちが自分事として自分たちのことを他の人に語れる言葉を組み合わせて引き出すのがファシリテーションの肝</u>（平井委員・第2回発表）。	・研修の詳細設計に当たっては、いただいた御意見等も踏まえ、地域の人々の内発性を引き出す環境づくりを行うための方法が学べる研修となるよう、検討を行う。
(7) 将来の不安の解消	○<u>地域の課題解決というが、課題と一言で片付けてよいか疑問を持っていて、地域の特徴、強み、弱みなどから生じる将来への不安をどう解消するか</u>に力を入れてきた（高橋課長・第2回発表）。	・研修の詳細設計に当たっては、いただいた御意見等も踏まえ、地域の特徴、強み、弱みなどを把握するとともに、住民の将来の不安をどう解消するかを考えるための方法が学べる研修となるよう、検討を行う。
(8) 参画支援及びつながりづくり	○<u>人材を個々の能力で育てるよりも、人々が組み合わせさっているいろんなことをやっている場を生み出す方が、広い意味での人材育成になるのではないか</u>（平井委員・第3回）。 ○<u>作られたネットワークの中では創発はなかなか生まれない。</u>自生したネットワークはアメンバーのように自在に形を変え、寄り添ったり相乗効果を生んでいくような働きをする。<u>ゆるやかなつながりは、今まで自分の知らなかった世界に出会うきっかけが生まれやすく、世界が広がる</u>（前神委員・第2回発表）。 ○人材を「こうしようああしよう」と躍起になって育成するのではなく、<u>誰もが参画でき、自然にそこで出会える場を作ることが大事</u>（前神委員・第2回）。	・研修の詳細設計に当たっては、いただいた御意見等も踏まえ、地域住民の誰もが参画しやすい環境づくりや、新たなつながりづくりといった視点が学べる研修となるよう、検討を行う。 ↓

(8) 参画支援及びつながりづくり (続き)	○本当はいろいろ力を持っているのに、地域にコミットするきっかけがなくて入れない人がたくさんいることを考えると、<u>地域共生社会という切り口から参加を支援するとか、地域づくりをするといったことは、農村ですごく価値がある</u>（前神委員・第3回）。 ○滋賀県東近江で、一石二鳥でなく一石N鳥の取組がある。指出委員がよく関係人口の「関わりしろ」と言っているが、<u>地域人材の関わりしろができていく仕組みの方が、人材の育成より、私は希望があると思う</u>（前神委員・第3回）。 ○高橋課長の「地域づくりプランナー」、平井委員の「のび太理論」、前神委員の「インターミディエーター」の通底しているところは全て同じ。<u>前に出過ぎず、場の空気を読んで言語化することで、人と人との対流を生み出すような性質が人材育成を広く考える上で重要</u>（指出委員・第2回）。 ○地域の一部の方だけの取組となり、盛り上がらないリスクもある。少なくとも<u>新しい取組に反対せず、地域が一体となって活動できるよう、責任を持って取り組む者が必要</u>。そういう人たちを農水省だけでなく他省庁も含めサポートする体制・支援が必要。また、<u>地方自治体職員が関わった方がよい</u>（森地方参事官・第4回発表）。	・また、研修修了生が中心となって、地域単位で各プレイヤーをつなぐネットワークを構築していくことにも期待。
(9) 地域づくりの視点	○<u>国際的な視点も大切</u>。農村空間の構造には国ごとに違いがあることなど、我々が当たり前と思っていることを自覚してもらうことを強調してきた（生源寺教授・第3回発表）。 ○二兎を追って二兎を得る。自然環境の保全、文化の伝承などの農業の多面的機能は、農業の生産性とは相反する面もある。<u>長期的な発想も持って高いレベルでバランスをとっていくことが重要</u>（生源寺教授・第3回発表）。 ○子供達が直接自分の地域に興味を持つという直線的な効果よりも、<u>違うところからU字型に入ってくるU字の効果の地域づくりや農村政策があると良いのではないか</u>（指出委員・第3回）。 ○<u>子どもを活動にどう巻き込んでいくかが一番大事</u>。子どもも一緒に参加することによって、<u>そこからリーダーが自然に育つ</u>（川井委員・第2回）。	・研修の詳細設計に当たっては、いただいた御意見等も踏まえ、国際的な視点、農業の生産性と多面的機能とのバランスを総合的に考える視点、長期的な効果を意識する視点等を学べる研修となるよう、検討を行う。

(9) 地域づくりの視点 (続き)	○国際交流事業の大きな目標として、<u>中高生を対象として学びと発信の手法を取り入れた教育と人材育成に取り組んでおり、町の将来の在り方に対し興味を持つ学生が出てくるなど、成果が出てきている</u>（羽田委員・第3回発表）。	
------------------------------	--	--

B. 地域づくりのプロセス（研修のカリキュラムにおける各論的講座の内容に取り入れていくことを想定）

事 項	御意見	対応方向
（１）地域への入り方	○地域に入っていく際には、ある程度の課題感を持った上で入ることが重要（若菜委員・第１回）。 ○市町村や県の職員が、自分たちはコーディネーター側で、地域が主体だからと遠慮して、壁を作って結局何も動かないことが多い（若菜委員・第２回）。 ○「こうするんですよ」と教えるだけでなく「あなたはこういう特技があるから、そこを活かしましょう」という人材育成でないと、現場ではなかなか認めてもらえないと思う。こうした点も、カリキュラムに入れていただきたい（若菜委員・第３回）。 ○人に地域へ戻ってもらうために地域コーディネーターがすべきことは、農村の良さをわかりやすく伝える、いわゆる“翻訳”だと考える（指出委員・第１回）。 ○地域の人に対し、何が困っていて、何をやればよいのか気づきを与えるとともに、話し合いを行うというきっかけづくりが大切（高橋課長・第２回発表）。 ○入口は「地域への動機づけ」ではなく、「地域の人が考えていることへの気付き」だと思う（前神委員・第４回）。 ○住民は、まず声を聞いて一緒に考えてほしいと思っている。そこに気付くまでがこの動機付けから実践計画づくりまでのプロセス（前神委員・第４回）。	・研修の詳細設計に当たっては、いただいた御意見等も踏まえ、現場でのOJT等も重視しつつ、検討を行う。
（２）過去の振り返り	○地域の歴史を振り返る時に、人の動き方とか、大変な時にどう乗り越えたのかといった経験知を形にしていくことが今につながるし、新しい取組にチャレンジするパワーの源にもなる（図司委員・第２回）。 ○地域のある瞬間の断面的な課題ではなく、地域が今までどのように動いてきたかを振り返ることが大切。地域の動きが始まったきっかけは、外部からの刺激であることが多い（高橋課長・第２回発表）。 ○いま起きている小さな変化に気づけることが大事であり、そのためには既存の常識で判断しないことが大事（前神委員・第２回発表）。	・研修の詳細設計に当たっては、いただいた御意見等も踏まえ、地域の状況（過去からの地域の歴史など）を把握し、ともに活動を進めていくべき地域の範囲を設定するための方法が学べる研修となるよう、検討を行う。

(3) 地域資源の把握や関係者診断	○20年くらい前から集落診断が行われてきたが、<u>次の世代の人達に向けては、どのような場を作っていくのがよいのか</u>検討会の中で考えてみることも重要(図司委員・第1回)。 ○地域の宝は何かといったこと以上に、<u>プレーヤーとして誰がいて、どこの仲が悪くて、どの人がリーダーシップあり過ぎて、というところを丁寧に聞く</u>地域診断が重要。その上で、ワークショップをするかどうかなど様々なプロセスの選択肢から提案するのが今自分に求められている仕事だと思う(若菜委員・第3回発表)。 ○地域にはいろいろなプレーヤーがおり、正しい配置というものはない。<u>地域に一番適した関係図を模索し、働きかける相手を考えることに気を遣っている</u>。また、<u>口の字になって事務局がしゃべるような方法ではなく、フラットな合意形成ができるような話し合い方をやってみせることが重要</u>(若菜委員・第3回発表)。 ○若菜委員の関係者診断は非常に重要。<u>この人はどんな立ち位置なのかということを知ることで、ボタンの掛け違いを防げる</u>。この人とこの人を組み合わせると前に進むというように農村をトレーディングカードのデッキを作るみたいに考えると、若い人達が入ってきやすいと思った(指出委員・第3回)。 ○地域の有力者だけでなく、地域の中で役職を持っていなくても何らかの役割を持っている嫁・婿などの「半よそ者」にも<u>目を配っていくことが大事</u>。「半よそ者」は、本当のよそ者、移住者、関係人口など地域につないでいくアダプターの役割を持っている(平井委員・第2回)。 ○「地域の実情に応じて地域づくりのプロセスを組み立てていく」という表現について、「実情」が地域の方たちの考えや思い、意欲を意味するのであればよいが、客観的に分析した実態把握の診断結果(「ここはこうすべきだ」)も「実情」と読まれかねないため<u>表現上の考慮が必要</u>(平井委員・第4回)。	・研修の詳細設計に当たっては、いただいた御意見等も踏まえ、地域の状況(地域の歴史、地域資源、地域内外の関係者の意向や状況など)を把握し、ともに活動を進めていくべき地域の範囲を設定するための方法が学べる研修となるよう、検討を行う。
--------------------------	---	---

(4) 地域づくりの単位の設定	○地域への支援では、行動計画を実践に移したときの持続性の観点から、話し合いを行う地域の括りを最初に診断している。一つの集落で駄目なら隣の集落を巻き込み、それでも駄目ならもう一つ広げるという発想。大字単位ではなく、<u>集落単位で診断をやらないと先が続かないことが分かってきた</u>。括りは行政が勝手に作れるものではなく、原案を作った段階で、<u>聞き取りをしながら、人間性や地形の問題などを加味し、整理している</u>（高橋課長・第2回発表）。 ○時代が変わり、通用しなくなった決まり事を自ら変えてきたことが日本の農村の強み。スマート農業が普及した現在では、集落とは違う範囲で議論するというのは当たり前ぐらいに考えた方がいい（生源寺教授・第3回発表）。 ○今までは自治会が集落の住民自治活動のメインだったが、<u>人口減少の影響もあり、自治会が弱体化し、集落の行事はものすごく削られている</u>（若菜委員・第3回発表）。 ○最近、<u>これから増える耕作放棄地に自治会単位では対応できない</u>という相談が特に増えている。こうした中で、<u>自治会より大きな小学校区単位（2～5千戸）で住民自治を補完することに取り組んでいる</u>（若菜委員・第3回発表）。 ○自治会は基本的に平等に作業分担するものだが、その仕組みをやめ、<u>やれる人はやりたいことをやるように変えていくための合意形成のサポート</u>を仕事としている（若菜委員・第3回発表）。	・研修の詳細設計に当たっては、いただいた御意見等も踏まえ、地域の状況（地域の歴史、地域資源、地域内外の関係者の意向や状況など）を把握し、ともに活動を進めていくべき地域の範囲を設定するための方法が学べる研修となるよう、検討を行う。
(5) 行動計画書	○地域への支援の中で、何のために誰がいつ何をするかを記載した地域の<u>行動計画書を必ず作る</u>こととしており、<u>5年ごとに見直し、住民がその都度確認できる仕掛け</u>にしている（高橋課長・第2回発表）。	・研修の詳細設計に当たっては、いただいた御意見等も踏まえ、ワークショップ等により、地域における実践計画を作成し、継続的かつ内発的な実践活動へ移行させていくための方法が学べる研修となるよう、検討を行う。

(6) その他 研修内容	○人材育成における研修・認定のカリキュラムについて、私自身は賛成している。<u>JAの空き店舗とか小学校などを拠点として、育成された人材が活躍できるようになると良い。また、地域の暮らし、農業、防災、鳥獣害など幅広い内容がカリキュラムに入ってくるのが大事</u>（川井委員・第3回）。 ○表彰の審査委員はケーススタディーもでき、すごく良い場である。農林水産省や県の職員と現場を回るので、ネットワークも自然にできる。<u>審査委員に研修修了者を積極的に入れていくようなシステムを考えられないか</u>（若菜委員・第4回）。	・研修の詳細設計に当たっては、いただいた御意見等も踏まえ、検討を行う。
(7) 活動に 当たったの フォロー	○地域づくりの活動を始めたら支援が終わるのではなく、<u>継続的に支援していくべき</u>（川井委員・第2回）。 ○人材育成の方向性について、動機づけから実践計画づくりまでは割とできるので、<u>専門的知識が必要な「実践活動への移行」に、もっと力点を置いてもよいのではないか</u>（若菜委員・第4回）。 ○住民たちは、自分たちの考えていることがそのままできるのか、という気持ちがあると思う。全国地域づくり人財塾でも、<u>自走した後に相談を受けることが多い</u>（前神委員・第4回）。	・研修の詳細設計に当たっては、地域における実践計画作成後に、継続的な実践活動への移行に向けて地域に寄り添い、地域をサポートするための方法が学べる研修となるよう、検討を行う。 ・計画を作って終わりではなく、継続的な取組へと移行させていくという趣旨が端的に伝わるよう、地域づくり人材や研修の愛称についても、検討する。

C. 研修方法		
事 項	御意見	対応方向
(1) 総論	○<u>研修のワクワク感を出せるか、何かが生み出されていく偶発性をどう仕組むか、主体性を引き出す仕掛けをどう設計するかを考えていくことが必要</u>（嶋田委員・第4回発表）。 ○研修は、<u>解法系の話と関係性のマネジメント</u>の二つに大きく二つ分かれ、また、<u>オンラインでできるものとそうでないものという分け方もある</u>（嶋田委員・第4回）。 ○リーダー塾でオンラインとオフラインを組み合わせた研修プログラムを試行する中で、それぞれの利点の組合せが見えてきた。<u>講義の形式は、双方向の要素を持つオンライン形式と、現場に直接出向き、OJTで実践的に学ぶようなメリハリが利かせられるとよい</u>（岡司委員・第4回）。	・研修の詳細設計に当たっては、いただいた御意見等も踏まえ、検討を行う。
(2) 現場での研修	○<u>トレーニングには、座学だけではなくOJTもあって、どこでOJTをやってきたのかで評価されることもある。人材育成ではOJTを大事にしないといけない。OJTの場で何かを学んでくれば、視察以上の踏み込みがある</u>（平井委員・第3回）。 ○ワークショップよりも、関係者の診断のプロセスが大事だと気づいていく過程が大事なのであって、最初から関係者の診断が大事という解を教えると、ミスリーディングになる。<u>試行錯誤を重ねていくことを尊重できる場や人材が大事なのではないか</u>（平井委員・第3回）。 ○嶋田委員が言う対話型の人材を育成していく上では、<u>試行錯誤を重ねていく場が重要ではないか</u>（平井委員・第4回）。 ○山形県の人材育成の取組や長野県飯田市の公民館主事への配置を通じた地域人材育成の取組に、<u>他の自治体から派遣し、「暗黙知」を現場で学んでもらうような仕掛けがあり得るのではないか</u>。農村部の自治体からだけでなく、都市部の自治体からも学びに行つてよい。<u>現場に行くことによって、コミュニケーションや調整能力を学ぶ機会になるし、関係人口にもつながる</u>（嶋田委員・第2回）。 ○三善さんのような人材を育成していくためには、<u>現場で暗黙知を学びながらいろいろやっていくことが重要</u>（嶋田委員・第4回）。	・研修の詳細設計に当たっては、いただいた御意見等も踏まえ、現場でのOJT等を重視して、検討を行う。

(2) 現場での研修 (続き)	○通いの公務員が増えており、地元の話がかみ合わないケースも出てきている。<u>自分の勤めている自治体の足下をしっかりと見る機会も必要。住んでいる地域なり、関わっている地域をよくするためには、方法論の多様性という部分に気付ける場というのも、人材育成に求められているのではないか</u> (図司委員・第3回)。	
(3) オンライン研修	○この先の新しい人材育成を考えた時、<u>オンラインを活用することで、より広がる部分などについて議論できないか</u> (谷中委員・第3回)。 ○行政職員が研修で学び、地域の方に地域づくりのきっかけを教え、その先によりよく住民がいる、というように<u>研修受講者と住民の間が何階層あるかでコンテンツも変わってくるし、教え方も変わってくる。オンラインを活用できることとリアルでやるべきこととのバランスも変わってくる</u> (谷中委員・第3回)。 ○オンラインでも済ませられる部分は、多くの方が受講できるので良いと思うが、<u>伝導率を高めるためにはコンテンツの見せ方が非常に重要</u> (谷中委員・第3回)。 ○オンラインの受講、リアルな現場の体験だけでなく、中間のテクノロジーを使っていくことも考えられる時代になっている。<u>新しい農村政策にはテクノロジーをうまく使うことも非常に価値があると思う</u> (谷中委員・第3回)。 ○オンラインによる人事育成において、<u>事前収録のオンデマンド方式とライブ方式では特徴が異なるため、目的や狙いによつて的確な手段を選択する必要がある</u> (谷中委員・第4回)。 ○オンラインにすることで、農村での人材育成に対する若い人のコミットの確率が上がるのではないかと。<u>これはオンラインのメリットではないか</u> (指出委員・第3回)。 ○オンラインとオフラインをいかに混合してやっていくかが今後の課題 (嶋田委員・第3回)。 ○オンラインといっても、パブリックビューイングで行うパターンと一人一人が受講するパターンとで異なる。<u>オンラインだと、年配の方が受講できない場合もあるので、パブリックビューイングで世代間の交流が図れると考える</u> (嶋田委員・第3回)。	・研修の詳細設計に当たっては、いただいた御意見等も踏まえ、研修の一部にオンライン講座を導入し、地域づくりに意欲がある者が、有益な考え方や手法を学べる講座を受講できることとすることにより、地域づくり人材の裾野を広げていけるよう、検討を行う。

(3) オンライン研修 (続き)	○オンライン研修でレポート等を課す場合、 <u>講師側のマンパワーの拡大が不可欠であり、地方大学との連携等も考える必要性が出てくるのではないか。また、効果が薄まらないように、受講生の単位、数を考えていくことも必要</u> （嶋田委員・第4回発表）。	
(4) 少人数での研修	○大人数でやると拡散してしまうので、10数人程度の <u>少人数でやるようなことを併せて考えていくことが大事</u> （嶋田委員・第3回）。	・研修の詳細設計に当たっては、いただいた御意見等も踏まえ、現場での少人数のOJT等を重視した研修となるよう、検討を行う。
(5) 研修参加者への配慮	○（地域農政未来塾について） <u>町村の農政担当職員は少数であるのが普通であり、長期間役場を空けるのが難しい場合がほとんどのため、月に1回の短期集中型でやってきた</u> （生源寺教授・第3回発表）。 ○ <u>研修に出たくても手を挙げにくい人のための言い訳を作ってあげることが必要</u> 。「人材育成宣言」を提案したのは、そういう方々のためでもある（嶋田委員・第4回）。	・研修の詳細設計に当たっては、いただいた御意見等も踏まえ、検討を行う。
(6) 研修生同士の交流	○都会と地方の <u>遠隔自治体間連携</u> という取組を始めていて、連携の先にはお互いの希望があると感じている（前神委員・第2回）。 ○研修修了生が活動する場としていろいろな仕組みがあるが、リーダー塾の修了者研修会のように、 <u>修了者が年一回でも一堂に会する場</u> があると、忘れかけていた気持ちがよみがえったりするので、そういう場が1つあるとよいと思う（前神委員・第4回）。 ○ <u>集落支援員や地域おこし協力隊員は、経験豊富な自治体やJA職員と連携して育成するとよい</u> （川井委員・第1回）。 ○認定された人たちが今後活躍していくためにも、 <u>コミュニケーション・交流の場を持ち続け、人材のモチベーションを上げていくことも大事</u> （川井委員・第3回）。 ○ <u>ネットワークの構築は、地方農政局単位、全国単位の2段階の形がよい</u> のではないかと（嶋田委員・第4回発表）。 ○認定制度よりも、修了生ネットワークの方が生き生きするのではないかと（若菜委員・第3回）。	・いただいた御意見等も踏まえ、研修修了生、講師陣をつなぐネットワークを構築し、全国各地の人材同士で悩みや情報を共有し、支え合いながら活動できる環境を整備することとする。 ・研修修了生が中心となって、地域単位で各プレーヤーをつなぐネットワークを構築していくことにも期待。

(6) 研修生 同士の交流 (続き)	○研修を受けたからその人が活躍できるわけではなく、<u>ネットワーク、動ける環境づくりが重要</u> (若菜委員・第4回)。 ○町村ごとに農業や農村に個性がある中で、<u>塾生同士の交流、現地調査は、自分自身の町村の特色を再認識する機会につながっている。</u> (生源寺教授・第3回発表)。 ○全国地域リーダー養成塾のお手伝いをしているが、同じ立場の仲間と一緒に議論することが素敵なレポートを生んでいる。<u>レポートは、これを手掛かりに戻って頑張れるような通過点であり、通過点を共有する場づくりが人材育成の中に求められている</u> (図司委員・第3回)。 ○今の部長、課長世代は研修等により横のネットワークを持っているが、下の世代はそういう場が無くなっており、埋めなくてはいけないと感じている (図司委員・第3回)。 ○育った人たちが束になって我々講師を現場に呼ぶなどの動きが出てきており、<u>現場に近いところに学びの場が共有されていくことは重要</u> (図司委員・第3回)。 ○修了証を出し、仲間が切磋琢磨できるネットワークづくりにつないでいく方向もよい。<u>ネットワーク構築は型にはめすぎず、修了生のリクエストを踏まえ、必要に応じて本省が役割を担うくらいの構えがよいかもしれない</u> (図司委員・第4回)。 ○ネットワークは、いろいろな混じり合いの集合体の方がエネルギーが生まれるため、よいと思う。そういう意味で、<u>ネットワークが地方農政局単位、全国一本のいずれがよいのかは実験しながら考えていただきたい</u> (小田切座長・第4回)。	
(7) 表彰制度	○ネットワークを生かしていく上で、<u>発表会の場のような形で取組を共有していった、場合によっては表彰していくということ</u>を、各地方農政局単位でやった上で、更に全国でもやっていく形がいいと思う (嶋田委員・第4回)。 ○<u>全国横断型のゼミのような研修にすると、関わっている人が楽しいと思う。仲間がみんなで応援し合ったり、推している地域コーディネーターが表彰されたりするようなプラットフォームになると、横のつながりも生まれやすい</u> (谷中委員・第4回)。	・いただいた御意見等も踏まえ、表彰制度を活かして研修修了生の活動を後押しできるような仕組みについて、検討を行う。

(8) 研修の実施主体	○<u>社会教育や学校教育を含め、縦横無尽な人材育成について議論を深める必要がある</u>（小田切座長・第1回）。 ○<u>大学の在り方を考えている。地方大学の役割として、地域にどういう形で貢献できるかという話と、今日議論されている農村政策の中でのニーズというのは、かなり交わることができるのではないかと思います</u>（生源寺教授・第3回）。	・いただいた御意見等も踏まえ、地域づくり人材の育成について、地元大学との連携についても検討を行う。
(9) 詳細設計の進め方	○今後、カリキュラム、教材等を具体化する際は、<u>関係者への意見聴取を十分に行ってほしい</u>（羽田委員・第4回）。 ○<u>カリキュラムづくりにも地域のことが分かっているJAの職員等が関わった方がよい</u>（川井委員・第4回）。 ○<u>国の農政と現場のサポートのつなぎ役である地方農政局の知見を研修などに生かしたい</u>（図司委員・第4回）。	・研修の詳細設計に当たっては、いただいた御意見等も踏まえ、検討を行う。

D. 地域づくり人材（コーディネーター）の資質を担保する方法		
事 項	御意見	対応方向
認定制度の是非	○<u>地域づくりプランナーという認定制度を作っており、基礎的研修から現場での実践研修までの4段階の過程で徐々に選抜する仕掛けにしている。</u>現在 18 名のプランナーがいる（高橋課長・第2回発表）。 ○人材を認定するという仕組みについて、ずっとひっかかっている。他の人材育成の会議でも、認定しようとか称号を与えようという話が必ず出るが、「行政のやった感」にしか感じられない。<u>（認定された人は）行政が用意した箱の中でしか活躍していない人が多く、「なぜ、あの人が認定されたのか？」など、不協和音を生む例も多い</u>（前神委員・第3回）。 ○<u>認定も、対象が行政のみならあり得るが、地域に近い方を入れるなら違和感も出てくる</u>（谷中委員・第3回）。 ○<u>コストをかけずに話題性のある修了証を作れるとよい。</u>農水省のグラビア女子と写真が撮れるとか握手会ができるとか、くだらないものの方が結構必死になるのではないかと（谷中委員・第4回）。 ○<u>認定制度に関し、組織単位で考える必要があるのではないかと（嶋田委員・第3回）。</u> ○「解答」であれば標準化しやすいが、「解法」だとどういう人を認定するかが分かりにくく、標準化の結果、型にはまってしまわないか。<u>いろいろなタイプの研修がある中で、あまり型にはまらないためには、認定を強調しすぎない方がよいのではないかと（嶋田委員・第3回）。</u>	・いただいた御意見等も踏まえ、人材の資質を担保する仕組みについては、認定制度の形式はとらないこととし、研修の履修証明（「修了証」）等により、研修修了後の地域づくり活動に取り組みやすい環境を醸成していくこととする。

E. 地域づくり人材はどのような立場の人がふさわしいか

事 項	御意見	対応方向
(1) 地方自治体職員等	○最終的に支援を強めなければならないのは、<u>市町村職員</u>なので、地域リーダーと一緒に研修をしている（高橋課長・第2回発表）。 ○多様な関係性の網の中で、あいだをうまく橋渡しできるような<u>インターミディエーター</u>の役割を持った行政職員が今後一層必要になる（前神委員・第2回発表）。 ○こういう研修を市町村の人が受けるのは大事だが、<u>同じことを同じ場で県やJAの職員も学んでいないと、目標がばらばらになり、自分の役割だけを切り取る現象が起こるのではない</u>か（前神委員・第4回）。 ○<u>地域の中で動かす人材と地域の外で動く人材の両方が大事だが</u>、地域おこし協力隊は、前者の人材を生み出し始めたことに意味があったと思う。これまで、地域外の人材は、コーディネートすることまでで止まっていたので、<u>今の時代に合うように既存の人材制度を組み合わせながら、活用する視点を持つ方がよい</u>と思った（図司委員・第2回）。 ○人材像として市町村職員を想定するスタンスはよい。また、<u>地域おこし協力隊や集落支援員、域学連携コーディネーターなどを対象とした研修プログラムのノウハウ共有や連携も図っていけるとよい</u>。市町村職員と都道府県職員との関係は、大事な要素になる。<u>県職員には、市町村職員と同じ目線で現場をサポートしつつ、市町村の枠を超えた広域でのプラットフォームづくりの役割が期待される</u>（図司委員・第4回）。 ○<u>地方農政局や県拠点の職員、普及指導員も人材育成の対象として積極的に位置付けるべき</u>（平井委員・第4回）。 ○<u>「誰を」育成するのかを意識する必要。対象が広いと焦点がぼける</u>（谷中委員・第3回）。 ○受講者のリクルーティングも大事。地域づくり人材としての素養がある人が入ってくるように配慮できると一気に化けるので、<u>ある程度、フィルタリングする「研修の前工程」は重要</u>。（谷中委員・第4回）。	・いただいた御意見等も踏まえ、育成すべき人材像として、主に地方自治体の職員（職員減少や体制の脆弱化等の課題を特に市町村が抱えていることにも留意）等を想定することとする。 ・なお、地方自治体の職員として、農林水産、社会教育、福祉、企画等の部局の職員、地域担当職員、農林水産普及指導員（都道府県）、農業委員・農地利用最適化推進委員（市町村）等を想定。 ・また、研修受講者のリクルーティングの方法についても、ある程度前工程でフィルタリングする、「束」で人材を育成する等のいただいた御意見等も踏まえ、検討を行う。

(1) 地方自治体職員等（続き）	○最近のJAは非常に兼務が多様で忙しく、人材育成が大きな課題である。<u>これからの人材育成の仕組みの中に、JAの職員の役割を大きく位置づけてもらえれば、JAとしても大いに関わっていくことが期待できる</u>（川井委員・第3回）。 ○行政等の応援は、相談窓口はもちろん、<u>プランナーの育成が大事</u>。外部の人が1人いると、<u>地元は非常に心強い</u>（三善行政専門委員・第4回発表）。 ○都道府県職員も、<u>研修の対象としてきちんと入れた方がよい</u>（嶋田委員・第4回）。 ○自治体等に「人材育成宣言」や「人材育成目標値の設定」などをしてもらい、そこに何らかの財政的インセンティブを絡ませることで、<u>「束」で人材を育成することを考えていく必要性があるのではないか</u>（嶋田委員・第4回発表）。 ○方向性は定まったように思う。人材育成については、<u>市町村職員を中心に人材育成の新しい仕組みをつくっていく</u>という方向性が出てきた（小田切座長・第4回）。	
(2) その他地域づくりに意欲がある者	○「希望」という議論があった。私も「可能性の共有化」と呼んでいる。<u>地域の可能性をどう共有化するか。目配り人材である集落支援員などの制度を農業的・農村的にどう利用できるのか、あるいは、農水省版をどう作るのかという発想が求められている</u>（小田切座長・第2回）。 ○人材育成の仕組みを作っていく上で、集落支援員、地域おこし協力隊、普及指導員など様々なプレイヤーがいるが、<u>これらの役割を整理して組み合わせたモデルを作るのが良いのか、それとも、地域実態に応じてやれる方がやれば良いという発想に立つのか</u>が論点ではないかと理解した（小田切座長・第2回）。 ○いくつかある<u>人的支援制度を同時に組み合わせたり、人生100年時代のキャリアプランに沿って運用したり、複合的に活用することが大事</u>（平井委員・第2回発表）。 ○地元リーダーの育成・研修も大切。いろいろな農村の資源があるが、<u>最大の地域資源は「人」</u>。地元の人材をどう生かすかが大きなポイント（三善行政専門委員・第4回発表）。 ○<u>地域内の人材も必要であり、中山間地域は特に人材がいないので、人材育成をする際にはそこを意識しなければならない</u>と思っている（若菜委員・第2回）。	・研修の詳細設計に当たっては、いただいた御意見等も踏まえ、研修の一部にオンライン講座を導入し、地域づくりに意欲がある者が、有益な考え方や手法を学べる講座を受講できることとともに、希望する場合には、これ以外の講座も受講できることとすることにより、地域づくり人材の裾野を広げていけるよう、検討を行う。

(2) その他の地域づくりに意欲がある者 (続き)	○現場に入る者は市町村職員という考え方を固定させず、現場には集落支援員が入るから研修にも集落支援員を派遣するなど、そういう人材の役割分担を市町村に判断させるステップをかませたらどうか(若菜委員・第4回)。 ○行政とJAとの連携がうまく取れている地域は、活性化されている。<u>地域のことなどをよく知っているJA職員やOBも研修の対象者として入れれば非常によい</u>(川井委員・第4回)。 ○「半農半X」の農という部分は、農協の営農指導員や生活指導員が結構関わってくる部分がある。<u>JAをきちんと研修内容に位置付けるとよい</u>(川井委員・第4回)。 ○研修の対象について、都道府県職員や地方農政局の職員、そして住民についてどう考えるかが残された検討課題。特に、住民について別スキームで考えなくてもよいのだろうか(嶋田委員・第4回発表)。	
--------------------------------------	--	--

F. 国の関わり方		
事 項	御意見	対応方向
(1) 地方自治体への支援	○地方自治体の農政の弱体化に対して、<u>国として何ができるのか、中央集権的でない役割の検討が必要</u>（小田切座長・第1回）。 ○地域では、<u>職員減少だけでなく、業務の増加により現場に出られなくなっている</u>と聞く（嶋田委員・第1回）。 ○オフラインの研修では、人材育成に取り組む自治体に出向して学ぶような方法が考えられるが、各自治体の職員数は少ないので、<u>送り出し自治体と受入自治体に特別交付税を措置するなど、何らかのインセンティブが必要</u>。受入自治体には、公民館を中心とした人材育成など、<u>農政とは別の流れで人材育成に取り組んでいる自治体も含める形で省庁横断的に検討してはどうか</u>（嶋田委員・第4回発表）。 ○全国町村会等との連携も大事（嶋田委員・第4回発表）。 ○全国町村会の立場から。持続可能な地域づくりのためには多様な主体の参画が欠かせず、中心になるのは住民に一番身近な町村であり、学び、提案し、実行できる町村職員の確保・育成が重要。町村が地域の実情やニーズに応じ、思い切った取組ができるような支援をお願いしたい（羽田委員・第3回発表）。 ○研修修了生のネットワークについて、<u>幅広い層の地域づくり人材が連携し、それぞれの地域で活躍できるような支援体制や環境の整備などを国が行う必要がある</u>（羽田委員・第4回）。 ○既に農水省には中山間地域等直接支払、農山漁村振興交付金の地域活性化対策等、<u>地域の方たちが話し合っ、やりたいことを考えるプロセスを大事にしている事業がある</u>。<u>これらの事業を人材育成研修の修了者や参加者が入っている地区で展開したり、事業が既に展開されているところにOJTのフィールドを求めていくといった形で関連付けていくことがあり得る</u>（平井委員・第4回）。	・A～Eの対応方向でお示したとおり、主に地方自治体の職員等を想定した人材育成研修、研修修了生等のネットワークの構築を実施するとともに、地方農政局・拠点職員を中心に、農林水産省も研修修了生、講師陣をつなぐネットワークに参画することにより、地域づくりを後押しする情報提供や相談対応を行いつつ、現場の実態を把握する機能を強化することとする。 ・また、ネットワーク外に対する情報提供や相談対応も、引き続き行っていく。 ・このほか、研修及び研修修了生の活動を後押しするための国の支援方策について、検討する。

(2) 関係府省等との連携	○福祉との連携、生活困窮者支援等は農村と関連が深いので、<u>厚生労働省をオブザーバーに入れられないか</u>（前神委員・第1回）。 ○<u>コロナ禍においても、農村ではそれを乗り越えるための新しい発想がどんどん生まれている</u>。そう考えると、各省が新しいものをむやみに出していくのではなく、<u>他でうまく動いているものに相乗りしていくことも大事</u>（前神委員・第3回）。 ○農村、特に中山間を支える政策は多岐。<u>府省の連携の在り方は今後の重要な課題</u>。また、<u>町村職員の分野横断的な経験や交流を生かすという工夫も有益</u>（生源寺教授・第3回発表）。 ○関係府省との連携に加え、<u>日本政策金融公庫、ジェトロ、地方大学といった組織とも積極的に関わることが重要</u>（平井委員・第4回）。 ○<u>人材をネットワーク化していくことが重要</u>。また、<u>人材ネットワークを、農水省中心の政策のシステムにつなげていけないか</u>（嶋田委員・第3回）。 ○<u>人材ネットワークから他省庁のことも含めて現場の声を吸い上げ、様々な問題点を有識者会議で整理し、農水省が他省庁と調整する仕組みを構築できないか</u>。有識者会議では、事務方や有識者自身による独自提案も併せて議論するとよいと思う。この政策調整システムが機能すれば、<u>人材ネットワークの存在意義が高まり、ネットワーク自体もより機能していく</u>（嶋田委員・第4回発表）。	・いただいた御意見等も踏まえ、農林水産省がネットワーク内外から把握した「現場の声」を関係機関（他府省）等とも共有しつつ、具体的な政策立案に反映させていく。 （なお、第2回検討会より厚生労働省社会・援護局地域福祉課にオブザーバーとして参画いただき、連携して検討。）
(3) 地方農政局・県拠点等	○農政局や地方参事官室の人員の高齢化が非常に進んでいる。<u>若手をもう少し現場に貼り付ける人事を考えた方が、より効果的になるのではないか</u>（平井委員・第4回）。 ○地方農政局や地域拠点の職員の任期についても考慮するとよい。<u>特にプロデューサーは活動すればするほど味が出てくるため、ある程度長期でできるとよい可能性もある</u>（谷中委員・第4回）。 ○地方参事官が任期終了後に取組を継続したいと申し出た場合、兼務はできるのか。コロナ禍で副業・兼業への注目が高まるなど働き方の変化が進む中で、例えば、「週一参事官」といったような緩い関わり方がオフィシャルにできれば非常に面白いかもしれない（谷中委員・第4回）。	・地方参事官室の人材配置等に当たっては、いただいた御意見等を参考にさせていただく。

(3) 地方農政局・県拠点の関わり方 (続き)	○谷中委員の「週一参事官」のような発想は面白いが、新しい担当者とのやりにくさが当然出てくるので、<u>その調整が非常に難しい</u>気がしている（嶋田委員・第4回）。 ○<u>地方参事官が2、3年で異動するという形は考え直してもよいのではないか</u>。私どもが調査した結果、「何年もやっているとモチベーションが下がる」ことはないということも分かっている（嶋田委員・第4回）。 ○<u>地方農政局や拠点の職員の地域への関わり方は二つある。一つは、立場を活かして地域を応援する手法。1職員1特技みたいなものを積極的に応援するとか、業務として地域に出て行ける仕組みがあるとよい。もう一つは、OJTのように、地域にどっぷり入って学んでもらう関わり方。つながりが生まれて、地域の実態が分かるという点もある</u>（若菜委員・第4回）。 ○地方農政局の県拠点について、まだまだ具体的な政策的な方向性ということではなかったが、働き方改革、ポストコロナ社会での働き方の中で、<u>農水省職員も現場と関わるような仕組みが場合によっては作れるのではないか</u>という議論が出たので、今後、農水省で何らかの形で回答をいただきたい（小田切座長・第4回）。	
(4) 国、都道府県、市町村の関係性	○農政局県拠点については、いわゆる分権改革の中で「<u>県や市の業務ではないか</u>」という補完性原理の議論が必ずあると思うので、<u>別途整理が必要</u>（小田切座長・第4回）。 ○補完性の原理について補足すると、介入の論理として、又は責任の放棄として悪用されることがある。<u>今回の2つの事例は、そのいずれでもなく、むしろ現場に寄り添うものであり、補完性の原理に沿う</u>（嶋田委員・第4回）。	・研修の詳細設計や、研修修了生等のネットワークの構築に当たっては、御指摘を踏まえて、補完性原理の観点から、国、都道府県、市町村のそれぞれの役割を整理する。

(5) その他	○課題解決より主体形成、社会階層の変化、「補助金」から「補助人」への転換等、<u>地域づくりが新たな局面に入っている</u>ことを基礎的な事実認識とすべき（小田切座長・第1回）。 ○<u>補助金による農村支援が有効なこともあると思うが、持続可能な形とは言い難い</u>。農村で課題解決をする動きに対し、<u>農水省が認めたり応援したりすることで、地域の原動力になる</u>という切り口を模索することには価値がある（谷中委員・第1回） ○<u>防衛線までは撤退することを前提に考えつつ、生涯をそこで過ごしたい人を支えるフローを注ぎ続ける政策と、農地を整備する投資的な支出をする政策とを使い分ける</u>という、<u>長期的な視点も大事</u>（生源寺教授・第3回発表）。 ○<u>中山間地域等直接支払は農業のハンディキャップを埋めたが、中山間地域の農業や産業がどういう形であり得るかについての議論がこれまでは弱かったと思う。新たな基本計画は、そこに踏み込んでいる点が一つのポイント</u>（生源寺教授・第3回発表）。 ○農村振興局にはソフト・ハード両面からいろいろな交付金があるが、やはり<u>支援事業が大事</u>。テレワークの定着で田園回帰の動きは加速してくるが、光ファイバーなどネット環境整備が重要なので、他省庁の管轄ではあるが、農水省でも事業化してほしい（三善行政専門委員・第4回発表）。	・農村政策の企画・立案に当たっては、御指摘の事項を踏まえて検討を行う。
----------------	--	--

G. その他		
事 項	御意見	対応方向
(1)「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」との関連	○「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」の委員もしているが、この <u>検討会とダブる要素もあるので、情報を共有しながらやりたい</u> （高橋課長・第2回）。	・いただいた御意見等も踏まえ、両検討会の検討項目について、情報を共有しながら進めていきたい。
(2) 外部の第三者による指摘の重要性	○住民主導型の避難体制（行政が出す避難勧告を待つだけでなく、避難勧告が出されなくても、独自ルールで避難）を構築した際、 <u>第三者である大学の先生の介入により、行政と住民ではなかなか切り出せないことが進み、行政頼みだった住民の意識が変化した</u> （羽田委員・第3回発表）。	・いただいた御意見等も踏まえ、研修修了生、講師陣をつなぐネットワークを構築し、講師陣が研修修了生の地域づくりをサポートできる体制を整備する。
(3) 言葉を選ぶ仕掛け	○日本の「農度」を上げていくという言葉キーとして参加している。 <u>地域づくりの人材がなびいていくような言葉を選ぶ仕掛けがあるとよい</u> （指出委員・第3回）。 ○コーディネーターがどんな人なのかという共通認識を最大限に広げることが、コーディネーターになる人、コーディネーターを受け入れる人の双方にとって大事だと思う（指出委員・第4回）。 ○「プランナー」と「コーディネーター」とかいろいろな言葉があり、各委員が含意するところ、意味するところのイメージが少しずつずれているかもしれないので、「 <u>着火型</u> 」のように、 <u>タイトルをつけていく形にした方がよいかもしれない</u> （平井委員・第4回）。 ○現案では地域づくり人材をコーディネーターと呼んでいるが、プロジェクト全体を総指揮するという観点からは「プロデューサー」という呼称の方が適切かもしれない。 <u>プロデューサーには、営業力、交渉力、政治力、巻き込み力などが必要となる</u> （谷中委員・第4回）。	・いただいた御意見等も踏まえ、計画を作って終わりではなく、継続的な取組へと移行させていくという趣旨が端的に伝わるよう、地域づくり人材や研修の愛称についても、検討する。 ・本検討会で、農業を含むマルチワークや多様なライフスタイルの実現を議論する際にも、御指摘を踏まえた検討を行う。

(4) 普及指導員	○(普及指導員の)人材育成は重要。<u>人員配置や、業務見直し等による負担軽減も含め、抜本的な見直しが必要</u>。また、<u>普及員は技術指導にシフトしているが、話を聞いて共に創り出す場づくりが必要</u>(平井委員・第1回)。 ○普及事業の新たな運営方針の案が示されているが、改めて、<u>むらづくり、地域づくりを柱に掲げていくことが望まれる</u>(平井委員・第2回)。 ○農業改良普及は、かつて、地域普及と技術普及という言い方で、車の両輪を維持していた。<u>平成16年の普及改革でかなり技術の方にシフトしたと思うが、今回の基本計画の見直しで、普及においては、車の両輪の議論はどうだったのか</u>(小田切座長・第2回)。 ○私の母や祖母の時代は、普及指導員が生活の活性化のための活動をしていた。<u>普及指導員や、生活指導員、営農指導員などの活動が今こそ非常に大事ではないか</u>(川井委員・第2回発表)。	・協同農業普及事業では、普及指導活動の課題や方法等、今後の運営の方向性を示すものとして「協同農業普及事業の運営に関する指針」を定め、その中で普及指導員は、「技術を核として、農業者と地域の関係者等との結び付きの構築等を通じる」ことを基本に、「コーディネート機能を発揮し、地域ごとに異なる様々な農村の課題解決を図るように努める」ことを、重点化すべき課題の一つと位置付けている。
	○<u>県によって普及指導員の活用に差が出てきている印象</u>。現場の話を聞くと、県としての姿勢がしっかりしている県は、農村振興のために地域に入りやすいが、そうでない県は、普及員の思いがあっても、現場への訪問頻度が増えなかったり、仲間がいないため相談ができず悩んでいるという話を聞く(図司委員・第2回)。	・実際の活動においては、国の「指針」を基本として各都道府県で「実施方針」を策定し、更に地域の課題や特性を踏まえて普及指導センターごとに「普及指導計画」を定め、取り組んでいる。 一方で、農村振興のための地域での取組は、都道府県ごとに担当する組織が様々であり、普及組織以外の組織が主たるプレイヤーになる場合もある。このため、都道府県の普及指導員による当該活動には濃淡があると

(4) 普及指導員 (続き)		承知している。
	○普及職員の年齢構成について、20代は、H26の4%やH30の6.7%など、<u>若い人が普及員になる道筋がうまく作り切れていないと思う</u>（指出委員・第2回）。 ○これまではおそらく現場に「実践活動への移行」に寄り添う者がいたかもしれないが、農協の合併による営農指導員の減少や、<u>普及指導員の減少によって地域に寄り添う者がいなくなっている</u>（若菜委員・第4回）。	・普及指導員の年代構成には、構成者する者と別に、実務経験中の職員（H30は12.9%）がおり、世代交代は進んでいると承知している。

令和3年度農林水産関係予算概算要求について

目 次

1. 令和3年度農林水産関係予算概算要求の重点事項(農村振興局関係)	1
2. 農村振興局関係予算	4
①農業農村整備事業	4
②防災重点農業用ため池緊急整備事業	5
③農村整備事業	7
④日本型直接支払	8
⑤日本型直接支払のうち多面的機能支払交付金	9
⑥日本型直接支払のうち中山間地域等直接支払交付金	10
⑦農山漁村振興交付金のうち最適土地利用対策	11
⑧農山漁村振興交付金のうち「農泊」の推進	12
⑨農山漁村振興交付金のうち農福連携の推進	13
⑩鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進	14
3. 他局庁の農村振興関係予算	15
①再生可能エネルギーの導入等の推進	15
②6次産業化の推進	16
③新たな森林空間利用創出対策	17

令和3年度農林水産関係予算概算要求の重点事項 (農村振興局関係)

1 農業農村整備、農地集積・集約化、担い手確保・経営継承の推進

～コロナを契機とした地方での事業・雇用の創出～

(1) 競争力強化・国土強靱化のための農業農村整備の計画的な推進

① 農業農村整備事業＜公共＞ 3,983億円
(3,264億円)

・農業の競争力強化や農村地域の国土強靱化を図るため、
農地の大区画化・汎用化、農業水利施設の適切な更新・長寿命化、
防災重点農業用ため池対策の強化、
農業用ダムの洪水調節機能強化や田んぼダムの取組拡大等を推進

・農村の情報通信環境、農道、集落排水施設等の整備を推進

② 農地耕作条件改善事業 300億円
(250億円)

・農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化、
麦・大豆や高収益作物への転換を推進するため、
機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる
地域等において、
農業者の費用負担の軽減を図りつつ、農地の区画拡大等を促進

③ 農業水路等長寿命化・防災減災事業 333億円
(258億円)

・農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能を
安定的に発揮させるため、
機動的・効率的な長寿命化・防災減災対策を支援

④ 農山漁村地域整備交付金＜公共＞ 1,131億円
(943億円)

・地方の裁量によって実施する
農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策に
必要な交付金を交付

(2) 農地中間管理機構による農地集積・集約化と農業委員会による農地利用の最適化

① 農地の大区画化・汎用化等の推進＜公共＞ 3,983億円の内
(3,264億円の内)

・農地中間管理機構が借り入れている農地について、
都道府県が、農業者からの申請によらず、
農業者の費用負担等を求めずに基盤整備事業を
実施すること等により、
地域の特性に応じた農地の大区画化・汎用化等を推進

② 農地耕作条件改善事業（再掲） 300億円
(250億円)

・農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化、
麦・大豆や高収益作物への転換を推進するため、
機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる
地域等において、
農業者の費用負担の軽減を図りつつ、農地の区画拡大等を促進

2 農山漁村の活性化

～コロナを契機とした都市部から地方への移住を促す環境の整備～

(1) 日本型直接支払の実施

① 多面的機能支払交付金

491億円

(487億円)

- ・農業・農村の有する多面的機能が維持・発揮されるとともに地域全体で担い手を支えるため、農業者等で構成される活動組織が農地を農地として維持していくために行う地域活動、地域住民を含む活動組織が行う地域資源の質的向上を図る活動に交付金を交付

② 中山間地域等直接支払交付金

268億円

(261億円)

- ・中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するため、棚田地域を含む中山間地域等での農業生産活動を継続して行う農業者等に交付金を交付

(2) 中山間地農業の所得向上を始めとした農山漁村の活性化

① 中山間地農業ルネサンス事業＜一部公共＞

490億円

(442億円)

- ・棚田を含む傾斜地等の条件不利性や鳥獣被害の増加等の中山間地農業の状況を踏まえつつ、地域の特色をいかした多様な取組を後押しするため、多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承に向けた取組、不測の事態に備えた都市と産地の安定的な交流・食料供給モデルの創出を総合的に支援

② 棚田・中山間地域対策＜公共＞

(中山間地域農業農村総合整備事業)

70億円

(50億円)

- ・棚田地域を始めとする中山間地域における収益力向上を図るため、農業生産を支える水路・ほ場等の基盤整備と加工・販売施設等の整備とを一体的に支援

(農山漁村地域整備交付金)

1,131億円の内訳

(943億円の内訳)

③ 農山漁村振興交付金

103億円

(98億円)

- ・農山漁村における定住や都市と農山漁村の交流を促進するとともに、関係人口の創出・拡大を図るため、地域資源を活用した計画策定、取組の実践、「農泊」や農福・林福・水福連携の実施のための施設の整備、都市における農業体験活動、配食サービス等によるコミュニティ機能の維持、荒廃化のおそれのある農地の低コストでの維持・管理等を支援

ア ワークーションにも対応した農泊の推進

- ・農泊を実施するための体制整備、観光コンテンツの磨き上げ、地域全体でのプログラム企画等の取組と、農家民宿や古民家等を活用した滞在施設、農林漁業体験施設、ワークーション用の施設等の整備とを一体的に支援

イ 農福・林福・水福連携の推進

- ・農林水産分野での障害者等の雇用・活躍の場を創出し、農山漁村の維持・発展を図るため、農福連携に加え、苗木生産や養殖施設といった林福連携・水福連携に資する施設の整備、障害者の職場定着を支援する人材の育成、作業手順のマニュアル化等を一体的に支援

ウ 都市農業の多様な機能の発揮

- ・都市農業を振興するため、都市農業での生産体験や交流の場の提供、災害時の避難地としての活用、持続的な都市農業のモデル地域の創出等を支援

エ 配食・見守りサービス等による農山漁村のコミュニティ機能の維持

- ・農山漁村では、都市部に先駆けて人口減少・高齢化が進行し、コミュニティ機能の維持にも支障が生じかねないため、農林漁業の振興と併せて実施する配食・見守り等のコミュニティ機能の維持に資するサービスの実施に必要な機器導入、施設整備等を支援

オ 荒廃化のおそれのある農地の低コストでの維持・管理、不測の事態に備えた生産の実証

- ・農山漁村の実情を踏まえた荒廃化のおそれのある農地の低コストでの維持・管理、不測の事態に備えた生産・供給の実証等を行うモデル地区の創出を支援

④ 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進	1 6 2 億円 (1 0 2 億円)
・農作物被害のみならず 農山漁村の生活に大きな影響を与える鳥獣被害の防止に向け、 捕獲者のサポート体制の構築、 捕獲頭数の増加に応じた支援の導入等により 捕獲活動を抜本的に強化するほか、 林業関係者によるシカの捕獲効率向上対策等を実施 ・地域資源を有効に活用したジビエ利活用の拡大に向け、 捕獲者や処理加工施設の人材の育成、処理加工施設の整備、 プロモーション等による需要拡大の取組を支援	

⑤ 特殊自然災害対策施設緊急整備事業	3 億円 (3 億円)
・火山の降灰等の被害に対応するため、 洗浄用機械・施設等の整備、 これと一体的に行う用水確保対策等を支援	

(3) 地方への定住促進に向けた環境整備

① 農山漁村の情報通信環境や生活インフラの整備＜公共＞	(農村整備事業) 7 3 億円 (-)
・田園回帰と農山漁村への定住に資する、 農山漁村の情報通信環境、農道、集落排水施設等の整備を推進	(漁村整備事業) 1 4 億円 (-)

※ 防災・減災、国土強靱化緊急対策に係る経費や
「総合的なT P P等関連政策大綱」を踏まえた農林水産分野における経費については、
予算編成過程で検討。

農業農村整備事業〈公共〉

〔令和3年度予算概算要求額 398,252 (326,436) 百万円〕

＜対策のポイント＞

農業の競争力強化のための農地の大区画化や汎用化・畑地化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の適切な更新・長寿命化、ため池の防災・減災対策や農業用ダムの洪水調節機能強化、生活インフラや情報通信環境の整備等を推進します。

＜事業目標＞

- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進〔令和5年度まで〕
- 基盤整備完了区域（水田）における作付面積（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合の増加
- 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
- 農地及び周辺地域の湛水被害等の防止

＜事業の内容＞

1. 農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備

（農業競争力強化対策）166,124 (129,127) 百万円

担い手への農地集積や農業の高付加価値化を図るため、農地中間管理機構との連携等により、農地の大区画化や汎用化・畑地化、畑地かんがい施設の整備等を推進します。また、水利用の高度化や水管理の省力化を図るため、パイプライン化やICTの導入等により、新たな農業水利システムの構築を推進します。

2. 農業水利施設の戦略的な保全管理、防災・減災対策

（国土強靱化対策）224,828 (197,309) 百万円

農業水利施設の更新・長寿命化・耐震化、農地の湛水防止対策、ため池の防災・減災対策、農業用ダムの洪水調節機能強化等を推進します。

3. 農村整備（田園回帰・農村定住促進）

7,300 (－) 百万円

集落排水施設や農道、情報通信環境等の整備を推進します。

＜事業の流れ＞



※直轄で実施する場合は、2/3等

＜事業イメージ＞



〔お問い合わせ先〕 農村振興局設計課 (03-3502-8695)

防災重点農業用ため池緊急整備事業＜公共＞

【令和3年度予算概算要求額 58,829（－）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（ため池工事特措法）に基づき、防災重点農業用ため池のハード対策・ソフト対策を集中的かつ計画的に推進します。

＜事業目標＞

農地及び周辺地域の湛水被害等の防止

＜事業の内容＞

防災重点農業用ため池を対象として、ため池工事特措法の有効期間（令和13年3月まで）における以下の対策を支援します。

1. ハード対策（補助率：50％等）

- ① ため池の改修、附属施設の整備等を支援します。（総事業費4,000万円以上）
- ② 「大規模なもの」、「中山間地域に存在するもの」及び「緊急性が高いもの※」については、補助率55％で支援します。
 ※ 浸水区域に防災拠点施設・緊急輸送道路があるもの、又は周辺区域の居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがあるとして知事が特に必要と認めるもの。
- ③ ①に併せ行う堆砂対策（堆砂率がおおむね10％以上のもの、洪水時等における緊急放流が阻害されているもの等）を支援します。

2. ソフト対策（定額）

ため池の劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、管理・監視体制の強化等のソフト対策について支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】農村振興局防災課（03-6744-2210）

農業用ダムにおける洪水調節機能の強化

(参考)

<対策のポイント>

近年の台風や豪雨による水害の激甚化等を踏まえ、政府は既存ダムを活用した洪水調節機能の強化に取り組んでおり、農業用ダムについても、ソフト・ハードの両面から各ダムの取組を支援し、利水機能を確保しつつ洪水調節機能の強化を図ります。

<事業の内容>

- 令和元年12月に策定された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき、農業用ダムでも令和2年度から洪水調節機能強化の取組を開始しています。
- 以下の対策を講じることにより、農業用ダム本来の利水機能に支障が生じるリスクを軽減しつつ、洪水調節機能強化の取組を推進します。

1 農業用ダムの施設整備

ダムの堆砂対策による貯水容量の確保や地区内の施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備、貯水位等のデータを河川管理者へ提供するためのシステム等の整備を行います。

(国営かんがい排水事業、水利施設整備事業 等)

2 農業用ダムの取組効果の検証等

農業用ダムの事前放流や時期ごとの貯水位運用に向けた水管理方法の調査・検討、事前放流の効果の検証等を行い、必要な運用の見直し等を行います。

(国営造成施設総合水利調整管理事業[新規]、水利施設整備事業 等)

3 洪水調節機能強化に係る取組支援

農業用ダムの管理者が行う以下の取組について一定期間支援します。

- ① 河川管理者等との治水協定の締結、協定に基づく連絡体制の整備等の基礎的取組
- ② 事前放流や時期ごとの貯水位運用といった従来の管理の範疇を超えた追加的取組

(直轄管理事業、基幹水利施設管理事業、水利施設管理強化事業[新規])

<事業イメージ>

農業用ダムの施設整備



堆砂対策



貯水池法面の保護

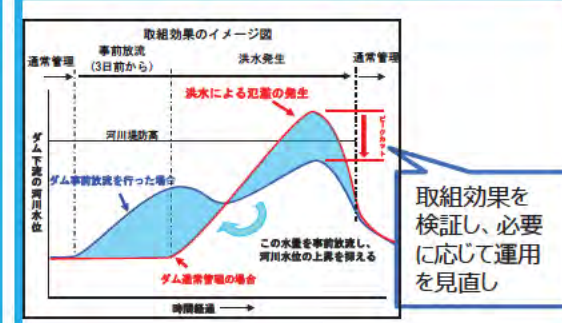


取水設備の整備



情報システム整備

農業用ダムの取組効果の検証等



洪水調節機能強化に係る取組支援



治水協定

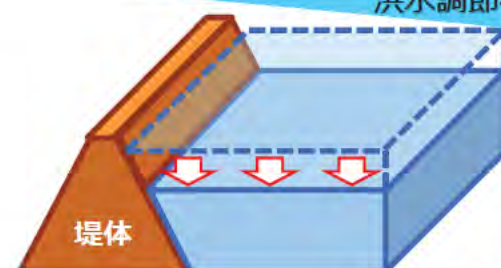
- 基礎的取組への支援
 - ・治水協定の締結
 - ・関係機関による事前訓練
 - ・実施体制の整備・連絡調整 等



事前放流
(イメージ)

- 追加的取組への支援
 - ・事前放流や貯水位運用の実施
 - ・放流前の警報活動
 - ・不測の事態への対応 等

ソフト・ハード両面から支援し 洪水調節機能を適切に発揮



事前放流や貯水位運用により、
ダムの貯水位を下げ、洪水調節
可能容量を確保

[お問い合わせ先] 農村振興局水資源課 (03-6744-1363)

農村整備事業＜公共＞

【令和3年度予算概算要求額 7,300（－）百万円】

＜対策のポイント＞

老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化している農村地域のインフラの持続性を確保するとともに、地方移住への関心が高まっている機を捉えて農村の活性化を図るため、集落排水施設や農道等の再編・強靱化、情報通信環境の整備など、農村に人が安心して住み続けられる条件の整備を推進します。

＜事業目標＞

- 「小さな拠点」の形成の推進、情報基盤・交通等の生活インフラ等の確保
- スマート農業の加速化などデジタル技術の利活用の推進

＜事業の内容＞

1. 農村基盤の整備

農村地域の生活に不可欠なサービスが持続的に提供できるよう、集落排水施設や農道等の再編・強靱化対策等を支援します。

2. 農業農村の情報通信環境の整備

農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業技術の実装に対応しつつ、新たな生活様式にも活用できる情報通信環境の整備を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

施設の老朽化対策や再編・コンパクト化によりインフラの持続性の確保や規模を適正化



農道等の改良・保全により、生産性の向上と集落へのアクセスを確保



農業・農村振興を目的とした無線基地局等の整備を行い、リモート化による施設の把握、農業生産性を向上



【お問い合わせ先】 農村振興局地域整備課（03-6744-2200）

日本型直接支払

【令和3年度予算概算要求額 78,365 (77,203) 百万円】

＜対策のポイント＞

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。

＜政策目標＞

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮

＜事業の全体像＞

- 農業・農村は、国土保全等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。
- このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

多面的機能支払 49,100 (48,652) 百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

支援対象

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象

- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・ 植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



植栽活動

中山間地域等直接支払 26,800 (26,100) 百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援



中山間地域
(山口県長門市)

環境保全型農業直接支払 2,465 (2,451) 百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援



有機農業



カバークロップ



堆肥の施用

多面的機能支払交付金

【令和3年度予算概算要求額 49,100 (48,652) 百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合の向上

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 47,498 (47,050) 百万円

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

(円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,602 (1,602) 百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



植栽活動

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）

対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

(円/10a)

項目		都府県	北海道
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田	400
		畑	240
農村協働力の深化	上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年度参加する場合	草地	40
			20
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	400
小規模集落支援	既存活動組織が、地域資源の保安全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保安全管理を行う取組を支援	田	320
		畑	1,000
		草地	700
			300
			40

項目	都府県	北海道	交付金（定額）
広域化への支援	3集落以上または50ha以上	3集落以上または1,500ha以上	4万円/年・組織
	200ha以上	3,000ha以上	8万円/年・組織
	1,000ha以上	15,000ha以上	16万円/年・組織

※下線部は拡充内容

【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課（03-6744-2197）

中山間地域等直接支払交付金

【令和3年度予算概算要求額 26,800（26,100）百万円】

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援します。

<事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止【令和6年度まで】

<事業の内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金 26,600（25,900）百万円

○ 第5期対策（令和2～6年度）のポイント

① 対象地域に棚田地域振興法の指定棚田地域（保全を図る棚田等に限る）を追加

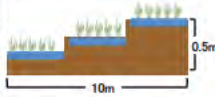
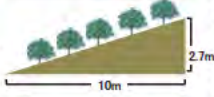
② 6～10年後を見据えた集落の将来像の明確化を促進するため、体制整備単価要件を「集落戦略の作成」に一本化

〔「農業生産活動を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）〕

③ 農業生産活動の継続に向けた前向きな取組への支援を強化するため、集落協定の広域化や集落機能の強化、農業生産性の向上等の加算措置を新設・拡充

④ 農業者等が安心して取り組めるよう交付金返還措置の見直し 等

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)	田：急傾斜 (傾斜：1/20)	畑：急傾斜 (傾斜：15度)
田	急傾斜（1/20～）	21,000		
	緩傾斜（1/100～）	8,000		
畑	急傾斜（15度～）	11,500		
	緩傾斜（8度～）	3,500		

21,000円/10a

11,500円/10a

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 200（200）百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【対象地域】中山間地域等

（地域振興8法と棚田法等指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（集落戦略の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算 超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	6,000円 (田・畑)
集落協定広域化加算 【上限額：200万円/年】 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	3,000円 (地目にかかわらず)
集落機能強化加算 【上限額：200万円/年】 新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算 【上限額：200万円/年】 農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用対策

【令和3年度予算概算要求額 500（－）百万円】

<対策のポイント>

農村における所得向上、雇用創出など、地域コミュニティ機能の維持・強化に向けて、**地域ぐるみの話し合い**を通じ、重要な地域資源である農地の有効活用や粗放的な利用方策による低コスト土地利用の取組などを支援し、土地利用の最適化を推進します。

<事業目標>

地域コミュニティ機能の維持や強化に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区〔令和8年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農地等活用推進事業

360（－）百万円

市町村や地域協議会等が、重要な地域資源である農地等を有効活用するため、**地域ぐるみの話し合い**を通じ、生産基盤や周辺環境を整備するなど、**地域の特性を活かした農業の展開や、地域資源の付加価値向上**を推進します。

- ア 専門家を入れた話し合いや地域の特性を活かした整備計画の策定
- イ 水田の畑地化や高収益作物の導入等に係る農地の簡易な整備
- ウ 簡易ハウスや簡易トイレ等農業参入しやすい環境の整備

2. 低コスト土地利用支援事業

140（－）百万円

市町村や地域協議会等が、重要な地域資源である農地等を低コストで維持するため、**粗放的な利用方策（放牧や環境保全効果が期待される蜜源対策等）を実証**するとともに、感染症の流行などによる食料不足等の有事を想定し、当該農地の生産性や有用性を検証します。

① 粗放的農地利用型

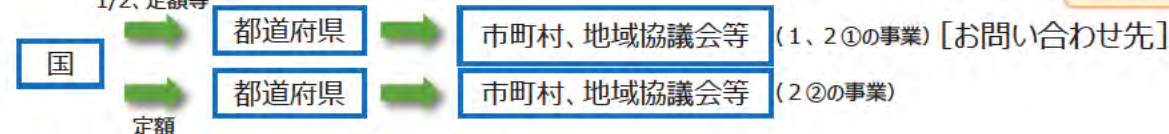
- ア 専門家を入れた話し合いや粗放的利用方策の実証計画の策定
- イ 粗放的利用を行うための農地の刈払いや電柵柵等条件整備
- ウ 蜜源作物の種苗費や省力化機器の導入等粗放的利用の実証に必要な経費

② 生産性検証（食料自給力確保）型

- ア 専門家を入れた有事を想定した安定的な食料生産の実証計画の策定
- イ 食料生産の実証に必要な土壌改良や簡易な施設整備
- ウ 食料生産に実証に必要な生産コストや流通コスト等への支援

<事業の流れ>

1/2、定額等



<事業イメージ>

農村における多様な土地利用方策の取組支援



【専門家を入れた話し合い】



【整備計画、実証計画の策定】



【農地の簡易な整備】



【蜜源作物の取組】



【放牧の取組】



【高収益作物の導入】



【景観作物の取組】



【生産性の検証】

農村における所得向上、雇用創出など、地域コミュニティ機能の維持・強化

農山漁村振興交付金のうち 「農泊」の推進

【令和3年度予算概算要求額 5,485 (5,038) 百万円】

<対策のポイント>

農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における実施体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ、ワーケーション対応等の利便性向上、農泊により里づくりを行う取組、滞在施設等の整備等を一体的に支援するとともに、国内外へのプロモーションや地域が抱える課題解決のための専門家派遣等を支援します。

<事業目標>

都市と農山漁村の交流人口の増加 (1,540万人 [令和7年度まで])

<事業の内容>

1. 農泊推進事業 ※ 地域活性化対策等による取組を含む

- ① 農泊の推進体制構築や魅力ある観光コンテンツの開発、新たな取組に必要な人材確保、インバウンド受入環境の整備等を支援します。
- ② 実施体制が構築された農泊地域を対象に、多言語対応、地元食材・景観等の地域資源の活用、ワーケーション受入対応、農泊により関係人口を拡大し里づくりを行う取組等に対して支援します。
【事業期間：2年間等、交付率：定額（上限500万円/年等）】

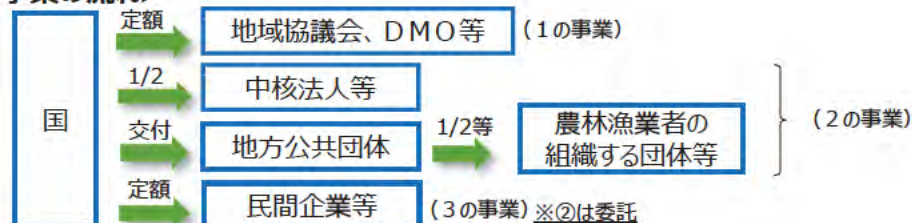
2. 施設整備事業

- ① 農泊を推進するために必要となる古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設の整備や、活性化計画に基づく農産物販売施設等の整備を支援します。
(活性化計画に基づかない事業) 【事業期間：2年間、交付率：1/2 (上限5,000万円、1億円)】
(活性化計画に基づく事業) 【事業期間：原則3年間、交付率：1/2等】
- ② 地域内で営まれている個別の宿泊施設の改修を支援します。(農家民泊から農家民宿へ転換する場合、促進費の活用可能) 【事業期間：1年間、交付率：1/2 (上限1,000万円/経営者、5,000万円/地域)】

3. 広域ネットワーク推進事業等

- ① 戦略的な国内外へのプロモーション、農泊を推進する上での課題を抱える地域への専門家派遣・指導を行う取組等を支援します。【事業期間：1年間、交付率：定額】
- ② 農泊の成果や利用者のニーズ等の情報を収集・分析し、今後の農泊の効果的な推進に繋げるための調査を実施します。【委託事業】

<事業の流れ>



※下線部は拡充内容

<事業イメージ>



地域の景観を活用した
体験プログラム開発



地域の食材を
活用したメニューづくり



ワーケーション
受入の対応

インバウンド受入環境の整備



古民家を活用した滞在施設



課題に応じた専門家の派遣・指導

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)

<対策のポイント>

障害者等の雇用・就労を通じた農林水産業経営の発展に資する生産施設及び加工・販売施設等の整備、障害者等の生産・加工技術等の習得に加え、農業・福祉双方のニーズのマッチングを行う専門人材の育成等の取組を支援するとともに、効果的な農福連携プロモーション等を実施します。

<事業目標>

農福連携に取り組む主体を新たに創出（3,000件〔令和6年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農福連携整備事業

農福・林福・水福連携の推進に必要となる施設（農業生産施設、苗木生産施設、養殖施設、加工・販売施設等）の整備を支援します。

【事業期間：2年間、交付率：1/2（上限1,000万円、2,500万円等）】

2. 農福連携支援事業

① 農福連携支援事業

農福・林福・水福連携の取組において、障害者や生活困窮者が働きやすくなるために実施する技術習得の研修、簡易な安全・衛生設備（休憩所、トイレ、スロープ等）の整備等を支援します。

【事業期間：2年間、交付率：定額（上限300万円）】

② 農福連携人材育成支援事業

農業経営体が障害者を雇用等により受け入れる際、障害特性を踏まえた作業指示や配慮事項等をアドバイスし、職場定着を支援する農福連携サポーターの育成や農業者と福祉事業所をマッチングするコーディネーターの育成等を支援します。

【事業期間：2年間、交付率：定額（上限400万円）】

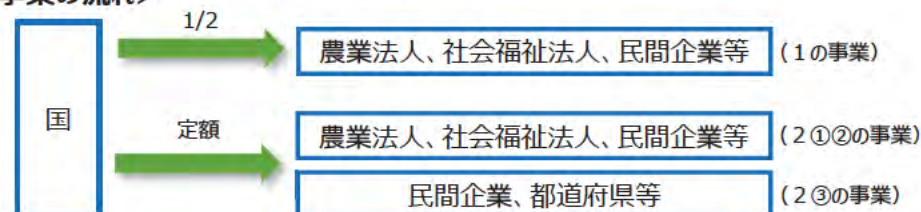
③ 普及啓発等推進対策事業

ワンストップ窓口の設置など都道府県の推進体制の強化、農福連携の全国展開に向けた普及啓発、調査・研究、メディアを活用した農福連携プロモーションの取組等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額（上限1,000万円等）】

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>



農業生産施設
（水耕栽培ハウス）



苗木生産施設



養殖施設



加工処理施設



農産加工の実践研修



養殖籠補修、木工技術習得



休憩所、トイレの整備



人材育成研修



プロモーション



調査・研究等

（関連事業）優先採択等の優遇措置を実施

- ・食料産業・6次産業化交付金
- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金
- ・農業人材力強化総合支援事業
- ・林業・木材産業成長産業化促進対策
- ・水産多面的機能発揮対策事業
- 等

【お問い合わせ先】農村振興局都市農村交流課（03-3502-0033）

鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

【令和3年度予算概算要求額 16,239 (10,170) 百万円】

<対策のポイント>

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、**捕獲活動の抜本的強化の取組**や、**ジビエ利活用に向けた取組**等を支援します。また、シカ被害の甚大化を防止するための**林業関係者による捕獲効率向上対策**や新技術の開発・実証、国土保全のための捕獲事業等を実施します。

<事業目標>

- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシ、サルの対策強化（生息頭数等を平成23年度から半減（シカ、イノシシで約200万頭）〔令和5年度まで〕）
- 野生鳥獣のジビエ利用量の拡大（ジビエ利用量を令和元年度から倍増（4,000t）〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

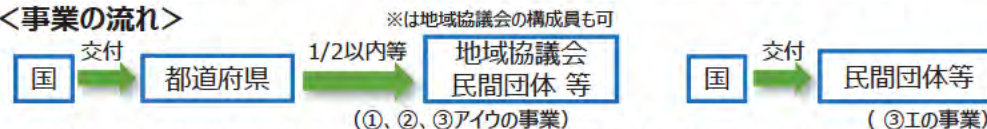
1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 16,035 (10,010) 百万円

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組等を総合的に支援します。

- ① 侵入防止柵、焼却施設、捕獲高度化施設等の整備※〔1/2以内、侵入防止柵の資材費のみ交付対象とする場合は定額支援〕
- ② **捕獲活動の抜本的強化・地域ぐるみの被害防止活動**
 - ア 捕獲活動経費の直接支援〔獣種やジビエ利用に応じた上限単価以内で定額支援〕
シカ・イノシシは捕獲頭数の増加に応じて上乗せ支援
 - イ **捕獲サポート体制の構築**、ICTを活用したスマート捕獲等の取組を支援〔限度額内で定額支援〕
 - ウ 都道府県が行う広域捕獲活動、新技術実証活動等を支援〔2,300万円以内を定額支援〕
- ③ **ジビエ利活用に向けた取組**
 - ア 利用可能な個体のフル活用体制構築に向けた、処理加工施設やジビエカー、**簡易な一次処理施設等の整備**※〔1/2以内〕
 - イ **放射性物質による出荷制限解除に向けた検査費用の支援**〔限度額内で定額支援〕
 - ウ **捕獲者・処理加工施設・実需者等によるコンソーシアム方式の導入**
 - エ ジビエの全国的な需要拡大のため、プロモーション等への取組を支援〔定額支援〕

等

<事業の流れ>



2. シカ等による森林被害緊急対策事業 204 (160) 百万円

- ① シカ被害の甚大化を防止するための**林業関係者による捕獲効率向上対策**やICT等を活用した新技術の開発・実証、国有林野内で国土保全のための捕獲事業を実施
- ② 顕在化しつつある**ノウサギ被害の対策手法**の検討を実施

<事業の流れ> ※国有林においては、直轄で実施



【お問い合わせ先】

- (1の事業) 農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室 (03-3591-4958)
 (2の事業) 林野庁研究指導課森林保護対策室 (03-3502-1063)

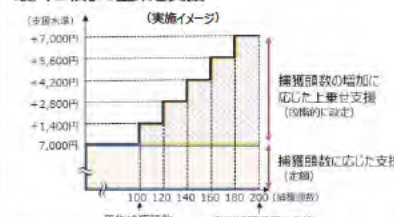
<事業イメージ>

〔総合的な鳥獣対策・ジビエ利活用への支援〕



〔捕獲活動の抜本的強化〕

- ① **捕獲頭数の増加に応じた活動経費の支援**
シカ・イノシシの平均捕獲頭数以上の捕獲に対して、最大2倍まで上乗せ支援



② 捕獲サポート体制の構築支援

地域の農業者や農業関連団体、若者等で捕獲サポート体制を構築

〔ジビエ利活用に向けた取組〕

① 利用可能な個体のフル活用体制構築

簡易な一次処理施設や残渣処理施設等の整備による処理体制の構築



② 放射性物質影響地域における支援

出荷制限解除に向けた検査費用の支援



③ 捕獲から販売まで一体となった活動への支援

捕獲者・処理加工施設・実需者等によるコンソーシアム方式の導入



〔捕獲効率の向上〕



〔ICT等を活用した新技術の開発・実証〕



〔国土保全のための捕獲〕



36 再生可能エネルギーの導入等の推進

【令和3年度予算概算要求額 676（－）百万円】

<対策のポイント>

営農型太陽光発電等の再生可能エネルギーの有効活用取組、食品廃棄物・家畜排せつ物等を活用した、災害に強く、エネルギーの地産地消に資するバイオマス利活用施設の導入等を支援します。

<事業目標>

再生可能エネルギーに係る経済規模を拡大（600億円〔令和5年度まで〕）

<事業の内容>

1. 持続可能な循環資源活用の推進 56（－）百万円

① 持続可能な循環資源活用総合対策事業

ア 地域資源活用展開支援事業

再生可能エネルギーの地域内活用に向けた体制構築等の取組、バイオマス産業都市等の先進的な事例や知見をシェアリングする取組を支援します。

イ 営農型太陽光発電システムフル活用事業

営農型太陽光発電で発電した電力を自らの農業経営の高度化に利用し、営農型太陽光発電のメリットを最大限に発揮するためのモデル構築を支援します。

ウ 事業系食品廃棄物エネルギー利用対策調査事業

下水汚泥バイオガス施設で食品廃棄物を混合利用する取組を支援します。

② メタン発酵バイオ液肥等の肥料利用の促進（食料産業・6次産業化交付金で措置）

メタン発酵バイオ液肥等を肥料として地域で有効利用するための取組を支援します。

2. バイオマス地産地消総合対策事業 620（－）百万円

災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築等に向けて、バイオマス利活用の高度化に必要な施設の導入、その効果を最大限発揮するための調査・設計等を支援します。

① 生産基盤強化モデル：畜産農家等によるエネルギーの地産地消や肥料の複合利用

② 地域一体モデル：地域が一体となったバイオマス利活用の高度化・利用拡大

（災害時のレジリエンス能力強化に資する施設の高度化等を含む）

③ スマート技術モデル：新技術を活用した新たな利用モデルの構築

<事業の流れ>

補助（定額、1/2以内）



<事業イメージ>

地域資源活用展開支援



営農型太陽光発電



バイオマス地産地消総合対策

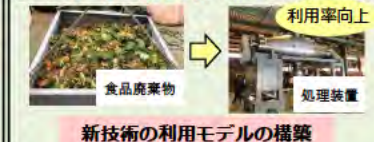
① 生産基盤強化モデル



② 地域一体モデル



③ スマート技術モデル 例：亜臨界水処理技術



【お問い合わせ先】食料産業局バイオマス循環資源課（03-6738-6477）

42 6次産業化の推進

【令和3年度予算概算要求額 9,534 (3,065) 百万円の内数】

<対策のポイント>

需要に応じた新たなバリューチェーンの創出に向けて、農林漁業者と多様な事業者が連携して行う地域資源を活用した**新商品開発や販路開拓等の取組、加工・販売施設等の整備、6次産業化サポートセンターによる農林漁業者等の育成、外食・中食等における国産食材の活用**を支援します。

<政策目標>

6次産業化に取り組んでいる優良事業体数の増加（93事業体〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 食料産業・6次産業化交付金

業務用需要に対応したBtoB（事業者向けビジネス）の取組、「農泊」と連携した観光消費の促進及び**農福連携**の発展に資する**新商品開発や販路開拓等の取組、加工・販売施設等の整備**を重点的に支援します。

なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能です。

2. 6次産業化サポート事業

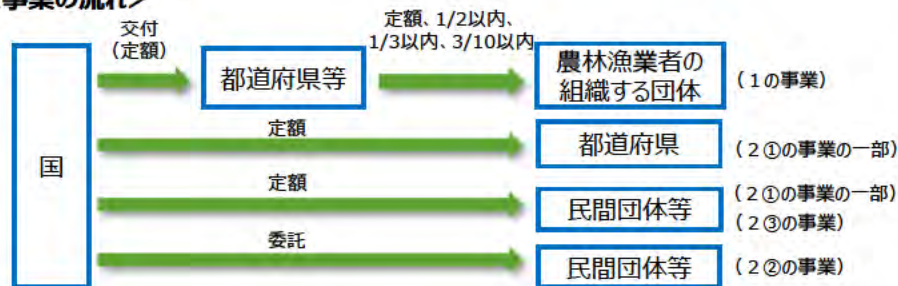
① 都道府県サポートセンターが、中央サポートセンターと連携して、6次産業化に取り組む事業者の経営改善に資する**質の高いサポートを実施**します。

また、**経営やサプライチェーン全体を見渡せるエグゼクティブプランナーを選定・派遣し、支援を受けた事業者を地域の優良事業者に育成**する取組を支援します。

② 優良事例の表彰等を通じて、6次産業化や地産地消等の普及啓発を行います。

③ 農林漁業者と外食・中食事業者のマッチング、ジビエ肉の商談会の開催、情報共有体制の構築を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 食料産業・6次産業化交付金（6次産業化関係の重点支援分野）



2. 6次産業化サポート事業



【お問い合わせ先】

（1、2①②の事業）食料産業局産業連携課（03-6738-6473）
（2③の事業）食品製造課（03-6744-7177）

73 新たな森林空間利用創出対策

【令和3年度予算概算要求額 191（121）百万円】

<対策のポイント>

地方の活性化に向けた「関係人口」の創出・拡大のため、森林空間を多様な分野で活用する「森林サービス産業」の創出・推進の取組や、^{にっぽんつく}「日本美しい森 お薦め国有林」の重点的な環境整備を行うとともに、森林と人との関わりに対する国民理解の醸成を図るため、全国規模の緑化行事の開催を支援します。

<事業目標>

- 新たに「森林サービス産業」の創出・推進に向けて取り組む地域数（30地域以上 [令和4年度まで]）
- 重点整備された「日本美しい森 お薦め国有林（レクリエーションの森）」の利用者数（平成29年度比50%以上増 [令和6年度まで]）

<事業の内容>

1. 「森林サービス産業」創出・推進に向けた活動支援事業 95（55）百万円

健康、観光、教育等の分野で森林空間を活用して、新たな雇用と収入機会を生み出す「森林サービス産業」の創出・推進の取組を支援します。

- ① モデル事業（ワーケーションの推進を含む）の実施
- ② 課題解決型研修会の実施
- ③ 課題共有・解決のための効果分析・情報発信
- ④ 産学官コンソーシアムにおける技術課題の調査・研究等

2. 森林景観を活かした観光資源の整備事業 64（34）百万円

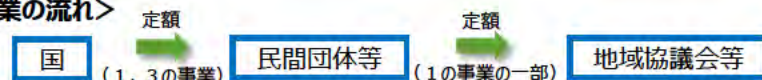
「日本美しい森 お薦め国有林」において、外国人旅行者を含めた観光利用を推進するため重点的な環境整備等を実施します。

- ① 多言語による情報発信や木道整備等の実施
- ② 安全に利用できるための通話可能エリアマップ等の整備
- ③ 「新たな日常」を見据えたワーケーション環境の整備等

3. 全国規模の緑化運動の促進 32（32）百万円

森林空間利用や緑化をはじめとした森林と人との関わりに対する国民の理解醸成を図るため、全国植樹祭、全国育樹祭、みどりの感謝祭の開催等を支援します。

<事業の流れ>



※ 2の事業は、直轄で実施

<事業イメージ>

「森林サービス産業」創出・推進に向けた活動支援事業	
モデル事業・課題解決型研修会の実施	
民間企業等と地域協議会等が、「企業の健康経営」による森林空間利用を核とした「森林サービス産業」の創出・推進に向けた課題解決に取り組むためのモデル事業や研修会の実施	 森林セラピー等 研修会
効果分析・情報発信	産学官コンソーシアム
・効果の検証、先行事例等の分析 ・企業等への効果の発信、地域への具体的実施手段の共有	・コンソーシアムによる研究開発、サービス提供の仕組みづくり、普及・啓発などの活動を支援

森林景観を活かした観光資源の整備事業	
 木道の整備	
 通話可能エリアマップの整備	
 ワーケーション環境の整備（Wi-Fi整備）	 動画によるPR

「3密」でない森林空間を活用した新たな産業等の創出・推進

【お問い合わせ先】（1、3の事業）林野庁森林利用課（03-3502-0048）
 （2の事業）経営企画課（03-6744-2323）